

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

特集=地域再生の課題

福田善乙 中谷武雄 鈴木茂 橋本了一

研究者群像》早川和男先生に聞く

雇利を創る》三洋電機定勤パート労働組合

69

1992年

3月

1981年5月20日

第4種郵便物認可

I S S N 0385-065X



『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

— 第65号 —

特集 企業社会ニッポン

- 日本型企業社会の構図とその変革視点 十名 直喜
企業社会=日本の構図 光岡 博美
医師からみた今日の労働現場と過労死 田尻俊一郎
研究者群像 宮本憲一先生に聞く（上）／ほか

— 第66号 —

特集 再考！ 社会主義

- 『資本論』の社会主義 大野 節夫
スターイン体制の形成・確立・展開 森岡 真史
東ドイツの市民革命とドイツ統一 芦田 亘
研究者群像 宮本憲一先生に聞く（下）／ほか

— 第67号 —

特集 I 女と男の経済学

- 女性論・婦人論論争から学ぶもの 柴田 悅子
男女雇用機会均等法の施行をめぐって 久米 弘子
経済学とフェミニズム 角田 修一

特集II 現代日本資本主義論争にむけて

- ポスト・フォーディズムと日本資本主義 伊藤 誠
日本型システムと「フレキシビリティ」 十名 直喜
日本資本主義と新自由主義 篠田 武司
研究者群像 黒川俊雄先生に聞く／ほか

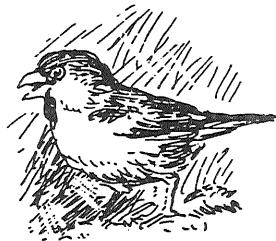
— 第68号 —

特集 解剖！ 企業社会ニッポン

- 「会社本位」の構造 奥村 宏
日本の経営の働くかせ方 熊沢 誠
フォーディズムと日本の生産システム 成瀬 龍夫
研究者群像 川口弘先生に聞く
入門講座 効率万能主義は悪いこと？ 二神 孝一
現場からの発信 学習塾の現場から 道旗 一郎
いま、学校での労働者教育 柿沼 昌芳
三宅島レポート・重大な2月の村議選 末松 三郎／ほか

経済科学通信

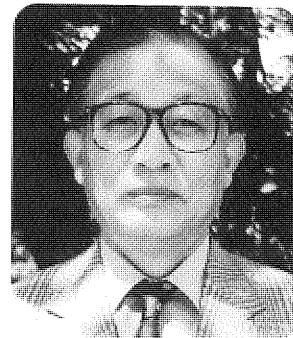
第69号（1992年3月）



| | |
|--------------------------|----------|
| 研究者群像●早川和男先生に聞く | 2 |
| 特集●地域再生の課題 | |
| 特集によせて | 編 集 局 12 |
| 地域経済論の現状と課題 | 福田 善乙 13 |
| 内需拡大・生活重視政策とリゾート | 中谷 武雄 21 |
| 「えひめ瀬戸内リゾート」構想の特徴と諸問題 | 鈴木 茂 30 |
| 地域開発における地方自治の主張 | 橋本 了一 40 |
| 用語解説 | 48 |
| 現場からの発信●子どもの意見表明力と社会科の学力 | |
| 雲仙普賢岳災害・もう一つの断面 | 松下 英爾 52 |
| 入門講座●取引費用と流通費用 | |
| 質問にこたえる | 二神 孝一 57 |
| 権利を創る●三洋電機定勤パート労働組合 | |
| 書評●高須賀義博著『鉄と小麦の資本主義』 | 鶴田 満彦 71 |
| 中村哲著『近代世界史像の再構成』 | 島 浩二 73 |
| 植田・落合・北畠・寺西共著『環境経済学』 | 池田 伸 75 |
| ウルフ&レズニック著『二つの経済学』 | 森岡 真史 77 |
| 基礎研だより●英書講読会 | |
| 四国研究集会 | 78 |
| 読者の声● | 79 |
| 編集後記● | 39 |
| | 81 |

早川和男先生に聞く

これは、さる12月18日、神戸市内の早川先生のご自宅に、本誌編集局の二宮厚美、森岡真史がお伺いして行ったインタビューを編集局でまとめたものです。



少年時代は才子

—— お生まれのことから。

早川 1931年、満州事変の年に生まれて、高校までずっと奈良市で過ごしました。父は神主でした。母の実家はお寺で、母の兄弟姉妹は坊主かその嫁さんが多かったです。家はたいへん広く、20畳ぐらいの部屋に小さな机を置いて、1人で使っていました。お祭りのときだけ空け渡さなければなりませんでしたが。神社以外にも大きな家があり、ぼくが住宅のことをやっているのはそのこととは全く無関係なのですが、大きな家で育ったので、今でもビジネスホテルの狭い部屋に泊まると、心理的呼吸困難に陥ります。

—— 神主や宮司というのは世襲制ではないのですか。

早川 もちろんやりたいといえばできたのです。父が死んだとき継いだらどうかという話がありましたがあまりませんでした。今から考えたらどっちがよかったのかわかりませんが。最近はわたしの子供にたいしても、母方の親戚から、養子になって大きなお寺（誰もが知ってる有名な寺もある）を継がないかという話があります。

—— 小学校、中学校の頃はどういうタイプでしたか。

早川 運動神経はなかった。勉強は嫌いではな

かったが、夏休みの宿題などを除いて家で勉強した記憶はありません。親父が神主で叔父が東大寺に修行にいっていましたから、東大寺や春日神社その他あちこちに使いにやらされました。それでいろいろな寺や神社を回るうちに、仏像や建物を見てだんだんそういう雰囲気にひたるのが好きになりました。ぼくが建築を勉強しようと思ったのは、別の事情もありますが、一つにはそういう下地があったためでしょう。ともかく勉強はせず、いつも下駄をはいて奈良の寺や春日の奥山を歩き回っていました。それでも成績は全優（今でいえばオール5）でした。

美術や音楽も得意でした。NHKの合唱コンクールにも出ました。習字では毎年全市内の小学校から代表を選んで興福寺に一文字書きを献書します。今も続いているが、それに選ばれました。国画工作は、市内の全小学校から代表がでて1日がかりで作品をつくる競技があるのですが、わたしはいつもチャンピオンでした。1年生のとき、森永製菓主催の日・独・伊親善国画大会に入賞して、大きな賞状と50色入りの大きな絵の具セットをもらい、わたしの絵はドイツで展示されました。今から考えると、誰か画家について習っていたりすれば、もう少し絵かきにでもなっていたかもしれませんね。作文も得意で、夏休みの日記は、先生が手本として黒板に書き、みんなの前で読み上げたりしました。小学校の頃はそういうふうに才子だった

たらしいのですが、だんだんダメになって、いまは「三十過ぎればただの人」です。

陸軍幼年学校受験直前に敗戦をむかえる

—— 1942年に市立第二尋常高等小学校（現飛鳥小学校）から左保小学校に転校されていますね。

早川 5年生のときです。神社は氏子の所有で、わたしの家は別に黒髪山という所にありました。それも、400坪ぐらいの土地に100坪ぐらいの建物が建っているという大きな家でした。父の書生や女中が何人もいました。戦争で市内が爆撃されるのではないかという不安があって、住まいとしてこちらに移ったのです。転校してずいぶんいじめられました。左保小学校は田舎なんです。飛鳥小学校はそう都会的というわけではありませんが、ややハイカラでした。

—— その頃は戦争直前から戦中にかけてですから、やはり当時の子供たちと同じように軍人をめざそうと考えていたのですか。

早川 当時は、多少勉強ができる子供は、陸軍幼年学校を半強制的に受験させられたのです。学校に行ったら、重大放送があるから帰れと言われた。先生が、「どうも戦争が終わるらしいが、君らがっかりするな、戦争は永久になくならないから」と言ったのを覚えています。わたし自身の思いとしては、疎開でやってきた大阪の電気会社の重役に自分の家を半分貸していたのですが、その一家の、ぼくより2つか3つ下の娘さんはピアノが上手で、お母さんがきれいで、お父さんは技師長でハイカラな一家でした。そのあこがれからか、学校で先生に将来何になりたいかと聞かれたときに、技師になりたいと答えたことはありました。けれども、当時は軍人になれというおさえつけがひどかった。幼年学校、予科練、海兵、陸軍士官学校などに行っている卒業生がしょっちゅうやって来て、生徒を並ばせて演説、説教をするのです。

翌年、中学校3年のときに親父が死にました。戦時中に武運長久とかやっていたし、神主ということで国粹主義者だったから——神宮皇學館だったか、神主の学校を出ています——精神的ショックが大きかったのでしょう。それに

戦時中の栄養不良もあって、肺結核になって療養し、半年ほどで死にました。インフレの上に預金封鎖もあって、大きな家は貸していた電気会社の重役に売ってしまい、それからわたしたち一家はたいへん苦しい生活に追い込まれました。それで、親父が死んでからは、中学、高校、大学と、ずっと奨学金をもらい、授業料は免除でした。また、かつぎ屋、アイスキャンデー売り、プラスチック工場の職工、ホテルのボーイ、新聞配達、貸本配達、家庭教師など、いろいろなアルバイトをしました。

奈良高校で理論物理研究会と民科支部をつくる

—— 奈良高校というのは、新制の高校ですか。

早川 そうです。奈良中学の4年生のときに学制改革があって、奈良高校の2年生に編入されました。

—— 京大工学部の建築学科に進学されたときには、すでに何らかの問題意識をもっておられたのでしょうか。

早川 ええ、高校時代に一つの事件があって自然にそうなったのです。高校のときに得意だったのは数学、物理で、とくに数学は得意中の得意で、学年約400人中でいつもトップクラスでした。悪いのは英語、国語、歴史などで、とにかく覚える必要のある科目はぜんぜんダメでした。理論的なことが好きで、高校2年生のときに湯川さんがノーベル賞をもらったのに刺激されて、同じクラスで今京大教授になっている星野聰くん（工学部・電気）、川端季雄くん（工学部・有機化学）とぼくの3人で理論物理研究会というのをつくり、県立図書館などですいぶん勉強しました。数学や物理の授業中に質問し、先生が立ち往生し、顔を真っ赤にして、「いい質問だ、今日は忙しいから次に答えてあげよう」というようなこともしょっちゅうでした。そのうち、理論物理をやりたいのなら民主主義科学者協会というのがあって、そこには専門家がたくさんいて講師なども派遣してくれるから、その支部をつくったらどうかという話があって、民科奈高友の会というのをつくり、ぼくが幹事になりました。しかし大学受験のとき

は全員他学科を受けました。星野は京大に1番で合格し、川端は京大を落ちて二期校の京都工織大に入りましたが卒業後京大に引き抜かれました。ぼくは、次にお話する事情もあって一浪したのですが、親父がいないし、古建築が好きだったということもあって、京大建築学科に入ったのです。

民科顧問教師の強制転任に反対してたたかう

1949年、高校2年のときに奈良高校で4人の教師の配転がありました。先日亡くなった、京大の哲学で田辺元の弟子だった中村茂夫先生——ぼくの担任で、たいへん立派なリベラリストでした——や、一高出の数学のI、広島高師出のN、東京高等師出のKという4人のいずれも優れた先生でした。当時の奈校はたいへんリベラルな雰囲気で、眞木（さなぎ）という東大の歴史を出した校長の方針でもあったようです。映画「青い山脈」そっくりの雰囲気でした。ところが新しく教育委員会から派遣されて赴任したOという校長が4人の先生を転任せたのです。口に出しては言いませんが、彼らが民科友の会の顧問だったということから、当時のレッドページの犠牲になったことは明らかでした。4人は転任取り消しを求めて教育委員会に提訴し、裁判のような審議が延々と続きました。このときの中村先生の態度は毅然としたもので、学者とはこういうものかと目を見張る思いでした。ぼくも奈校の民科の責任者として、傍聴とか、守る運動とかをやり、当時奈良師範の奥田修三さんとか、奈良女高師の年上の女子学生がたくさん応援に来てくれました。審判は高校3年の終わりまでかかり、ぼくは受験勉強どころではなく、そればっかりやっていました。

その運動中にはいろんなことがありました。「奈校週報」という学校新聞を川端や1年下の松岡保くん（京大経済学部から現在近畿大学教授）、斎藤文男くん（京大法学部から現九州大学教授）らといっしょに発行したら、それを例の校長がGHQに届けたのです。当時プレスコードというのがあって、3人以上で回覧する印刷物はGHQへの届け出が義務づけられていました。ぼくらはそれを知らなかったので、捕まっ

たわけです。O校長は支援活動をする生徒の弾圧まで始めたのです。GHQの二世の係官が学校にやってきて取り調べを受けました。そのときの光景と英文タイプの音はいまだに忘れられません。もともとたいしたことではないですか、それだけのことでしたが、威圧にはなりました。そんなんやらこんなんやらで、高校2年生、3年生の時には勉強なんてしているひまはありませんでした。その中で、社会的な問題への関心もめばえ、『世界』『中央公論』『改造』などを読みあさりました。

結局この4人の先生は奈良高校への復学を認めさせ、裁判中の給料も全部支払わせました。その後は、これを契機に労働運動に転じてリーダーになった人、中村先生のように京都女子大の教授になったなどいます。中村先生からは多様な哲学の議論を通じて大きな影響を受けました。また、この先生は古美術の専門家でもあったので——中国画論とか、古代ギリシア・ローマ画論について著書が何冊も出ています——数人でいっしょに寺回りをしたり、仏像を見たりしました。

西山先生との出会いと日本建築学生会議

大学では、当時百万遍にあった学生会館という貧乏学生むけの寮に入りました。3年のときだと思いますが、なぜかまわりに推されて自治会の委員長になりました。会館には京大、立命館、同志社などの学生運動の猛者がいっぱいいて、激しい議論をしていました。自治会の仕事として、夜行列車の硬い座椅子にガタガタ揺られて東京の学徒援護会だったかに何度も予算要求などに行きました。

建築の専門の授業は2年生の後半から始まり、その1回目の授業が土を固める“よいとまげ”とか“たこ”的話です。大学ではアカデミックなことを勉強するつもりで来たのに、これでは、なんのために大学に入ったかわからないとがっくりして、建築をやめようと思いました。他の講義を聞いても、構造力学や数学も知識を教えるのですが、その中に理論を学ぶという喜びがない。それで悶々としていたときに、相部屋になった京都工織大の菊田くんの本棚で『これが

らのすまい』や『国民住居論攷』などの西山先生の本に出会ったわけです。なにげなく手にとって読んでみると、話に筋道が通っている。「これはなかなかおもしろい」と思いましたが、「やはりやめよう」という気持ちも強かったので、2年生のときに西山先生の家を1人で訪ねました。「建築はつまらないことばかり教えるので、やめて経済に変わろうと思う」と相談すると、「建築はつぶしがきくから、やめないほうがよい」とか言われました。その後、『国民住居論攷』をよく読んでいくと、話が論理的・科学的で、これなら残ってもよいと思い、通常4年から配属のゼミに3年生から入れてもらい、住宅の問題をテーマにするようになりました。

3年生のとき、ローマの建築学生団体から、国際建築学生会議というのを結成したいから、日本から1人招待したいという手紙が東大に舞い込みました。すぐ京大に連絡があり、関西で国公私立大建築系学生の組織をつくりました。亡くなった絹谷祐視さんが関西ブロックの委員長、ぼくは書記長になりました。関東ブロックの書記長は東大の川上秀光さん、横浜国立大学から来ていたのが石田頼房さんです。磯崎新さんをローマへ送る代表に選んだのですが、招待といっても交通費は自己負担で、結局、日本大学の代表で参加していて、親父が北野建設の社長だった北野幾三さんを代表として派遣しました（彼は数年前に亡くなりました）。

日本住宅公団に就職、労働組合を結成

卒業前年の1954年は、朝鮮戦争後の鍋底景気で空前の就職難の年でした。建築研究所に就職したかったのですが、あそこは人が死ななければとらないというのでだめ。それで国家公務員試験を受けると倍率は60数倍、まともに勉強していないから落ちました。大阪府庁も200人に2人通るだけです。就職できなかったものがぞろぞろと大学院に入りました。その中には小さなゼネコンにふられた川崎清くん（現在京大教授）もいます。ぼくは国家公務員の試験を受け直し、大学院を中退してできたばかりの日本住宅公団（1955年7月設立）に就職しました。

—— 要するに就職のつなぎのような形で大学

院に入ったわけですね。

早川 そうです。だが、当時は1年でもいいから大学院に行けと先生が薦めたということもありました。住宅公団に入ってみると、大蔵省、建設省、都庁などから来ている人と、ぼくらのような新卒と、民間から転職してきた人との間の賃金格差がひどい。新卒の賃金を基準とする、省庁からの人は2～3割増し、民間からの人は6～8割ぐらいです。それで、組合を作らなければならないという話になって、そこでもまた一役買うことになって、1958年の結成大会の議長や東京支部の書記長を務めることになりました。そのときに書記をしていたのが、現在のぼくの妻です。ぼくは性格的に親分肌でもオルガナイザーでもないのですが、行く先々でこういう役回りになるのです。虐げられた人がいたり、不正義が行われているのを見過ごしておれない性分なのだろうと思います。そのかわり悪賢い狡賢い人間には生理的に拒絶反応を示してしまうのです。

その頃、ぼくらと同じ年代で、本来なら研究者になりたいと考えていた建築学生が、就職難でたくさん公団に入って来ました。組合の中心は京大・東大の大学院を出たのがほとんどでした。当時の公団職員で、現在大学教授になっているのが20人近くいます。こんな公団はほかにはないのではないでしょうか。

ぼくは最初は計画課、組合結成があったときには設計課に移っていました。公団では団地の設計は職員がやるが、アパートは基本プランを作って外部の建築事務所に設計を委託するのです。たまたまそのときにひまだったので、自主設計させてくれました。ぼくの設計したのが目白駅近くにある単身アパートで、当時としては斬新なものでした。そのほか東京にテラスハウスが2000戸ぐらい建っています。東京支社に3年いたあと、母親のそばにいたかったので、大阪支社に帰してもらいました。先輩から現場監督を一度しておけと言われて、2年ほどしました。その後、市街住宅課で上六下寺町の再開発を担当したりしました。いまも、当時の「下駄ばき住宅」が残っています。

建築・住宅雑誌に論文を発表

その頃、西山先生と京大で同期だった高橋寿男さん——学生時代、唯物論研究会の活動で退学にさせられ日大の建築を卒業した——が日本住宅協会という建設省の外郭団体にいて、『住宅』という雑誌の編集をやっておられました。その人が上京したばかりのぼくを気に入ってくれ、「住宅問題会議」というのを仙台や札幌で開く手伝いをしたりしましたが、大阪での現場監督の感想を手紙に書いたら、その雑誌に無断で掲載したのです。それがきっかけになって、「一現場監督員の日誌」という連載を1年間続けることになりました。

またそれより前、当時美術出版から刊行されていた『国際建築』という雑誌の編集長の田辺員人氏（現在、家政学院大学教授）から、1956年にぼくが上京するなり、「君の考えをうちの雑誌に書かないか」と言われ、それから何度も400字30—50枚ほどの論文を書きました。はじめは四苦八苦しましたが、そのおかげでものを書く習慣が身につきました。建築学会でも東京の住宅問題研究の中心的存在の一人になっていました。そういうこともあって、大阪支社に移って3年半ほどした頃に、これも西山先生の同級生で建築研究所の部長をしていた新開悟郎博士が亡くなつたので、あとに来ないかと誘われたのです。

建築研究所で土地問題を研究

——それで1962年に建築研究所に入られた。
早川 31歳の時です。建築研究所では住居水準の研究をしてほしいという要請を受けました。ところが、建研はもっと土地問題の研究をする必要があるというので、その翌年に土地問題研究室を予算要求しました。それは通らなかつたのですが、土地問題の研究というテーマだけ残って、予算が通つてしまつました。ほかにする人がいなかつたので、当時の入沢恒部長（この人は行政とのつながりの強い人でしたが公正で見識と先見性のある人でした）からぼくが呼び出されて、君が担当してくれと言われて、それで

土地問題の研究を始めたのです。その研究をまとめたのが、『空間価値論——都市開発と地価の構造——』（勁草書房、1973年、日本都市計画学会賞）です。

当時の建研はたいへん自由なよいところで、はいってすぐ1部屋もらい、助手が1人つきました。テーマは、土地問題に関連する研究であれば、全く自由でした。研究費は部長も室長もヒラも平等でした。

——スタッフはどれぐらいだったのですか。

早川 6つの部があり、研究者60人、助手が60人、事務員が60人です。国土庁事務次官になった下川辺惇さんもここの出身で、労働組合の委員長をしていて、「お前らデモに出ないと殺すぞ」と各部屋を回ったという話が残っています。ぼくは彼の居た部屋を使いました。当時建研にはそうそうたる人が集まつていて、たいへん自由な雰囲気でした。いま東大名誉教授の日笠端さんもそうです。入つてすぐ、全建労の建研支部長になってくれという話がまたまいこんできて、何年か支部長をしました。なぜこんなことになるのか。

建研には16年半いました。雑用にわざらわされないでよく勉強できた時代だと思っています。神戸大学工学部に環境計画学科が新設されて、1978年4月にそこに移り、現在に至っています。神戸大学に来る前の77年9月、46歳のときに、科学技術庁の派遣で4カ月ほどイギリスに勉強にいきました。建研では「海外に行くときは金を出してやる、しかし今は金がないから行くな」という妙な理屈で海外出張は困難でした。悪いことに、当時、建設省の役人が、物見遊山に海外に行くのに、業界から金を集めました。それと同じにされて、公の金でなければ行けないことになつたのです。しかし、要領のいい人は、政府筋から金をひきだしてきて、どんどん行つていました。イギリスでは、森嶋通夫さんを紹介され、大学や家に何度も伺つて話をしました。森嶋さんも、『イギリスと日本』（岩波新書）にも書かれていますが、人間にとつて大切なのは住宅と教育だという考え方を持ちます。そんなこと也有つて、森嶋さんが日本に来てNHKの「住宅の豊かさ貧しさ」という番組（1979年）に出演を依頼されたときに、対談

のお相手をしたこともありました。

『東京都住宅白書』から『住宅貧乏物語』へ

——『住宅貧乏物語』(岩波新書、1979年)は神戸大学に移った直後に書かれたのですね。

早川 そうです。美濃部都政ができて、柴田徳衛さんが企画調整局長のときに、『住宅白書』をつくってほしいという依頼が「都政調査会」を通じてありました。ぼくが責任者になり、財政学の和田八束さん、石田頼房さん、三宅醇さんなど何人かで委員会をつくり、何を書くかを議論しました。そのときにぼくは、なぜ住宅をよくしなければならないのか、ということを考えました。家を建てるにしても、「足りないから建てる」だったらどんなものでもよいことになる。終局的に何のために建てるのか、それをはっきりさせる必要がある。当時はまだそういう発想はありませんでした。現在、一見、戦後の住宅危機が克服された観を呈している中で、なぜ住宅状況を改善しなければならないのか。「戦後は終わった」という『経済白書』も出て、現状でいいではないかという人も大勢いました。現状ではなぜいけないのかを言うために、ぼくは住居の劣悪さが子供の発達や老人の福祉、健康にどのような影響を及ぼすかについて、いろいろな文献にあたって調べ始めました。それが『住宅貧乏物語』のはじまりです。

『住宅白書』ができてしばらくしてから、雑誌『ジュリスト』から、増刊号を1冊編集してほしいと依頼されました(『ジュリスト』増刊1977年2月15日号、「総合特集 現代の住宅問題」)。そこにぼく自身、「住宅難と人間——住居の貧しさが人間に与える影響」を50枚ぐらい書きました。あれは、『白書』に書いたのに少し手を加えたものです。それを岩波書店の人が読んで、岩波新書を書くことになりました。『住宅貧乏物語』というタイトルは、岩波がつけたものです。よい題でした。

1人暮らし裁判支援と 「人権としての住居」の思想

——「人権としての住宅」という発想はどのよ

うに生まれたのでしょうか。

早川 住居をよくする本質は何かと考えたが必然の結果ですが、表だって具体的に言い始めたのは、福岡の1人暮らし裁判からです。当時、公営住宅は単身者を受け付けませんでした。貧困・病弱・孤独にさいなまれがちな1人暮らしの老人が公営住宅に申し込めないのは憲法違反だとして、1975年に裁判を起こしました。神戸にきてすぐ、弁護団会議から手紙があり、1978年から参加し、訴訟をどのように組み立てるかを議論しました。ぼくは、狭くて劣悪な6畳の部屋に5人も住んでいたのでは、動物の暮らしと同じで人権は守れない、人間らしい住居の確保は基本的人権であると主張しました。河野正輝さんは、最低限の生活を保障する社会保障の一環として住居を位置づけよと主張されました。裁判の証言記録を、原稿を依頼してきた雑誌『潮』にそのまま載せたところ、朝日新聞が年末にやっているその年の論文ベスト3だったかに2人の人に推されました。おそらく、住居は基本的人権というような論が雑誌に出たのは、それが初めてだったのだろうと思います。

ところが、80年に建設省側から、男55歳以上、女50歳以上は、29平方メートル以下の中古住宅に限って受付を認めるという内容の和解の申し入れがあり、原告団はこれを受け入れました。しかし、和解の内容は非常に不十分なもので、大変だったとは思いますがもう少しがんばった方がよかったのでは、と思います。ぼくは海外にいて、相談を受けることはありませんでした。裁判の記録は『住居の権利——ひとり暮らし裁判の証言から——』(1981年、ドメス出版)にまとめられています。

幸運な海外出張で欧米の 住宅問題研究者と交流

神戸大学に来た時ぼくは47歳で、文部省の長期在外研究員の資格は48歳まで(現在50歳まで)でした。神戸大学は11学部あって、大学全体のわりあては5人、各学部には2年に1回しか回って来ません。工学部は11学科ありますから、めぐりあわせが二重に一致しないとあたらないのです。その年、工学部の順番は6番でしたから、

ほとんどの人は「あたることは絶対にないのだからエネルギーの無駄だ」と先生に説得されて、申し込みをしませんでした。今と違って申請書類を揃えるのはたいへんだったのです。それをぼくも知っていたのですが、駄目でもともとと出しておいたら、たまたまその年だけ、わりあてが6人になったのです（どこかの大学で1人行けなくなったからとか、工学部長が旧帝大に比べて少なすぎると政府に運動していたからとか、ぼくの研究テーマがよかったからだとか、いろんな説がありました）。例年なら大勢申し込むところが、工学部で出したのはぼくと助教授1人と助手1人の3人で、ぼくが通ってしまいました。説得されて申請をやめた人から、「なんで来たばかりの早川を行かなければならないのだ」とものすごい不平が出たそうですが、後の祭りです。先入観で決めてかかってはいけないという、一つの教訓ですね。これはまったくの幸運というか、ぼくを留学させるために仕組まれたような「事件」で、その翌年からはまた5人に戻りました。

80年の春からアメリカに2カ月、西ドイツで4カ月過ごし、その後ロンドンのLSEに半年間滞在しました。そこでは、森嶋さんが文化勲章の年金を基金にし、トヨタ財団も寄付して建てた森嶋記念館の1部屋をもらいました。

住宅問題や住宅政策の研究は、日本では建築系の人しかやりませんが、LSEでは社会政策の重要なテーマです。社会政策は社会保障、医療、教育、住宅、個人的ケア、雇用の6つに分かれています。社会保障と住宅はもっとも人気のあるゼミでした。レヴァンという講師は、前期は社会保障、後期は住宅政策を教える。ホワイトヘッド講師は、LSEではミクロ経済学、ケンブリッジ大学では住宅政策を教えていました。ぼくの子供が受験期だったので、家族を置いて一人で行きましたが、1年休学させても連れて行けばよかったと今でも残念に思っています。アメリカでは、2カ月に9つ都市を回りました。西ドイツはアーヘン。この間に世界の数多くの住宅運動に直面し、その後の調査もふまえて『欧米住宅物語』(新潮選書、1990年)にまとめました。あれから10年後ですから氣の長い話です。ぼくはどこでも現地にとけこんでストレ

スを感じない方なのですが、日本へ帰ると、白髪が増え、ふさふさしていた毛が薄くなっていました。

「住宅人権宣言」と日本住宅会議の結成

神戸大学に来てまもなく、法律学者の篠塚昭次さんから、学際的な研究グループをつくりたいという電話があり、篠塚さんと、宮本憲一さんとぼくの3人で京都に集まり、都市研究懇話会というのを作りました。1人が1人ずつ推薦しようということで、ぼくが東大の建築の大谷幸夫さん、宮本さんは柴田徳衛さんと山田浩之さんを推薦して、6人になり、会合をもったり、地方を回って現地の人といっしょにシンポジウムを開いたりしました。そのグループが、ぼくがロンドンにいるときに、国際会議を開きたいと言ってきました。そこで、イギリス滞在中に親しくなった学者に招待状を出し、1981年3月いったん帰国してすぐまたロンドンに行き、4月末に国際住宅都市問題研究会議を開き、そこで「住宅人権宣言」を採択しました。宣言の草案は、宮本さんが執筆しました。あれは宮本さんが書かれたいろいろな宣言や声明文の中でも名文のひとつだと思います。

日本に戻ると、ちょうど、行政改革路線のもとに「民活」が登場していた頃で、公共住宅の家賃値上げ、公団の民営化などの動きが出ていて、住宅運動団体が各地で集会を開いていました。そういう場で「住宅人権宣言」を紹介すると、支持、共感の声が多くよせられました。

ぼくは昭和30年代に、仙台と北海道での住宅問題会議に関わっており、それは一時的な会合でしたが、恒久的な組織をつくる必要があると、当時から考えていました。それから30年近くたって、今がチャンスだということで、日本住宅会議結成の準備を始めました。労働力の確保や景気振興のために家を建てるという発想ではなく、子供の発達や福祉や健康や生活の観点から考えるのがぼくの出発点ですから、福祉や教育などの専門家に入ってもらわなければならない。研究者や公団労組や借家人組合の代表などに集まってもらい、ぼくが叩き台をつくり、7、8回準備会を開きました。その過程で、西山卯三、一

番ヶ瀬康子、太田堯、小林直樹、高山英華さんなどに代表委員になっていただき、だんだんととりくみがひろがってゆくなかで、中心的な人として、大河内一男さんを、という声があり、お願いしました。大河内さんはそれまで面識がなかったのですが、ぼくが1982年春の社会政策学会にゲストで呼ばれた機会にお願いしたところ、快諾していただいたのです。大河内さんは労働力保全政策で有名だった方ですが、心境の変化があったのでしょうか、たいへん熱心にとりくんでいただき、夜相談の電話をかけると、30分ぐらい詳細に指示されたりして、ずいぶんお世話になりました。それから、社会学の磯村英一、医者が要るということで日野原重明、老人問題の吉田寿三郎、法律の甲斐道太郎、水本浩、経済学者では伊東光晴さんらにも加わってもらいました。

そういう準備期間を経て、1982年の11月に結成総会を開き、ぼくは事務局長になりました。日本住宅会議は、いわば学際的で市民も参加する研究運動団体です。実に多分野の研究者が参加されています。ある近代思想史の専門家は、「日本人に自我が弱いのは住宅のせいだ」といつて入ってこられました。会費を納入している会員は、現在1500人ぐらいです。

第1回住宅円卓会議の開催にむけて

——在野の研究団体でいうと、日本環境会議とならんでもっとも大きなものの一つになっていますね。

早川 弟分になるのでしょうか。ただ、日本環境会議と少し性格が違うのは、あちらは、公害裁判にかかわっている弁護士や学者が中心で、イベント的にいろいろなとりくみをしていて、宮本さんの力も大きいと思いますが、大きな社会的影響力を与えてきました。こちらは、会員制で、『住宅白書』(これまで1986・88・90・92年版を刊行、ドメス出版) や『住宅憲章』(岩波ブックレットNo.123、1988年) を出すなど、地道な活動を続けています。

大河内先生が亡くなった後を都留重人先生にお願いして引き受けさせていただいたとき、都留さんは、「公害はドラマティックだが、住宅は慢

性病だからとりくみが大変だ」と言われました。たしかに住宅問題は慢性病で、その解決は容易ではない。息の長いとりくみが必要と考えています。

今年10周年を迎えて、もう少し国民的にひろげていこうという考え方から、3月29日に京都会館で「住宅円卓会議」を開きます。朝日新聞とNHKの後援をえて、一番ヶ瀬さんを実行委員長に高齢者の住宅問題をとりあげます。シンポジウムというのは、お客様として来て帰るわけで、円卓会議という名にしたのは、みんなが参加意識をもってやろうという意図です。毎年開いているサマー・セミナーも今年は京都で開き、司法と住宅問題などのテーマで、日弁連の中坊前会長、篠塚さんも出ます。(8月7~9日)。

住宅会議では福祉や教育学の人など、学際的なひろがりが進んでいますが、財政学、経済学的な分析がやや弱い。経済学者の人にぜひもっと参加してもらいたいと思っています。

日本の住宅問題を国際問題に

日本の住宅問題を長時間労働とならんで、もっと国際問題にしなければならないと考えています。それは日本人にとっての不幸というだけでなく、ソーシャル・ダンピングとして世界の労働者の失業を増やして不幸にしています。このところ毎年2~3回、海外に出て国際会議に参加し、その機会を利用して、国際世論を起こすべく努めています。彼らが住宅問題でインターナショナルな本を出すときは、日本編をぼくに頼みに来るようになりました。今まで2回か3回そういうものを書いています。雑誌原稿の依頼もふえています。国際雑誌の編集委員も二つやっています。日本に来た欧米の研究者を案内すると、彼らはみんな「君の言っていた通りだ、これはひどい」と同意します。ストラテジー(戦略)の一つとして外圧を考えているのです。

そのうちに世界中の学者を集めた国際会議を開きたいと思っていますので、そのときには協力をよろしくお願ひします。住宅問題・住宅政策の研究者は世界では経済学、法律学、地理学、社会学、社会政策、老年学、公衆衛生などたく

さんの分野にわたっているので、面白いものになるでしょう。

若手研究者への三つの期待

——最後に、これから若手研究者への期待をお願いします。

早川 一つは、各人にそれぞれ専門分野がありますが、何が本質的な課題か、終局的に自分の研究は何に役立つか、をいつも考えている必要があるでしょう。住宅でいえば、住宅を建てることはもちろん生活の改善につながることがあります、必ずしもそうとは限らない。家を建てるために地上げすることもあります。人間にとって住居はどういう存在かどうあるべきか、と考えねばならない。それが本質的にものを考えるということです。家が建てばよいというふうに思ってしまうと、誤ることになります。

二つめは、境界領域の研究の大切さです。学問にはそれぞれ歴史や範疇や論理がありますが、複雑な社会事象を本質的にとらえるには、境界領域の分野で突破口が開けると考えています。ぼくもそういうふうにやってきました。研究の方法論にみんなもっとエネルギーを注ぐべきです。

三つ目は、最も重要なことで、主体的に研究しなければならない。例えば委託研究の下請けや審議会の委員などを長く続いていると、例外なくスパイルされます。一種の麻薬のようなもので、言うべきことも言わない、迎合するということにもなりがちです。しかし最も大きな弊害は、主体的に研究テーマを見つけることができなくなることです。研究というのは、現実社会の矛盾に眼を向けながら、それを克服する新しい概念や理論を提起したり、新しい発想による論理の構築を目指さなければならない。それは、しんどくても、時間がかかるても、主体的に研究にとりくんでいかないと絶対にできません。道草をくったり横道にそれたりしながら、自分の足で歩いているからその可能性が開けるのです。なぞるような研究が多いのは自分で歩いていないからです。もっともぼく自身の研究がまとまるのもこれからで、大きなことはいえ

ませんが。

神戸市の非民主主義

これらのことと関連して神戸のことをいわせてもらうと、例えば政府の審議会は御用学者で固められているとよく言われますが、わたしの住んでいる神戸市はもっとすごい。ぼくも神戸に来たとき委員をやったのですが、率直にものをいったものだから、翌年からくびになりました。神戸市は対外宣伝がうまいものだから、それに幻惑されて学者はほとんど批判しません。しかしその実態はスターリンかチャウシェスク政権のようなものです。とにかく行政のやることはすべて正しいと、市民の意見はふみにじり蹴散らします。ぼくは神戸市のかかわるシンポジウムに出たことはありません。市役所の中にゲーペーーー（旧ソ連の秘密警察、KGBの前身）のような機関があるらしく、主催者に言ってやめさせるのです。これまで4回ほどありました。最近もある新聞社が開く国際シンポのパネラーを依頼されて引き受けたら、後で断りにきました。みんな手土産さげて事情を説明してこられるので明々白々です。神戸では開発はやりほうだい、山はつぶすし、海は埋める、兵庫の奥入瀬と言われる美しい渓谷を、アセスメントぬきに都市計画決定して六価クロムの入った建設廃材の埋め立て地にしました。新神戸からのロープウェイもそうです。自然保護団体がものすごく反対しても平気です。一度、住吉川沿いのモノレールを見に来て下さい。最近は民間デベロッパーでもあんなひどいことはしません。とにかく全党与党的翼賛体制で、議員も職員も市民が街の主人と思わず、長年、宮崎市長の顔色を伺ってやってきたのですね。市長が変わっても体質は変わったとは思えません。ぼくらは何の力にもなりませんが、市民の運動に協力しているとそのことがよくわかります。

それでぼくはここを行政暴力の町と呼んでいるのです。心ある市民、新聞記者は徹底的に批判的です。しかし外からはなかなかわからないでしょうね。とにかく、市民が行ったら、市は窓口で、「行政のことはわれわれがいちばんよく知っているから、市民は文句言うな」と堂々

と言うのですからね。ひどいところです。もし中央政府がこんなことにならうと思うと、ぞっとなります。

枠にはめられない自由な発想を

話をもどすと、主体的にものを考えなければ、発想に枠がはめられてゆくのです。先日、『子供のしあわせ』という雑誌から、古今東西の有名人の教育にかんする言葉のうち、気にいっているものをあげて解説してほしいといい依頼がありました。それで、ぼくは「子供を解放せよ」と書きました。誰の言葉かというと、ぼくの言葉です。ぼくは教育の本など読んだことはありませんからね。

とにかく今の若者は小さい頃から受験競争でずっと来ている。そういうことから学生を解放しなければならない。かりにぼくの考えがどんなによくても、それを押しつけたらやっぱり同じことなのです。だからぼくのゼミではテーマも何も、いっさい自由で、自分で見つけさせます。ぼくは相談をもちかけられた場合に助言するだけです。これは、これまで彼らが置かれてきた管理教育からの「解放」です。ぼくのゼミの卒業生をみていると、主体的にものを考えるように育ってゆくので、芯があっていいきいています。なものにも拘束されないで、主体的に自分の目でものを見、考えてゆく訓練をすることが、いまの時代ほんとうに大切です。先生の委託研究の下請けで論文をまとめることは、

それ自身研究のトレーニングになるということもありますが、現在は発想に枠をはめるという弊害の方が大きい気がします。研究の目的や意義や方法について厳しく問いただすことは必要ですが、テーマを自分で考えさせるそのプロセスが重要なのです。

ぼくのゼミはドクターが非常に多く、それも東大その他の大学から来る人が半分以上占めています。彼らに聞くと、他大学では、先生のテーマの一部をやったり、このテーマでやっていいかと許可を求めたりするそうです。それではあいかわらず管理教育ですね。そういうところでは、創造がありうるとしても、それは管理された創造でしかありません。その証拠に人より半歩先のことを言うとはめるが、その人たちの価値体系をこわすようなことを言うと、たちまちいっせいに足を引っ張られます。これは、現在の「創造」自身が管理されている状況にあることを示しています。それを破らなければ、眞の学問の発展も社会への貢献もないと思っています。「住居は人権」ということにもしても、ぼくは「人権」という概念自身を創造しなければならないと考えているのです。人権というのはこういうものだと固定し押し付けるべきではない。その内容は当然歴史的な背景、時代によって違うわけです。ですから、人権という概念自身を既存の枠組から解放させて、新しく、現代社会で人間が人間らしく生きるための権利、条件は何かという脈絡で考えるべきなのです。

——どうも長時間ありがとうございました。

早川和男先生の略歴と主要著作

略歴

1931年奈良市で生まれる。1944年県立奈良中学校入学。1948年県立奈良高校に編入学。1951年京都大学工学部建築学科入学。1955年京都大学大学院工学研究科入学。1956年日本住宅公団に就職。1962年建設省建築研究所研究員。同住宅計画・都市計画・建設経済各研究室長 1978年神戸大学工学部環境計画学科教授。

主要著作

『空間価値論——都市開発と地価の構造——』1973年、勁草書房。『土地問題の政治経済学』1977年、東洋経済新報社。『住宅貧乏物語』1979年、岩波新書。『日本の住宅革命』1983年、東洋経済新報社。『新・日本住宅物語』1984年、朝日新聞社。『現代住まい考』1986年、都市文化社。『“狂乱”地価への提言』1987年、岩波ブックレット。『住まいの処方箋』1987年、情報センター出版局。『土地と住まいの思想』1988年、同上。『住宅』1988年、日本経済新聞社。『欧米住宅物語——人は住むためにいかに闘っているか』1990年、新潮社。その他、共著、編著多数。

特集「地域再生の課題」によせて

京都市内を車で走ると、慢性的な車の渋滞に出会う。道路ぎわのマンション建設のために、道路の生コントラック、ダンプなどが工事で道路の1車線をふさいでいるためである。渋滞のなか、ふと空を見上げると、いつのまにやら新しいオフィスビルやマンションが建っている。

このような光景は、全国的主要都市ではあたりまえのこととなっており、京都に限ったことではないだろう。内需拡大、企業の金余りなどで余剰資金が都市の再開発になだれこみ、都市それ自体が投資の対象となりことによって、都市の姿が日々変わってゆく。

夏もおわり頃、日曜日にひさしぶりに丹後方面に出かけてみると、マンションが乱立し、別荘があふれているのに驚いた。山の斜面に沿って大きな美しいゴルフ場が見えた。戦後、まったく地域開発から見放されていた地域までもが、投資の対象となっていることがひしひしと感じられた。

振り返ってみると、地域開発政策の大きなものとして、4度にわたる全国総合開発計画（1全総、2全総、3全総、4全総）があり、4全総は21世紀までを対象期間とし、「多極分散型国土の形成」を柱としている。80年代に入り、4全総以外の主要なものとして、通産省がはじめて地域開発に進出したとされるテクノポリス法（高度技術集積地域開発促進法）が1983年に出され、続いて頭脳立地法（地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進にかんする法律）が出された。通産省に続けとばかりに、郵政省のテレトピア、農林水産省のグリーントピア、建設省のインテリジェント・シティーなど、各省庁が地域開発に進出してきている。また、工業化だけではなく、技術、情報などを結びつけた地域開発が登場していること、開発主体として第三セクター方式が多くとられていることなども近年の特徴であろう。

さらに、リゾート法（総合保養地域整備法）の影響で、開発から見向きもされず、自然がそのまま残されているような地域にも、リゾート

開発の嵐がふきあれている。リゾート法は過疎で悩む地域の人々に地域開発の期待を抱かせるものであった。しかし現実は、日々マスコミで報道されているように、地域の雇用改善には十分に結びつかず、「バブル経済」が破綻するにつれて、無惨な結果に終わりつつある。

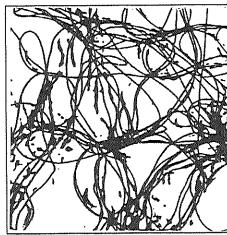
しかし、今回の失敗にこりず、今後とも新しい地域開発政策が繰り返し出されてくるだろう。わたしたちは、各地域で進行しているさまざまな地域開発を研究・批判し、住民の自治のもとで、民主的な地域開発政策を住民とともに考え出さなければならない。全国での地域開発を総括し、「世界都市」論、「内発的発展」論などの地域経済論の理論的成果をふまえた、人間発達を保障する地域づくりという視点からのトータルな現代日本経済論を描く作業が待たれている。

今回、『経済科学通信』への所員・所友参加を進める一環として、全国編集委員会での議論にもとづき、特集の企画・編集を四国の各支部にお願いした。以下の特集では、地域経済論の課題の整理とともに、四国の地域開発、とくにリゾート開発をめぐる諸問題に焦点があてられている。基礎研として、人権と民主主義の経済学を地域においてどのように構築していくのかを考える議論の手がかりとしたい。

今後とも、全国の所員・所友の皆さんの『通信』への参加を拡大し、風通しのよい機関誌としていきたいと思います。

(井内尚樹)





●特集——地域再生の課題

地域経済論の現状と課題

福田 善乙

はじめに

時代を反映するように、最近地域経済（論）のあり方や枠組みに関する著書がでている。主要なものをみても、宮本憲一『環境経済学』（岩波書店、1989年）、宮本憲一・横田茂・中村剛治郎編『地域経済学』（有斐閣、1990年）、矢田俊文編著『地域構造の理論』（ミネルヴァ書房、1990年）、池上惇・林健久・淡路剛久編『21世紀への政治経済学』（有斐閣、1991年）、植田和弘・落合仁司・北畠佳房・寺西俊一『環境経済学』（有斐閣、1991年）、星埜惇・河相一成編『地域再構成の展望』（中央法規出版、1991年）などである。

なぜ、いま地域経済（論）なのか。ここでは上記の著書、特に宮本憲一氏の所説を中心に、その時代的背景とそこで問題にされていること、そして今後の課題について、述べていきたい。

I. 地域経済をめぐる状況変化

いままにが問題になっており、いま、なぜ地域経済なのか。宮本憲一氏は「近代に入って以降、今日ほど『地域』ということばが重要になった時代はないであろう。それは国民経済—国民国家として成立した資本主義が生産力の新しい発展段階に直面し転換期に入り、国家とは異なった新しい空間構成を求めはじめているためである」と述べ、新しい空間構成が、①経済のグローバリゼーションといわれるような国際化による「地域」の編制、②多国籍企業のグローバリゼーションと一体となって、世界の都市の動態が国民経済とは異なる動きをはじめしたこと、という2つの方向であらわれていると指摘している。このことをより詳しくみてみよう。

第1に、生産の社会化、生活の社会化が国際的規模（世界的規模）＝地球的規模まで進展したことである。これは国民経済の枠を超えて、多国籍企業時代になったことを意味する。同時に各国の政治経済の状態が国際化したばかりでなく、各国民の認識（意識）の面においても国際化が進むことである。

①世界の大企業の売上げ高上位10社をみると（1989年）、G・M（米）—1270億ドル、フォード（米）—969億ドル、エクソン（米）—867億ドル、ロイヤルダッチシェル（蘭・英）—855億ドル、IBM（米）—634億ドル、トヨタ（日）—604億ドル、G・E（米）—552億ドル、モービル（米）—510億ドル、日立（日）—509億ドル、B・P（英）—495億ドルになっており、G・Mの売上げ高はオーストリアの国民総生産1319億ドルに匹敵し、デンマークの1053億ドル、サウジアラビアの900億ドルよりも大きい。トヨタでもフィリピンの428億ドル、エジプトの325億ドルを超えている。このように巨大な多国籍企業時代になっている。

②この生産の社会化、生活の社会化の国際化に対応して、ブロック経済化が進行している。その典型が1992年のEC統合であり、それはさらに1993年にEC（12カ国）とEFTA（7カ国）の統合による欧洲経済領域（EEA）に進む予定である。また、アメリカ・カナダ・メキシコによる北米自由貿易協定（NAFTA）も1991年6月から協議を開始しているし、アジアの主な地域経済構想をみても、環日本海経済圏、環黄海経済圏、華南経済圏、バーツ経済圏、西アジア経済圏など多くの構想が提起されている。

この生産の社会化、生活の社会化が国際的規模になったことそれ自体が政治経済学に新しい枠組みを要請している。

第2に、生産の社会化、生活の社会化が国際

的になったということは、同時に現段階でおこる諸問題（諸矛盾）も国際的になるし、逆に諸問題を国際的視点から把握しなければならなくなっていることでもある。

地球的規模で起こっている環境問題はその典型である。地球の温暖化、酸性雨、森林破壊、砂漠化の進行、異常気象などの問題も「宇宙船地球号」の視点からみる必要がある。経済審議会2010年委員会も「世界の人口爆発、経済活動の拡大に伴い資源・エネルギー消費が増大し、地球温暖化、熱帯林の減少、酸性雨、オゾン層の破壊等地球規模の環境問題が21世紀に向けて取り組むべき最大の課題の一つになっている」と述べている。

第3に、地球的規模で生じている諸問題の解決も国際的レベルの協力ではじめて可能になるということである。しかし、各国間での利害関係が重層的に存在しているために、国際的レベルでの協力も各国民経済レベルでの民主的合意、各地域レベルでの民主的合意の積み重ねによってはじめて可能になる。すなわち、各地域レベルでの民主的合意形成→各国レベルでの民主的合意形成→国際的レベルでの民主的合意形成という形で、主体形成の拡大とネットワーク化によって、地球規模の問題も解決へとむかう。

たとえば、1992年6月ブラジルで開かれる国連環境開発会議（地球サミット）もその1つの動きである。地球サミット事務局は、この会談で採択予定のアジェンダ21（地球規模で環境を保全していくための計画）に必要な費用を分野ごとに積算すると1993年～2000年の間で毎年5000～6250億ドル（約62兆5千億円～78兆1千億円）が必要、との報告書をまとめているが、これを各国が負担する場合の合意形成は容易ではないであろう。これも地域レベルから積み上げていかねばならない課題である。その意味では、Think Globally, Act Locally. Think Future, Act Now.（地球規模で考え、地域ごと行動せよ。未来のことを考え、いま行動せよ）である。

第4に、地球規模での問題を解決していくためには、自然そのもののあり方、自然と人間のあり方、素材と体制のあり方、「市場の失敗」と「政府の失敗」後の体制のあり方、生産のあり方、多国籍企業のあり方、など歴史的（時間

的）にも空間的に新しい枠組みやあり方が問われる時代になっていることである。

第5に、世界の政治・経済構造はまさに転換期にあるということである。①冷戦体制からポスト冷戦体制への転換である。すなわち、第2次大戦後超大国の米ソ両国の対抗を基軸とした世界構造から、ソ連邦の崩壊のなかで、米国を中心にE Cと日本が両輪となるトロイカ方式の世界構造となった。②ブッシュ米大統領は1992年1月一般教書のなかで「共産主義は死んだ」「アメリカが冷戦に勝った」と勝利宣言をしているが、それではアメリカは各国のモデルになりうる国か。現実のアメリカは経常収支の膨大な赤字、世界有数の債務大国、増大する失業者とホームレスの増加など多くの問題を抱えて、とてもモデルになりうる国とはいえない。

それゆえ、これから経済体制はこのアメリカ型でいくのか、新しい社会主義型でいくのか、北欧諸国のような福祉国家型でいくのか、それともまったく新しい型でいくのか、が問われているといえよう。

第6に、そのなかで日本も転換期をむかえていることである。特に世界経済に占める日本の位置の変化である。

国民総生産でいえば（1989年）、日本は2兆8345億ドルで世界の13.6%を占めており、世界の1.5割国家になっている。1991年9月ではさらに増加し、456兆円になっている。

また、日本の貿易収支は1989年769億ドル、90年636億ドル、91年は速報値では1033億ドルの黒字となっている。しかも日本は1988年でみると、対米貿易480億ドルの黒字、対E C貿易235億ドルの黒字となっており、貿易摩擦をおこす要因となっている。

さらに、対外資産負債残高をみると（1989年）、アメリカが6637億ドルのマイナスという債務大国になっているのに対して、日本は2932億ドルの世界最大の債務大国になっている。

このように巨大化した日本経済の大きさに比例して、日本国民の果すべき役割が大きくなっているのであり、日本国民がどのような国や地域を創っていくのかが大きな課題になっているのである。

第7に、それでは日本国内の状態はどのよう

になっているのか。世界金融・情報都市東京への一極集中の極度の進展であり、地域間格差の拡大の進行である。

1987年策定された第4次全国総合開発計画は東京圏への一極集中是正と地方への分散をうたって、交流ネットワーク方式による「多極分散型国土」の形成を図るとしているが、その実態は世界金融・情報都市=東京をつくることを最重点にしており、東京圏への人口や中枢管理機能などこれまでの機能だけでなく、金融機能、国際機能、情報機能など重要部門は極端に集中が進むことになった。

他方、地方圏では「構造調整」下のもとで農林漁業の衰退、企業の国際展開・合理化の進行のなかで産業の空洞化の進展に加えて、農産物自由化があり、さらに人口が減少し、第2次過疎時代をむかえている。1990年の対前年人口減少都道府県は21にものぼっており、県レベルでも社会減（転入—転出=マイナス）ばかりでなく自然減（出生—死亡=マイナス）がでており（高知県がはじめて）、高齢化・出生減で世代交代もできない状態になっており、集落の消滅から自治体の存立も困難になってきている。

東京圏などの大都市では地価高騰、通勤地獄、うさぎ小屋、過労死など人間らしい生活ができなくなっているし、地方圏では人口減、リゾート開発など国土が荒廃するし、集落の消滅からいのちとくらしの砦としての自治体の存立も危うくなっている。

このような状態のなかで、都市でも農村でも地域再生への要請が強まっているのである。

このように、グローバルな問題からローカルな問題まで現実の矛盾をどのように解決していくのかが、理論的にも、政策的にも問われているのである。このことは同時に、地域経済学を含めた新しい政治経済学の枠組みやあり方が問われているということでもある。このことが新しい地域経済学の構築をめざす著書がだされてくる背景である。

II. 地域経済論をめぐる いくつかの論点と課題

(1) 地域経済学とはなにかをめぐって

まず、地域経済（学）とはなにか、地域の概念、地域経済（学）の枠組みや内容をどのようにとらえるかの問題である。

宮本憲一氏は「地域」の概念について、「国民国家をこえた広い空間概念」としても、「国民国家内部の狭い空間概念」としても使用している。それは「国民国家が近代の産物」であるのに対して「未来において国家が消滅しても地域は存続する」からであり、「地域は、体制をこえて歴史を貫く概念であり、素材的概念あるいは歴史貫通的概念」としてとらえているからである。

そして、地域経済学の枠組みとして①地域経済（構造）、②地域問題、③地域政策の3部構成として把握している。地域経済（構造）では（イ）人口の動態と構成、（ロ）資本形成と所有構造、（ハ）土地所有とその利用形態、（ニ）産業構造、（ホ）所得分配の構造とその動態、（ヘ）交通・通信体系、（ト）人口その他経済の地帯構造、（チ）財政金融、（リ）階級構造の解明を、地域問題では都市問題と農村問題を、地域政策では地域経済（構造）の矛盾と地域問題を解決するための公共手段のあり方を、提起している。

この宮本理論を発展させようとする中村剛治郎氏は地域経済学とは「地域から出発して経済を考える地域の政治経済学」なのであり、「地域」とは「人間が協同して自然に働きかけ、社会的・主体的に、かつ自然の一員として、人間らしく生きる場、生活の基本的圏域であり、人間発達の場、自己実現の場、文化を継承し創造していく場」であるとし、地域視点として、①自然的・経済的・文化的複合体としての地域、②地域の総合性、③地域の独自性、④自治の単位、⑤地域間の交流と連帶、⑥重層的地域システム、⑦Think Globally, Act Locally の7点を提示している。

また、河相一成氏は支配する側と支配される側の対抗関係に注目しながら「地域」を定義する。すなわち、「地域」とは「1つは、人間が本来的に労働（新しい富を生産）し生活する場=人間と人間社会とを発達させる基礎的な場であり、他の1つは、支配階級が自らの支配を維持強化するためにそこに存在する諸資源（労働力、土地、水）を経済的・独占的に利用・所有

するとともに、その状態を安定的・効率的にするための政治的（政策的）支配の機能を具体的に發揮する場」という「2つの相異なる意味内容を同時に含む概念」であり、「両者は根本的に矛盾・対立する関係」と規定している。⁸⁾

守友裕一氏も「地域」について「主体的、変革的に地域を見る」ことの大切さを説き、「人間が協同して自然に働きかけ、社会的・主体的にかつ自然の一員として人間らしく生きる場、生活の基本的な圈域としての地域」をつくることを提起している。

このように、宮本氏らは「地域」を人間が人間らしく生きていく場としてとらえ、範域も人間の主体的力量に応じて、広くも狭くもどるようしているが、経済地理学の革新を唱える地域構造学派は国民経済を基軸にすえて、その一構成部分＝局地経済を地域経済と厳格に規定している。

すなわち、矢田俊文氏は世界経済—国民経済—地域構造（その一構成部分として地域経済）の枠組みでとらえ、そのなかでも国民経済が「基礎的・自立的な社会単位」であるとする。世界経済は基礎単位としての国民経済の結合したものであり、同時に国民経済は一つの空間システム＝地域構造としてとらえられ、それゆえ、地域経済の概念は国民経済の空間的な一構成部分として位置づけられている。そして、国民経済の空間システム＝地域システムとしての地域構造の分析に最重点がおかれる。その地域構造（論）は、産業配置（論）、地域経済（論）、国土利用（論）、地域政策（論）の4つの分野から構成されている。

それでは、この地域経済（学）の枠組みはどうにとらえるべきだろうか。私は宮本氏と同じ考え方方に立ち、地域経済は地域の経済であるととらえ、「地域」とは「主権者としたの住民が人間発達するために民主的合意を形成する場（空間的領域）」と定義している。それゆえ「地域」は住民の主体形成の状態や協同や連帶の状態に応じて、広くもなり狭くもあるのであり、国内の一部分をさすこともあるし、国際的な広がりをもつ場合もある。そして、地域経済とは主権者としての住民が人間発達するために民主的合意を形成する場（空間的領域）における

る経済的諸関係であると位置づけている。

そして、地域論としては、①地域、②地域問題、③地域政策の3部構成とし、①主権者としての住民が人間発達するための民主的合意を形成する場（空間的領域）としての「地域」による全体的総括、②生産の社会化、生活の社会化にともなって、その「地域」に生じる種々の「地域問題」、③その「地域問題」に対して、主として公権力が管理し改造しようとする「地域政策」、の3部構成のなかで地域経済学を考えていきたい。

いずれにしても、地域経済学は新しい枠組みと内容を求められているのであり、具体的な分析を通じて理論化し、体系化していくことが必要である。

(2) 「容器の経済学」「中間システム」をめぐって

宮本憲一氏は、新しい政治経済学の構築にむけて、「容器の経済学」「中間システム」論を提起している。氏は『環境経済学』を『社会資本論』（1967年）, 『都市経済論』（1980年）, 『現代資本主義と国家』（1981年）と体系化してきた「容器の経済学」原論の最終編と位置づけている。

それでは、この「容器の経済学」とはなにか。氏は経済学の外部にあるものとして、理論の外におかれてきた要因を、体制のあり方を規定する素材的な要因として経済学体系の内部に位置づけようとしたのであり、「社会资本、都市、国家、環境（地球）は、いわば商品経済あるいは資本主義経済が運動する容器」としてとらえる。そして、中味は容器によって決まり、中味は容器をかえるという関係に注目し、社会資本論、都市経済論、国家（経済）論、環境経済論で構成される「容器の経済学」を提起している。¹³⁾

さらに、『環境経済学』では素材から体制へという方法論とともに、素材的な「容器」そのものと区別して、素材と体制とを結ぶものとして「中間システム」を提起している。この中間システム論は、(1)資本形成（蓄積）の構造、(2)産業構造、(3)地域構造、(4)交通体系、(5)生活様式、(6)国家の公共的介入の態様、などをその内容としている。この「中間システム」も素材に規定されるのであり、歴史貫通的な概念として

規定されている。

また、中村剛治郎氏は、①産業構造変化の波、②グローバリゼーション化の波、③「政府の失敗」・「市場の失敗」を克服する体制変革の波、の3つの波に注目し、「3つの波に同時に洗われる現代資本主義のもとで、転換期の課題として『容器』の問題領域が現代資本主義の存亡を規定するほどのものとしていよいよ決定的に重要な¹⁴⁾なっている」と指摘し、「容器の経済学」を中村氏流に展開させている。

それでは、この「容器の経済学」をどのように位置づけるべきだろうか。

加茂利男氏は「宮本経済学は、経済の外部的な『容器』およびこの『容器』と関連しつつ経済変数を媒介する歴史的・空間的要因のシステム（『中間システム』）に光を当てる政治経済学であり、歴史的な諸体制を分析しうる新しい姿を予知させる理論」といい、「資本主義にせよ、社会主義にせよ、21世紀的な社会システムをつくるには、『中間システム』や『容器』レベルの変革を通じた、体制そのものの改革や更新が必要になっているのであり、新しい政治経済学は、体制に規定されながらも歴史貫通的・体制貫通的な性質をもつ『容器』・『中間システム』論を装備した理論でなくてはならないだろ¹⁵⁾う」と高く評価している。

また、植田和弘・寺西俊一他著『環境経済学』では、環境経済論を物質代謝論アプローチ、環境資源論アプローチ、外部不経済論アプローチ、社会的費用論アプローチ、経済体制論アプローチの5類型に分類して分析しているが、そのなかで寺西俊一氏は中間システム論の積極的意義について、「宮本の『中間システム』論の提唱がオリジナルな積極性をもちうるのは、上記(1)～(6)の構造の環境保全型への改革方向とその論理を、説得性のある豊富な実証的分析に基づき置いて、『環境経済学』全体を通して体系的に示したこと」だとし、「経済体制論アプローチにおける一つ)の到達点を示したもの」と高く評価している。

同時に、寺西氏は経済体制論アプローチの今後の課題として、①国際比較分析の積みあげを通じて、各国での「環境保全型経済社会」実現へのビジョンと戦略を具体的に示すこと、②一

国単位の構造分析から世界的連関の構造分析へすすみ、世界経済システムの改革ビジョンとその方策を提示すること、の2点をあげている。また、同じ著書のなかで、植田和弘氏は「『中間システム』が社会の生産関係のあり方と一体どのような関連にあるのかが、このアプローチのもともとの理論的前提との係わりで改めて問われるべき今後の論点となるだろ¹⁶⁾う」と指摘している。

私は宮本氏の素材から体制へとすすむ方法論、素材と体制との媒介項としての「容器」「中間システム」の導入は地域経済学の理論の発展に大きな意義をもつと思う。すなわち、21世紀にむけて歴史的転換点に立って、新しい政治経済学を構築する必要があること（縦の関係）、また国内だけでなく国際的視野を入れた広大の空間的領域を分析する必要があること（横の関係）、のために政治経済学の新しい枠組みと論理構成が必要になっているのであり、容器の経済学や中間システム論が有効性をもつからである。

たとえば、1992年6月ブラジルで開かれる国際環境開発会議にむけて、WWF（世界自然保護基金）、IUCN（国際自然保護連合）、UNEP（国連環境計画）は1991年10月21日新・世界環境保全戦略ともいべき「かけがえのない地球を大切に・持続可能な生活様式実現のための戦略」を発表している。このなかで、持続可能な生活様式を実現するための9つの原則として、①生命共同体の尊重と保全、②生活の質的改善、③地球の活力と多様性の保全、④非再生資源の消耗の可及的抑制、⑤地球の収容能力の限界内で、⑥生活態度と習慣の改革、⑦それぞれの環境を守れるような地域社会に、⑧開発と保全とを統合するための国際的枠組の策定、⑨地球規模の協力体制の創成、を提言している。

新しい政治経済学や地域経済学はこのような提言をも包摂していくものでなくてはならず、そのために容器の経済学や中間システム論が必要になるのである。

今後の課題は、より具体的な分析事例を積みあげて、容器の経済学や中間システム論の内容を豊富にして、体系化をさらにすすめることである。特に、素材と容器と中間システムと体制の相互関連と相互作用の実態とあり方を深めて

いくことが必要である。宮本氏自身も市場財と公共財の混合財のあり方を示す公共財の政治経済学の体系化を今後の課題としている。

(3) 内発的発展論をめぐって

最後に、内発的発展論についてみてみよう。宮本憲一氏が「内発的発展」にはじめてふれたのは4部作のうち『都市経済論』であり、その後その内容を深め1つの地域づくりのあり方を確立してきている。

氏は、「内発的発展」について、「地域の企業・組合などの団体や個人が自発的な学習により計画をたて、自主的な技術開発をもとにして、地域の環境を保全しつつ資源を合理的に利用し、その文化に根ざした経済発展をしながら、地方自治体の手で住民福祉を向上させていくような地域開発²¹⁾」と定義し、内発的発展の4つの原則を提示する。それを要約的にまとめれば、①地域住民の自主的・民主的な地域開発であること、②環境保全型開発であり、総合的な目的をもっていること、③複合的な産業開発と地域産業連関をもつ開発であること、④住民参加制度と資本や土地利用規制のための自治権の確立があること、ということになる。

また、保母武彦氏はこの内発的発展論を展開する。氏は地域経済の振興には3つの方法があるとされ、①地域にある既存の産業、企業を時代のニーズに合わせて再設計し、その育成、振興をはかる方法、②既存の産業では不足する分野や経済力を補うために、既存の産業・企業の異業種交流や知識の融合化によって新しい産業を創造し育成する方法、③域外から企業を誘致する方法、をあげているが、そのなかで、①と②が内発的発展、③が外来型開発と位置づけている。²²⁾ そして、内発的発展の条件として、①平和であること、②大企業に対する規制、③分権と地方自治の確立、の3つの条件をあげている。

この内発的発展は「環境か開発かの二者択一を超えて、現代的貧困を克服しつつ根源的・古典的貧困を解消していくためには、経済発展の新しいしくみが必要だ。内発的発展論は、これに対する回答として用意された」といわれるが、この内発的発展論をどのように評価すべきだろうか。

地域構造学派の久野国夫氏は、①宮本氏の『社会資本論』は高度経済成長期の革新自治体の政策の理論化であり、「内発的発展論」は高度成長終えん後の状況変化に対応したものにすぎない、②地域経済論というより住民自治の担い手論である、③運動論に傾斜して空間的視点が弱い、④国民経済のなかの地域経済のマクロ的位置づけが弱い、と批判して、「内発的発展論は、しばしばられる主観的には善意の研究者による、現実の産業特性や立地動向をほとんど考慮に入れてない願望的地域経済論の理論的²³⁾ よりどころとなっている」と述べている。

この批判は宮本氏が現実の分析のなかから21世紀を展望する新しい政治経済学の理論と枠組みを構築しようと「容器の経済学」や「中間システム」論を提起し、その政策論として「内発的発展論」を提言しているこれまでの過程からみれば皮相な批判だといわざるをえない。

いま求められているのは、政府や財界からでてくる政策を批判したり、現状を解釈するだけでなく、住民（国民）にとってあるべき姿（地域経済）はどのような姿であり、その姿をどのように実現していくかを明らかにすることである。すなわち、主権者としての住民（国民）が民主的合意を基礎に、あるべき姿をつくり、そこに到達するプロセスを明らかにする創造の時代になっているということである。

地域構造学派の久野氏は同派の今後の課題として、①あるべき地域構造の検討、②国家論、自治体論、総じて権力論のとり入れ方の検討、③住民運動家等との交流、をあげている。それを見ると、地域政策論は今後の課題となっており、具体的な研究の深化のなかで、政策論が提示される段階で議論がかみあってくるものと考える。

また、河相一成氏は「内発的発展論」は住民自治を重視する積極面をもつが、他方内なる地域の生き残り策に偏する「地域主義」に傾く一面性をもっていると評価する。そして、その克服策として「地域経済の変革を中心軸に据えた『地域再構成（変革）』の基本視座」として「地域内の『横』の関連・構造と、『中央（権力）』と地域との関連・構造=『縦』との双方を視座に据えること²⁵⁾」を提示している。

たしかに、河相氏が指摘するように権力構造との関連が抜けると内発的発展が生存競争に走る「地域主義」になる可能性はあるが、宮本氏の内発的発展論は狭い地域だけに限定されず、中央政府と自治体のあり方なども示しているように、国民経済レベルのこととも視野に入れて分析している。

また、守友裕一氏は内発的発展論の積極面を評価しながらも、「出発点における農村の事例の評価が適切であったかどうか、大いに疑問の残る所である」と批判している。すなわち、「議論の出発点となった農村の基幹産業である農業に対していかなる発展方向を提示したのか、つまり農村における基本問題に切り込んでいるのかどうか、それと国民経済の枠組みとの関連は如何といった点で、大きな弱点を持っているのである。内発的発展論が地域振興のために切り拓いた新地平を、積極的に評価とともに、その内部にかかる弱点を正確に認識し、その克服のために、地域農業の原点²⁶⁾に立った農村振興の検討もまたせまられている」と指摘している。そして、主体的な地域農業の事例として、茨城県玉川農協、岩手県志和農協、大分県下郷農協のとりくみをあげ、最後に民主的農協論を紹介している。

たしかに、守友氏が指摘するように、宮本氏が内発的発展論の事例としてとりあげたものに適切でないものがあるのは事実であるし、この事例を並べることで内発的発展論が実証できるのか、という問題がある。事例としても守友氏の指摘する事例の方が適切であろう。しかし、いくつかの弱点をもっていても、内発的発展論が地域づくりの新しい地平を切り拓いたのはたしかであり、この内発的発展論の体系と内容をより豊富にすることが大切である。重森暁氏が内発的発展論の内在的批判から人間発達の視点と諸組織の「民主主義的共同関係」の構築を提示したり²⁷⁾、成瀬龍夫氏が「協同組合的住民運動」を提倡したのは、その成果である。

鈴木文熹氏は「住民主体の内発的な地域づくりの基本的な特徴の一つは、必ずしも自覚化されているとは限らないが、実体として国の政策に対する抵抗を基調としている」と指摘し、「構造調整」のもとで、それに対抗する地域づ

くりの視点として、①国民主権の尊重と国の自立、②地域の自立を基礎とした国民経済の形成、③産業間の均衡化を基調とした各種産業の発展、④人間相互発達の保障、の4点をあげて、協同組合のあり方を分析しているが、この視点は大切である。

また、内発的発展論は国内的だけでなく、国際的に通用する考え方である。国連の決議にもとづきつくられた「環境と開発に関する世界委員会」が1987年4月『我ら共有の未来』と題する報告書を出しているが、そのなかで、「人類は、開発を持続可能なものとする能力を有する。持続的開発とは、将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすことである」と述べて、「持続的な発展」を提示している。³¹⁾

そして、持続的発展を追求するためには、①意志決定における効果的な市民参加を保障する政治体制、②剩余価値及び技術的知識を他者に頼ることなく持続的な形でつくりだすことのできる経済体制、③調和を欠いた開発に起因する緊張を解消しうる社会体制、④開発のための生態学的基盤を保全する義務を遵守する生産体系、⑤新しい解決策をたゆみなく追求することのできる技術体系、⑥持続的な貿易と金融を育くむ国際的体系、⑦自らの誤りを正すことのできる柔軟な行政体系、の7点をあげている。この持続的発展の原則は内発的発展にとっても必要な原則である。

また、現在国際経済学の分野からも「内発的発展論」が提起されている。鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』は「地球的大問題を解く手がかりを、それぞれの地域という小さい単位の場から考え出していく」とするのが、内発的発展方式であり、「近代化論はイギリス・アメリカなどの先発工業国歴史的経験に基づいて構築された理論であり、すでに形の定まった体系を整えている。これに対して、内発的発展論は地球上の様々な地域で、現在進行中の様々な内発・自生的な発展の試みを理論化しようとするものである」と位置づけているが、この考え方も批判的に摂取しながら、内発的発展論の内容を豊富にすることが大切である。³²⁾

- 1) その他、石原照敏・森滝健一郎編『地域構造と地域問題』大明堂、1989年、鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会、1989年、鈴木文熹編著『地域づくりと協同組合』青木書店、1990年、守友裕一『内発的発展の道』農山漁村文化協会、1991年、安東誠一「地域経済改革の視点」中央経済社、1991年、鈴木茂・小淵港編『リゾートの総合的研究』晃洋書房、1991年、などの著書もだされている。
 - 2) 前掲『地域経済学』、1ページ。
 - 3) 経済企画庁総合計画局編『2010年への選択シリーズ2 地球化時代の世界と日本』大蔵省印刷局、1991年、56~57ページ。
 - 4) 四全総については、拙稿「地域経済と地域開発の動向」(柿本国弘・福島利夫編集代表『現代日本経済論』青木書店、1988年)を参照のこと。
 - 5) リゾートについては、前掲『リゾートの総合的研究』、参照のこと。
 - 6) 前掲『地域経済学』、3ページ。
 - 7) 同上、59~60ページ。
 - 8) 前掲『地域再構成の展望』、270ページ。
 - 9) 前掲『内発的発展の道』、24ページ。
 - 10) 同上、231ページ。
 - 11) 前掲『地域構造の理論』、13ページ。
 - 12) 拙稿「『地域』概念についての一考察」『社会科学論集』第38号、1979年9月、を参照のこと。
 - 13) 前掲・宮本『環境経済学』、351ページ。
 - 14) 前掲『21世紀への政治経済学』、27ページ。
 - 15) 同上、368ページ。
 - 16) 同上、369ページ。
 - 17) 前掲・植田他『環境経済学』、113~114ページ。
 - 18) 同上、114ページ。
 - 19) 同上、26ページ。
 - 20) 世界自然保護基金日本委員会『WWF』第176号、1991年12月号、参照のこと。
 - 21) 前掲・宮本『環境経済学』、294ページ。
 - 22) 前掲『地域経済学』、338ページ。
 - 23) 前掲『21世紀への政治経済学』、360ページ。
 - 24) 前掲『地域構造の理論』、213ページ。
 - 25) 前掲『地域再構成の展望』、278ページ。
 - 26), 27) 前掲『内発的発展論の道』、68ページ。
 - 28) 重森暁『現代地方自治の財政理論』有斐閣、1988年、および前掲『21世紀への政治経済学』、126ページ。
 - 29) 成瀬龍夫「地域づくり論の現状と展望」自治体問題研究所編『地域と自治体・第13集 地域づくり論の新展開』自治体研究社、1983年、56ページ。
 - 30) 前掲『地域づくりと協同組合』、5ページ。
 - 31) W C E D ed., Our Common Future, (大来佐武郎監修『地球の未来を守るために』) 福武書店、1987年、28ページ。
 - 32) 前掲『内発的発展論』、編者序。
- (ふくだ よしお 所友 高知短期大学)

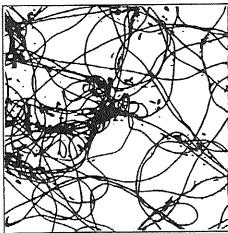
(47ページより続く)

のような開発では原則的に、公共性や公益性が貫徹され、人間的アメニティと環境保全が堅持されている。

乱暴な言い方をすれば、内発的な地域振興にはユートピア的な側面もあるが、後発地域や過疎地域に力強く根を張りつつある。地域の政治的社会的な局面への住民の積極的参加と共に、自治体の公的責任と情報公開とが追求されている。そして、地域の不利で劣悪な条件を逆手に

有利なものに転化する「たくましさ」と、経済界に社会的責任を自覚させ、開発利益の社会的還元を要求するなど、資本の側の活力を逆に利用する「したたかさ」とが求められている、と言えよう。

(はしもと りょういち 所員 四国学院大学)



●特集——地域再生の課題

内需拡大・生活重視政策とリゾート

中谷武雄

I. 「リゾートブーム」の現状

「リゾート法」(正式には総合保養地域整備法)は、1987年5月に衆参両院でのそれぞれわずか1日ずつの委員会審議でもって成立した。当時国会は売上税問題で揺れており、多くの法案は一括処理された事情もあるが、反対は共産党だけであった。6月施行、10月15日にリゾート整備の「基本方針」が関係6省庁によって告示され、基本構想の策定と承認申請が急ピッチで進むこととなる。

1991年12月の段階で、リゾート法の適用地域(基本構想承認)は、35となった。さらに承認申請中の茨城、基礎調査提出中の徳島他4地域を含めて41地域、リゾート法にもとづく開発構想は一通り顔は出揃ったと判断できる。申請合戦は一段落というところであろう。しかしあいかわらずの「リゾートブーム」であるといえる。昨年12月に、新たに承認された高知などの地域も含めて、リゾート開発への期待は依然として根強いものがある。

しかし他方で、リゾート開発のあり方をめぐって議論が高まり、リゾート法そのものへの批判も増大している(鈴木茂・小淵港編『リゾートの総合的研究——国民の「休養権」と公共責任』晃洋書房、1991年、や、土肥健夫『リゾート再生と地域振興』学芸出版社、1991年、他参照)。リゾート開発が、長期的なビジョンや関連する地域政策もないままに、したがって国民や地域住民不在のもとで、さらには地域の特質や個性を考慮しないままに強行されたこと、また「地球サミット」(今年6月にリオデジャネイロで開催)に象徴されるおりからの環境問題への国民的・国際的な関心の高まりと、バブル経済の破綻とそのもとでの開発をめぐる不祥事が次々

と摘発されていくことなど、もはや今日では、リゾートブームの終焉、リゾート法の全面見直し¹⁾、廃止論さえ登場する事態となっている。

例えば、日本科学者会議第26回定期大会において、「リゾート法(総合保養地域整備法)の廃止を要求する」決議がなされてる(1991年5月26日。『日本の科学者』1991年8月、53~54ページ)。リゾート法の狙いが民間業者の営利事業を国や地方自治体が最大限に支援することにあり、森林の開発規制が大幅に緩和され、国土と自然破壊が進行していることなどがその理由で、大手資本主導の外来型リゾートから内発的発展としてのリゾート開発に転換するよう求めている。²⁾

リゾート法廃止も含めて、現在のリゾート開発の批判を積極的に展開しているのは、「日弁連」である(日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編『森林の明日を考える 自然享有権の確立をめざして』有斐閣選書、1991年)。1990年10月と12月に、関東と近畿の連合会の定期総会でリゾート法の廃止も含めた見直し決議が採択されたことを受けて、昨年11月の宇都宮での人権擁護大会で、「総合保養地域整備法(リゾート法)の廃止を求める決議」を採択した。

リゾート法施行以降、スキー場、ゴルフ場およびマリーナを中心に画一的な開発が進み、リゾート法の弊害として、①農地や森林破壊が進み、洪水など自然災害の恐れが高まったこと、②海岸に進出した大型ホテルによってプライベートビーチが設置され住民が締め出されたこと、③ゴルフ場による農薬汚染の発生、④水不足やゴミの大量発生、道路渋滞の激化、⑤地価高騰と地元住民の生活用地の不足、などが生じていることが指摘されている(『朝日新聞』1991年11月13日「リゾート開発もう結構」参照)。

この「廃止決議」を受けて、『朝日新聞』は「リゾート法を廃止して出直せ」と社説を掲げた（11月18日）。規制緩和によって、森林や水源、海浜などの自然破壊と生活被害が進むのみで、このままでは悔いを将来に残すことになるとして、全面的に廃止決議に賛成している。最大の問題点は、利用する側を無視していることであり、開発企業のための法であると言われても仕方あるまいとして、次のように結んでいる。

「考え方次第には、次の諸点に留意する必要がある。第一は、いかにゆっくり休める社会を実現するか。第二に自然保護を基本とした統一的な土地利用の基本法を整備する。第三に環境アセスメント法の制定。第四は地域住民主体の計画作りを国と自治体が支援していく体制である。そのいずれも、現行のリゾート法には欠けている。」

このような局面を迎えるに至った、現代日本のリゾート開発やリゾート法の限界については他でも色々と指摘されているので、小論では経済的・社会的な条件の変化とその認識、そしてその政策的対応のタイムラグによって、策定された法や政策の主旨や課題と現実条件とがずれることによって歪みが生じるという観点から、「日本型リゾート」としてしか展開しなかった現代日本の「リゾートブーム」について分析することとする。

結論的に言えば、リゾート法は民活路線の落し子であり、生活重視政策のあだ花であるということである。1985年の秋のプラザ合意による円高によって、経済局面が円高不況から「へいせい景気」へと転換するが、この社会経済的転換の進行とその認識、そしてその認識の政策次元での反映が実現する過程の時間差が最大のポイントである。この認識が遅れたために、好景気以前の政策基調である民活路線のうえでリゾート法は策定準備に入った。しかし円高による日本経済の予想以上の国際化の進展や貿易摩擦の深刻化などは、経済活力はむしろ抑制し、国際協調・内需拡大を諸政策の重点課題とせざるをえなくなる事態を生み出した。

内需拡大にとって生活重視政策は本命であろう。日米構造協議と公共投資10カ年計画の追風のもとで生活関連重点枠が新設され、「生活大

国」を掲げる宮沢政権が誕生したことは、リゾート本番を思わせる。しかしながら出てきては困る経済活力や民活路線に沿っているために、リゾート、リゾートと騒がれても、それは、「日本型リゾート」しか生み出さない歪んだリゾートブームでしかなかったのである。より正確には、リゾート開発計画ブームであったと言うべきであろう。

II. 臨調・民活路線とリゾート政策

リゾート法は、1980年代（前半）の、民間活力活性化・規制緩和を促進した、第二次臨時行政調査会の財政再建方針にもとづく行政改革路線の産物として位置づけられる。リゾート法第一条（目的）は以下のとおりである。

「この法律は、良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の条件を備えた地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ促進する措置を講ずることにより、ゆとりある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺の地域の振興を図り、もって国民の福祉の向上並びに国土及び国民生活の均等ある発展に寄与すること目的とする。」³⁾

この条文や10月15日の告示第一号「基本方針」1「意義及び理念」を見ても明らかのように、リゾート法制定の背景としては、①国民の余暇の増大、また自由時間の増大に対応して、ゆとりのある国民生活の実現が必要なこと、②地域の活性化策として、従来の工業開発主導型から転換し、第三次産業を中心として新しい振興策が必要なこと、③内需主導型経済構造の実現が必要となっていること、などが指摘されうる（保母武彦「リゾート開発問題の視角」佐々木雅幸他編『地域と自治体・第16集』自治体研究社、1988年）。リゾート法の出発点での狙いは、「民間事業者の能力の活用」や、「民間事業者の経営力・企画力等の活用」（基本方針）という言葉に象徴されるように、③の点を中心に、国内市場拡大に重点を置いた民間の経済活力拡

大策であるといえる。

民活という言葉が政策上のキーワードとして登場するのは、第二臨調の第一次答申（1981年7月）にある、「自由経済社会が持つ民間の創造的活力を生かし……」という一文においてである。民活とは、公共部門に民間活力を導入し、財政赤字に対応しようという臨調設置の経緯と趣旨に規定されて、その後の「増税なき財政再建」を旗印に強行された臨調行革路線のスローガンの存在となった。

民活導入の理念は、臨調行革の担い手となつた中曾根内閣の登場（1982年11月）とともに具体化された。民間活力の活用という民活路線は、政府の規制緩和（Deregulation, デレギュレーション）によって競争条件を整備し、民間産業の自律的・自主的発展を実現しようというものである。これは、安定成長＝低成長が続く調整期（いわゆる戦後経済の「第3ステージ」）のもとでの、財政対策に集約される経済全体の活性化策として位置づけられる。その中には政府直営事業の民営化（Privatization, プライバタイゼーション）なども含まれている。

日本における民活路線の具体化の嚆矢は、公共事業への民活導入であった（1983年4月、経済対策閣僚会議）。日本の民活事業は公共事業政策とかかわって、大型プロジェクトの推進を中心とする地域開発政策や国土開発政策として出発した。公共事業への民活導入の受け皿として日本プロジェクト産業協議会（ジャピック、JAPIC:Japan Project Industry Council, 1979年11月発足）が、社団法人化し、本格的に活動を開始する（1983年4月）。ここを総本山にして第2の日本列島改造ともいべき、大規模な国土改造計画が推進されていく（JAPIC研究会編著『JAPICの野望——民活版[列島改造]のゆくえ』新日本出版社、1986年）。本四架橋、関西国際空港（1984年6月）、東京湾横断道路（1986年5月）、関西文化学術研究都市（同上）など、ナショナル・プロジェクトが続く。

こうした流れのなかで、1986年5月に「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」などの民活法が公布され、1986年は民活元年と称されている。この民活法は、前年のプラザ合意にいたる日米を中心

とする国際的な経済・貿易摩擦と対日批判の高まりのなかで、貿易黒字削減のための内需拡大政策の強化のもとで急浮上した。1985年12月の「内需拡大に関する対策」のなかで、民活大規模プロジェクトの着手が決定され、それを政府が税・財政的側面から援助する内容を具体化するために、法制面の整備がめざされたのである。

しかし民活関連事業の新しい特徴は、規制緩和である。例えば国有地の払い下げを前提とした公共的施設の建設を実施する過程で、関連事業を補助事業として認定するというようなものである。民間企業の公共事業への進出を安定的な投資口として保証する体制を、税・財政面だけではなくて、法制上の規制緩和でもって創出⁵⁾しようというものである。

「農地法等による処分についての配慮」を記したリゾート法第14条には、「国の行政機関の長又は都道府県知事は、重点整備地区内の土地を承認基本構想に定める特定民間施設の用に供するため、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該重点地区における当該施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。」とある。したがって土地利用の線引きが見直されたり農地転用に弾みがつく。ゴルフ場建設などをめぐって、農地法の規制による土地利用目的の変更の抑制は重要な役割を果たしていたが、そのかんぬきが外されたと言える。

「国有林野の活用等」を記した第15条には、「国は、承認基本構想の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。2 港湾管理者（港湾法（昭和25年法律第218号）第56条第1項に規定する都道府県知事を含む）は、重点整備地区に係わる港湾において承認基本構想に定める特定施設の設置の促進が図られるよう当該港湾に係わる水域の利用について適切な配慮をするものとする。」とあり、保護林の指定解除などが浮かび上がってくる。「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」が制定（1989年12月）され、国立公園内の国有林や保安林の開発規制が緩和された。大規模なテーマパーク（レオマワールド）などの新設は、未曾有のスケールでの自然環境への人

工の手の進出である。

公有海面の指定変更・解除や固定物の設置認可が進み、リゾート法における公共性や安全性の考えが、改めて議論されているところである。

その後民活法は、主として適用範囲の拡大という主旨で、87年5月、88年5月、89年6月と改定されていく。また「新前川レポート」(経済構造調整特別部会報告：構造調整の指針、1987年4月23日)をへて、5月の「緊急経済対策」なかで、NTT株売却収入の民活事業への無利子融資が決定されたことも重要である。マイナスシーリング体制のもとで伸びが抑制されていた公共事業も、景気の回復による税収増の見込みが明らかになるにつれて、財政再建の課題が後景に退くとともに、息を吹き返した。

III. へいせい景気の出現と 第4ステージへの移行

1985～87年にかけては「円高不況」論が声高に叫ばれていた。日本産業の空洞化や構造不況・地域経済の沈滞が心配されていた。失業率も上昇傾向を示した。民活の発揮・規制緩和の推進がスローガンとして定着していた。しかし円高に対応した日本経済の構造的転換が、とくに民間企業の設備投資熱の高まりとともに進み、経済成長を促進するように作用した。変動相場制の「自動調整メカニズム」は、70年代とは異なって、円高=物価安定を媒介として国民の消費堅調を導き、へいせい景気の両輪として戦後最大の大型景気にまで至らしめた。

へいせい景気とは、1986年12月より始まった景気の拡大が、戦後第二番目の岩戸景気(1958～61年、42カ月)に並ぶ勢いであることが明らかになって新聞などで使われるようになったが、これは、去年の9月に最大のいざなぎ景気(19

65～70年、57カ月)を抜き去り、新記録を達成した(第1図)。高度成長期の成長率との格差や労働力のミスマッチなどもあり、成長のエネルギーが弱いがゆえに、へいせい景気は、いつ終焉したのかもまだ明確にされないままに、バブルの崩壊とともに世論から消えさりつつある。しかしへいせい景気は予想以上の大型景気であり、日本経済の構造転換に及ぼした影響は歴史的なものである。

円高不況からへいせい景気へという経済循環局面の転換、さらには構造転換の進行をともないつつ中長期的に成長構造が定着する(第4ステージへの移行)という見通しが支配的になるには、慎重な議論の過程を経過することを必要とした。経済企画庁による景気回復宣言は1987年7月のことであり、その12月になって1986年12月が景気の底であったと認定された。

へいせい景気が16年振りの大型景気であったということが、その出現の認定や成長力の評価を遅らせた唯一の原因ではない。最大の原因是、それが変動相場制のもとでの最初の大型景気であるということである。1970年代の経験と、変動相場制の自動調節メカニズムの理論によれば、円高は日本経済を不況に導くということが一般的な理解であった。この「常識」に縛られているかぎり、へいせい景気の出現も、円高不況論の前では影が薄かった。

へいせい景気は日本経済の構造転換をともなうがゆえに、変動相場制と円高が、日本経済にはプラスの方向で作用するよう舞台装置が変わったということが理解されるには時間がかかった。変動相場制のもとでは金融政策の効率性が高まること(軽微の金融引締めでインフレ抑制が可能)、円高に対応した設備投資が情報化、国際化の波に乗りブームを呼んだこと、円高による所得効果や資産効果が個人消費を活性化す

第1図 戦後の大型景気

| | | |
|---------|----------------------|---|
| 神 武 | 31カ月 1954.12～57.6 | ◇1956年度経済白書「もはや戦後ではない」 ◇欧米技術による設備投資ブーム |
| 岩 戸 | 42カ月 58.7～61.12 | ◇池田内閣が所得倍増論を発表 ◇賃金上昇でインフレ深刻化 |
| い ざ な ぎ | 57カ月 65.11～70.7 | ◇G N P が旧西ドイツ抜き、西側で第2位に ◇高度成長の裏で公害深刻化 |
| 今 回 | 57カ月以上? 86.12～? | ◇世界一の債権国に ◇円高、超低金利を背景に地価、株価のバブル現象 |

(出所)『徳島新聞』1991年8月28日

ることなどは、新しい経験であったといえよう。そしてなによりも、円高に対応して製造コスト削減がリストラクチャリングのもとで実現し、情報化、ME化の成果が「生産性の上昇」(その行き着く先が過労死ではあるが)として実現したことが重要であろう。

経済局面の転換の認識の遅れが原因で、政策の意図や課題の解決方向が現実とは乖離することはよくあるが、しかし日本経済の全体にとってみれば、「円高不況の到来」を予測する今回の見込み違いは、むしろそれが企業経営や投資計画への積極的なインパクトとして「好影響」を及ぼしたといえる（小峰隆夫『日本経済の構造転換—変化を読む8視点』講談社現代新書957、1989年）。

リゾート法とほぼ同時に決定された四全総（1987年6月）の策定の経過、すなわち東京問題対応型から多極分散型国土構想への衣替えと、むしろ東京一極集中を促進するという、今や明らかとなつたその皮肉な帰結も、こうした事態と類似している。急ピッチな円高の進行を引き金とする予想以上の日本経済の国際化の発展、グローバルエコノミーの登場のもとで、さらにはME化とコンピュータの普及による情報化の進展は、ネットワーク整備（構想）が逆に東京へのアクセスを容易にすることにより、東京への集中を促進（「ストロー効果」）し、東京を国際金融都市の一角にまで成長させる原動力となり、それがまたさらに集中を一層促進するという結果がもたらされた。東京一極集中の促進構造は、円高を契機に質的に違った段階に到達したのである。

リゾート開発は初期の大規模投資と資金回収の長期性を前提とするから、円高とともに始まった金融緩和・超低金利政策の展開は好都合であった（当時第三次中曾根内閣の蔵相が宮沢氏であった）。構造調整やリストラクチャリングに直面していた重厚長大型の巨大企業にとって、絶好の投資口を提供する結果となった。いわゆるバブル経済の根源となった余剰資金が大量に形成されたが、しかしこれが予想以上の金融の自由化や国際化を促進した。リゾートへの過剰投資は、金融・証券不祥事の発覚とともに、金融制度の改革問題の引き金となつた。護送船団方式

といわれる安定的な金融制度体制は、大きな転換点を迎えている。こうした金融レベルでの不透明性の増大と、「イトマン」事件などの批判から、不動産融資の総量規制が実施されるに及んで、リゾートブームも岐路に立つことになる。

へいせい景気の展望が明らかになるにつれて、本業回帰の傾向も強まつた。またリゾート開発の過剰計画・投資もあいまって、投資効果に疑問が呈されるようになった。バブルの崩壊や自然環境問題が、この傾向に拍車を掛けた。リゾート開発は、装置型産業ゆえの稼動（率）や採算性の問題を抱えている。季節性の問題もあり、雇用の長期的安定性は望めない。そのうえ地元地域への開発効果も小さいとあっては、ブームも尻すぼみとならざるをえない（瀬戸内海振興計画研究会『瀬戸内のリゾート開発と地域振興』1991年3月）。

リゾート（開発）ブームは、80年代前半の経済・産業政策のなかで、すなわち大型公共事業を展開し、その過程に大企業を巻き込むことにより日本経済に活力を生み出そうとするために、規制緩和を促進するもとで形成されてきた。とくに地域活性化策の具体化が進んでいなかつた地方にとって、産業構造の転換、第3次産業へのシフトが加味されることにより、特効薬として歓迎されたのである。しかし円高に刺激された日本経済の国際化と経済大国化の予想以上の進展は、経済政策上の民活概念はとどめながらも、その中身は経済活力から国際協調・構造調整を柱に内需拡大・生活重視へと移行した。キータームは規制緩和となる。

IV. 内需拡大・生活重視への政策シフト

内需拡大路線は、「国際協調のための経済構造調整研究会報告書」（経構研報告=前川レポート。1986年4月7日）によって具体化していく。それが第一義的な政策課題として公的に表明されるのは、1988年5月に竹下内閣のもとで閣議決定された『世界とともに生きる日本 経済運営5カ年計画』（経済企画庁編、大蔵省印刷局、1988年）においてである。そこでは、政策運営の基本方向が「内需主導型経済構造への転換・定着」であるとして、国際的な経済構造調整を

実施しながら内需拡大をはかり、豊かさを実感できる多様な国民生活の実現と地域経済社会の均衡ある発展を実現して、対外不均衡のは正と世界への貢献をめざすことがうたわれている。

財政サイドからの内需拡大への貢献となれば、公共投資の増大がまず焦点となろう。しかし重要なことは、国際社会のなかで世界とともに生きる日本にとっては、公共投資が日本の経済活力をこれ以上刺激してはならないということである。そこで登場するのが生活関連基盤整備のための公共投資充実構想である。日米構造協議にかかわっての公共投資10カ年計画として結実を見たこのプランは、1991年度予算でも生活関連重点枠の設定でもって第一歩を踏み出している。

国際化の進行と円高によって、統計数値的に見る日本の経済大国化は明らかであるにしても、国民の生活感そのものが日本の国際的な競争力の増大のテンポとともに上昇していないという世論も盛り上がった。「豊かさギャップ」の指摘や、暉峻淑子『豊かさとは何か』(岩波新書:新赤版85, 1989年)、そして、渡辺治『「豊かな社会」日本の構造』(労働旬報社, 1990年)、などの、豊かさ論・生活論・日本資本主義論(フォーディズム論など)の高まりも忘れてはならないであろう。『世界とともに生きる日本』第3章「豊かさを実感できる多様な国民生活の実現」は、土地対策の推進と住生活の充実、労働時間の短縮と自由時間の充実および物価構造のは正と消費生活の充実、となっている。

しかし重要なことは、公共投資の重点が産業基盤から生活基盤へと移行したことではなくて、経済・産業政策自体が生活重視になったことである。そのおおもとの通産政策ビジョンに大きな変化が現れた。通商産業省編『90年代の通産政策ビジョン——地球時代の人間的価値の創造へ』(通商産業調査会, 1990年)において、政策基調の変化が見て取れる。

国際的な背景としては、日米構造協議の大義名分を盾にとり、国内経済の背景としては、株価低迷と地価暴騰によるバルブ経済、資産インフレへの批判の高まりと景気回復にともなう製造業の復権や本業回帰などが主張されるに及んで、大幅な政策転換が実現したといえよう。そ

の一環に、消費者の利益、生活重視、人間尊重が組み込まれた。社会と調和するべき企業行動への言及もなされた。

こうした路線がより明確に主張されているのは、この90年代通商産業政策ビジョン作成作業の一環として設置された、通商産業大臣の諮問機関である産業構造審議会の90年代政策部会「ゆとりと豊かさ政策小委員会」の中間報告である、『ゆとりと豊かさに満ちた「生活重視」型社会を目指して』(通商産業省生活産業局編、通商産業調査会, 1990年)であろう。この報告書は、政府、企業、国民のそれぞれが生活重視の発想に立つことが必要であること、生活重視の発想は産業界・企業にとってマイナスではなく新しい価値の創造という今後目指すべき方向として重要であること、そして生産優先から生活重視という発想の転換という立場に立ち価値観の多様化、国際化に対応する新しい哲学の樹立の必要性を強調する。

この中間報告に関連して『日本経済新聞』(1990年6月4日夕刊)は、「本当に実現する?

『生活重視』提言ラッシュ——シナリオ書けたが……」との記事を掲載した。日米構造協議に端を発して消費者の利益が急浮上し、産業政策のなかで人間性、ゆとり、生活などの言葉が躍り、行き過ぎた投機に反省を求め、そしてまたなによりも生活大国日本の実現のために企業に負担を求め、社会と調和をめざす新しい方向が鮮明になり、「闘う通産省」から「やさしい通産省」に転換したかのようであるが、しかし抽象的印象は免れず、としている。

「90年代の通産政策ビジョン」の3つの目標の一つとして掲げられた「ゆとりと豊かさのある生活の実現」にかかわって、「ゆとり社会懇談会」が設置された。その中間報告『ゆとり社会の基本構想』(通商産業省産業政策局編、通商産業調査会, 1991年)では、「産業活力を推進力とする『ゆとり社会』の実現」となり、「国際競争に支障を生じない骨太な産業活力」という揺れ戻しは確認できる。

しかし民活一本槍のプライバティゼーションから市場の原理と政府介入のベストミックスの追及、経済的効率至上主義から公平性の加味、自然や社会にやさしい企業の追及、社会と調和

し、その負担もする企業の行動原理が提唱され、明らかに政策原理は変化していることを確認しなければならない。

V. 「日本型リゾート」から 「パブリック・リゾート」へ

リゾート開発は、民活・規制緩和と構造調整・内需拡大を接合しているかのようであるが、経済的社会的条件の変化の中で、その政策目標は行き場を失ってしまった。生活重視への政策シフトのもとでリゾート本番となるはずであったが、その理念の実現とは程遠い。〔生活大国〕の看板で登場した宮沢政権も、「資産倍増政策」（資産格差の拡大）とバブル経済化の責任を問われるべきである。

こうした状況のもとでの「リゾートブーム」は、「日本型リゾート」しか生み出せなかった。1986年8月には7省庁8構想といわれたように、リゾート法制定をめぐって各省庁で一斉に計画が発表されたが、「リフレッシュ・イン・ナショナルパーク・プラン」と銘打って参画していた環境庁が、リゾート関連法案の一本化をめざす総合保養地域整備推進連絡会議（87年3月設置、事務局：国土庁地方振興局）には加わらなかつた経過が、こうした事態の進行を暗示していた。環境庁抜きのリゾート開発政策の進行が、日本型リゾートの象徴である。

日本型リゾートの特徴は、まず第1に供給サイド優先ということである。

①リゾートの社会的な需要や主体的な享受条件が未整備のまま、サプライサイドからリゾート開発が始まった。構造転換と余剰資金の増大のもとで、有利な投資口として形成されたリゾート市場は、労働時間の短縮が進まず、長期休暇制度も未確立のもとでは、歪んだものとならざるをえない。重要なリゾート需要者であるファミリーやシルバーは除外され、社用族や接待族目当ての供給構造とならざるをえない。

②ゾート開発とは、民活法の主旨に規定されて、スポーツ・レジャー・レクリエーション関係の施設の建設・整備が中心である。言わばハード面での投資が中心で、ソフト面にかかる人的投資やサービス供給の開発投資は進んでいない。

い。リストラクチャリングのもとで新規参入者が主力であるにもかかわらず、商品（サービス）のノウハウ関連投資はおそまつである。リゾート投資の長期的な回収の展望にとっては、リピーター獲得のための追加投資が不可欠であるが、初期の計画にはこうした観点も備わっていない。

③民間活力活用型であることにより、リゾート開発の主体は大都会の大手民間企業を中心とならざるをえない。認可を受ける条件に「熟度」が加味されることにより、開発主体は経験を蓄積した大都市のデベロッパーに集中化される。そして誘致型・外来型・大都市型リゾートが主流となる。

④したがって「3点セット」と称されるように、リゾート開発計画に画一性が生じる。地域特性とのかかわりが稀薄になる。地域資源の活用も進まない。

⑤顧客の奪い合いが厳しくなるにつれて、費用回収が会員権や地価の高騰によって図られるようになり、リゾート産業がバブル化する。バブルの崩壊とともにリゾート産業も活力を失う。

⑥こうした供給重視型のリゾート開発は、地元から遊離し、自然環境や生活環境の保護を軽視する、環境破壊型となる。

第2は、先の供給サイド優先・民活型に規定されて、公共責任の所在が脆弱なことである。日本型リゾートに対峙して、真のリゾート開発にとって自然享有権や休養権、また健康権という新しい権利概念の確立が必要であることが提示され、需要者主体のリゾート実現には公共責任が不可欠であることが提言されている。⁹⁾

①リゾート開発のノウハウが未成熟な段階にあることに対応して、健全育成・指導を図るべき国や地方公共団体が、民間企業の先棒をかつぎ誘致合戦を展開している。規制緩和にかかわって、芳しくない風聞には事欠かない。広大な開発用地を確保するにはすべての地権者の同意を得ることが最大の課題であるが、この作業にとって自治体職員の存在は不可欠であるとされている。

②公的責任放棄型のリゾート市場では、採算性の経済原則が前面に出て、安全で安価で、快適なサービスの供給にたいする配慮や指導が弱まる。

③住民自治や参加、また地方自治の軽視となり、環境アセスメントや締結される協定や文書も形式的なものに流れがちとなる。

したがって、④地域経済との関連性が弱い。小規模分散型の内発的リゾート開発とならないかぎり、農山漁村の振興策としての役割は小さいものである。日本型リゾートのもとでは地域資源の活用は進まないし、雇用面でも量的に不十分であるだけでなく、¹⁰⁾地元の人材開発・育成という観点が弱い。

⑤リゾート開発が総合的な地域開発政策のなかで位置づけられることもなく、ブームにのって突然外部から持ち込まれることにより、むしろ従来の政策体系と整合性を欠くようになる。そこで生じるのは無用の人間関係の混乱と破壊である。強引なリゾート開発の導入が行政レベルで図られると、地方自治も混乱する。

臨調路線の民活・規制緩和は民間活力を媒介にして市場の機能を強め、国家の経済的な役割を縮小して、新たな競争的条件を創出しようというものであるから、労働者と労働組合の社会経済的地位が弱体化しては、資本蓄積が優先し、自然環境や景観を保全するという機能を弱めるだけでなく、社会的公正と人権を保証する基盤を掘り崩す方向に作用した（伊藤誠

『逆流する資本主義』東洋経済新報社、1990年）。新自由主義は、社会的公正を実現するために取り付けられた「かんぬき」を外し、大企業の営業の自由を保障しようとするイデオロギーであった。

こうした状況のもとでは、結局は生活重視も、企業にとっての市場開拓や市場確保の側面が中心とならざるを得ない。生活産業（論）がはな盛りといふところであろう。リゾートも、その提供されるサービスが問題であるのではなく、その施設（建設）が企業にとっての投資口になるかということのほうが重要である。こうして自然景勝の地にブルドーザーで人工の手が加えられることとなる。年中空き室だらけのリゾートマンションが建設される。

3点セットとも称されるような、全国一律のリゾート地が整備され、顧客のぶん取り合戦が熾烈をきわめる。リゾートにとっての規制緩和は、資本蓄積の公的な規制物の除去を意味する

に過ぎなくなる。リゾートとはかけはなれたリゾートとなる。日本型リゾートブームは、生活=需要サイドから計画されたものではなく、経済活力=供給サイド重視、もっといえば施設建設を中心の構想であるがゆえに、ひ弱で底の浅いものでしかなかったのである。

国民にとってのリゾート整備の指標となるのは、リゾートを享受する第一の基本的的前提条件である労働時間の短縮、とくに長期休暇制度の確立の進行程度や、公共的なアクセス手段の整備状況であろう。ここにおいて公共責任が發揮されなければならない。施設面においても、パブリック・セクターのイニシアチブが発動すべきである。自由時間を拡大し、リゾートを社会化するためには、まず公共責任が果たされなければならない。

イギリスのレジャー産業の発達の歴史からもわかるように、¹¹⁾リゾート享受の条件は、社会的な性格を帯びる。国民が主体的にリゾートを享受するには、時間的な条件と金銭的な条件が整備されねばならない。それは社会的な権利=休養権として保障されること、また施設やその利用を実現する物的な手段が提供されることを条件とする。それらは、公的に整備されるであろう。

リゾート商品は、たんなる疲労の回復だけではなく、教育と同様に、休養権=健康権（健康で、文化的な生活を送る権利）を享受するために消費される。これは、自由時間における人間発達の要求をみたす対象である。しかしそれは人間発達を阻害し、堕落させる方向にも機能させうる。国民の社会的な統合・管理手段ともなりうる。したがってその需要と供給については、全面的に市場メカニズムに委ねられるべきものではない。品質管理についても、公共責任はついで回る。

リゾートは、本来社会的なもの、すなわちパブリック・リゾートとして出発し、発展していくべきものである。

1) 元北海道・沖縄開発庁長官逮捕による「共和リゾート汚職」の発覚は、風向きを変えるに充分であった。毎日新聞『エコノミスト』1992年1月21日号は、特集「歴史的失政として

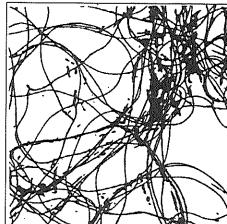
- のリゾート法」を組み、「地域再生に水を差す現行リゾート開発」(安東誠一),「環境破壊のリゾート法を廃止せよ」(林良二)ほかを掲載している。前号(1月14日)での「次号予告」でのタイトルは、特集「リゾートブームにかけり」,「リゾートは地域を活性化させたか」,「環境破壊を引き起こすリゾート開発」であった。
- 2) 『日本の科学者』1992年1月号は特集「自然災害と人間生活」に続いて、2月号で特集「眞のリゾートをめざして」を組んでいる。「リゾート開発への対応」(瀬川久志),「リゾート産業振興の背景とその現状」(飯盛信男),「国民生活の豊かさとリゾート」(二宮厚美),「都市と農村の交流と共生による地域づくり」(守友裕一),が収録されている。
- 3) リゾート法条文および告示「基本方針」その他については、大規模リゾート地域整備推進協議会編集協力『リゾート地域整備制度と構想事例』公共投資ジャーナル社, 1988年, を参照した。
- 4) 円高以降の「へいせい景気」を第4ステージとして位置づける、戦後の日本経済の段階区分の設定については、吉田春樹『日本産業の中期展望——覇権なき経済大国の前途』中央公論社, 1989年。
- 5) リゾート法第8条では、租税特別措置法にもとづくリゾート施設の特別償却を、第9条では、リゾート施設による(固定資産)税収増の地方交付税への跳返りを抑制する地方税の不均一課税に伴なう措置を、その他資金確保(第10条)や出資、補助その他の助成(第13条)について定めている。
- 6) 寺西俊一「『世界都市』と『東京問題』」(一橋大学『経済学研究』第32号, 1991年7月)は、円高以前からの主として日本の国内的要因による東京一極集中(プロセス1)と、円高を契機とする世界的大都市への東京の新展開のもとでの集中促進(プロセス2)を区別し、東京一極集中構造の二重性を指摘している。
- 7) 佐和隆光『これからの経済学』(岩波新書: 新赤版166, 1991年)他。池上惇『文化経済学のすすめ』(丸善ライブラー1, 1991年)の刊行や、企業のフィラソロピーやメセナの

議論が高まった背景もここにある。

- 8) 秋山紀子「日本の環境政策——これからの課題」(岩波書店『公害研究』第20巻第4号, 1991年4月), では、廃棄物関連法案の比較をして環境庁案を評価しているが、政府内における環境庁の置かれている位置の低さゆえにその成立可能性が小さいことを指摘し、強化の重要性を主張している。
- 9) 安東誠一「地域再生に水を差す現行リゾート法」(前掲)は、需要創出の観点から、リゾート構想に労働省が係わっていない不備を指摘している。労働時間の短縮と長期休暇制の確立が第一であるが、労働時間の国際比較とともに労働時間の分布についてもっと着目すべきである。
- 10) 土肥健夫、前掲書, 49ページ以下では、地元採用の職種や、昇進の機会の弱さ、それによる役職者のなかでの比重の低さを指摘している。これが、「租界」としてのリゾートと呼ばれる、地域との関係の弱さを象徴する1つの指標であるとしている。
- 11) 新井政治『レジャーの社会経済史——イギリスの経験』(東洋経済新報社, 1989年)参照。18世紀のイギリスのリゾート地バースの経験は、現代にも考えるべき視点を提供している。小林章夫『地上樂園バース——リゾート都市の誕生』(岩波書店, 1989年), 蝶川久康『バースの肖像——イギリス18世紀社交風俗事情』(研究社, 1990年)などによると、温泉設備の整備とイベント性の導入、衛生設備の改良と社会秩序の維持(ナッシュの改革), 地域経済との関連(アレンの郵便事業改革や石材業), 歓楽の都から聖なる都に改造しようとするメソディズムとの抗争、温泉から海水浴へという国民的レジャーの転換によるバースの凋落、などである。

＜付記＞小論は、日本科学者会議四国地方区主催の第8回「四国シンポジウム」(1991年11月23日, 愛媛大学)での報告に、加筆したものである。報告の主旨は、鈴木・小淵編、前掲書、所収の拙論にもとづいている。これらも併せて参考されたい。

(なかたに たけお 所員 徳島大学)



●特集——地域再生の課題

「えひめ瀬戸内リゾート」構想の特徴と諸問題

鈴木 茂

はじめに

愛媛県のリゾート開発計画（「えひめ瀬戸内リゾート」構想）は1990年6月、全国24番目の承認を受け、いよいよ本格的な実施段階に移行した。しかし、バブル経済の崩壊とリゾート開発に伴う自然及び生活環境の破壊や汚染を懸念する住民の反対運動に直面して、早くも開発主体として期待されている民間企業の撤退がみられるなど、リゾート・ブームが急速に冷め始めている。それと同時に、リゾート開発に地域再生の夢を託した農山村の総合的再生をどうするのか、勤労者をはじめとする国民の余暇時間の増大要求の高まりに対応した長期滞在型の保養施設（「パブリック・リゾート」）をいかに長期的視点から整備していくのか改めて問われて

いる。¹⁾

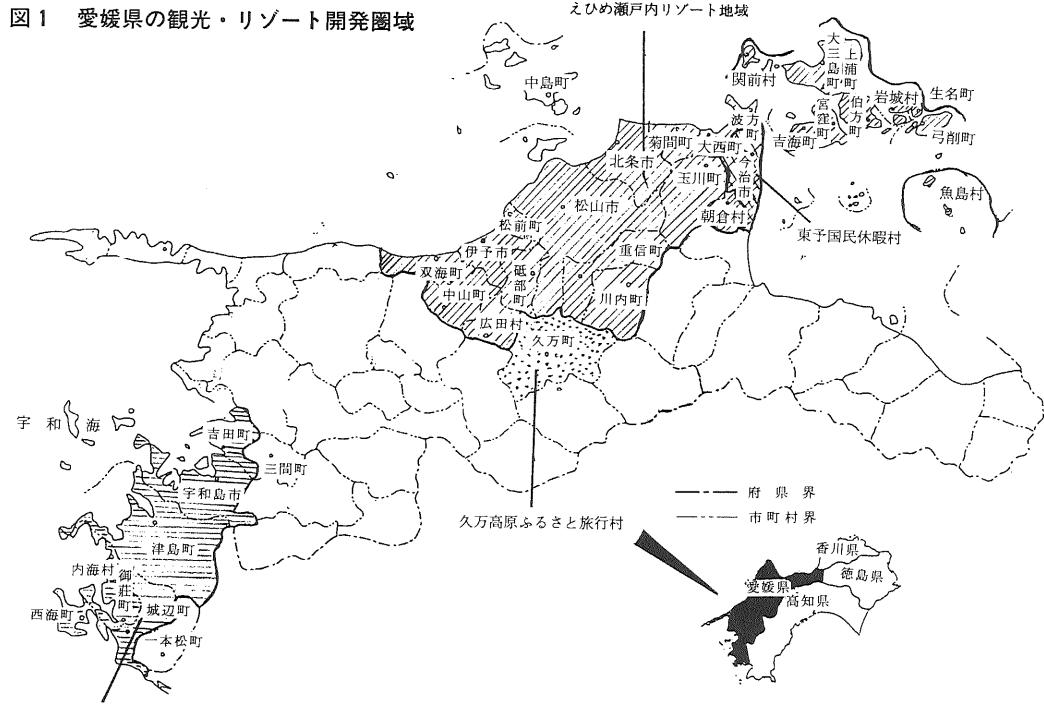
本稿では、まず、第1節でえひめ瀬戸内リゾート構想の概要と特徴、第2節では愛媛県のリゾート開発構想が抱える諸問題、第3節ではこれまでの愛媛県における観光・レクリエーション開発政策の代表的事例である「南予レクリエーション都市」及び「東予国民休暇村」について、第4節では愛媛県における「内発型リゾート」である久万町の「久万高原ふるさと旅行村」を取り上げつつ、今後の観光・リゾート開発政策のあり方について考察したい。

I. 「えひめ瀬戸内リゾート」構想の特徴

(1) 「えひめ瀬戸内リゾート」の概要

「えひめ瀬戸内リゾート」開発構想の、開発対象地域は、図1・2に示すように、4市17町

図1 愛媛県の観光・リゾート開発圏域



南予レクリエーション都市区域

6村、約14万ha、県面積の24.8%、圏域の人口は79万7889人、県全人口の52.2%も占めている。県レベルの地域開発政策としては広域的な開発計画である。

構想はこの地域の特徴として、第1に、瀬戸内海国立公園の中央部に位置し、美しい多島景観と温暖寡雨な気候条件などリゾートとしての自然条件に恵まれた地域であること、第2に、日本最古の道後温泉、国宝・重要文化財に指定されている武具甲ちゅうの宝庫大山祇神社、西日本最大のコンベンション・ホール県民文化会館など多彩な既存観光・文化資源に恵まれていること、第3に、西瀬戸自動車道（瀬戸内海大橋尾道・今治ルート）・四国縦貫自動車道・松

山空港の整備事業がすすめられており、高速交通体系が今世紀中には完成し、京阪神へのアクセスが大幅に改善される地域であること、などを挙げている。つまり、松山市や今治市等の既存の都市・文化・観光資源が集積し、今後西瀬戸自動車道の完成や空港の整備によって高速交通体系が整備される地域であり、県内ではリゾート開発対象地域としては潜在的価値の最も高い地域である。この地域を、豊かな地域文化、景観の優れた瀬戸内海、国家プロジェクトの本四架橋という三つの地域特性を生かし、個性あるリゾート地を整備し、将来は瀬戸内海全域とネットワークを形成し、増大する自由時間が快適に暮らせる「瀬戸内海自由時間都市」の実現を図ることを唱っている。

開発対象地域は5つのゾーン・10重点整備地域に分けて整備される計画である。松山市・伊予市・双海町と中島町を中心とする国際コンベンションゾーン、今治市と波方町を中心とする都市型海洋スポーツゾーン、玉川町・朝倉村を中心とする森林型クアパークゾーン、吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島町を中心とする架橋・国宝のリフレッシュアイランドゾーン、弓削町及び生名・岩城村を中心とする島体験レクリエーションゾーン、である。事業費は約3000億円

図2 えひめ瀬戸内リゾート地域

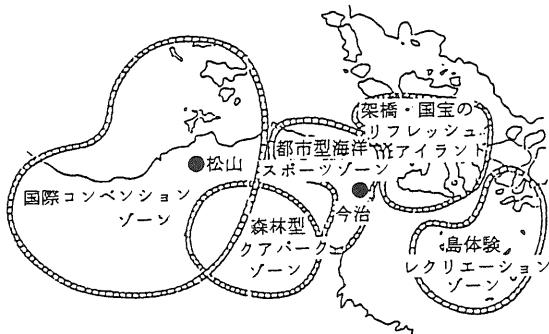


表1 「えひめ瀬戸内リゾート」の重点整備地区と開発主体となる民間企業

| ゾーン名 | 重点整備地区名 | 市町村名 | 面積(ha) | 開発主体となる民間企業 |
|----------------------|-----------|-------------------|--------|--|
| 国際コンベンションゾーン | ①松山南部海浜地区 | 伊予市 双海町 | 1898 | 三井物産、三井不動産、三井建設、三井不動産建設、五洋建設、鹿島建設、大正海上火災保険、三機工業、四国日本信販、大住建設 |
| | ②忽那諸島地区 | 中島町 | 2235 | 第三セクター（シーサイド28） |
| | ③北条地区 | 北条市 | 3286 | 親和観光 |
| 都市型海洋スポーツゾーン | ④今治来島地区 | 今治市 波方町 | 2927 | 清水建設、鹿島建設、瀬戸内運輸、日本食研、松下電器産業、三菱商事、今治造船 |
| | ⑤今治桜井地区 | 今治市 | 1231 | |
| 森林型クアパークゾーン | ⑥玉川・朝倉地区 | 玉川町 朝倉村 | 3346 | サントリー |
| 架橋・国宝のリフレッシュアイランドゾーン | ⑦越智・大島地区 | 吉海町 宮窪町 | 3657 | 神戸製錬、新日鉄、三菱重工業、鹿島建設、安田海上火災保険、本州四国架橋エソジニアリング |
| | ⑧越智伯方島地区 | 伯方町 | 1575 | 極洋、大成建設、サントリー、ヤソマーディーゼル、エヒメ水産 |
| | ⑨越智大三島地区 | 上浦町 大三島町 | 3864 | 住友商事、住友信託銀行、住友生命保険、住友銀行、住友重機械工業、住友建設、大豊建設、熊谷組、清水建設、飛島建設、西松建設 |
| 島体験レクリエーションゾーン | ⑩上島諸島地区 | 弓削町 生名村 岩城村 | 2718 | |

（出所）『愛媛新聞』、『朝日新聞』、『日本経済新聞』、愛媛県資料より作成。

(うち公共投資300億円)²⁾にのぼる見込みである。

(2)えひめ瀬戸内リゾートの特徴

えひめ瀬戸内リゾート開発計画は、他の地域のリゾート構想と共通の特徴をもっている。すなわち、その一つは、民活型リゾートである。徹底した大企業依存型の開発であり、外来型・誘致型の開発計画である。リゾート法は民活型の開発方式を基本とし、政府は承認に当たって「相当程度の特定民間施設の整備の確実性」を要求したから、自治体は開発主体として民間企業の「リゾート事業」への誘致合戦を展開している。愛媛県も、この点について「…すでに島しょ部を中心に民間事業者による観光・リゾート開発の動きが活発化してきており、将来ともリゾート地域としての総合的、有機的な整備が確実に図られる地域」であるとしている。各重点開発地域における大企業のリゾート開発事業への参入の動向をマスコミ等の報道から整理してみると、表1の通りである。住友・三井グループや新日鉄・神戸製鋼・三菱重工業等、わが国の代表的な大企業もしくは企業グループが愛媛県のリゾート開発に乗り出していることがわかる。

逆に、地場企業や公共セクターが主導した内発型の開発構想がきわめて少ない。自治体や地元資本が中心となって開発しようとしているのは中島町のリゾート構想であり、開発主体として第三セクター方式の「シーサイドにじゅうはち」³⁾が設立されている。地場企業の中でリゾート開発に名乗りをあげているのは、エヒメ水産・今治造船・瀬戸内運輸等に限られている。また、県は公共主導型のリゾートとして上島諸島地区の島体験レクリエーションゾーンを検討しているが、上島諸島は本四架橋ルートからはずれており、開発条件の面では他のゾーンと比べて比較劣位にある。

もう一つは、画一性であり、ゴルフ場・リゾートホテル・マリーナの海洋型リゾートと共に通の三点セットを中心とした開発計画である。中でも採算性が最も確実であるといわれるゴルフ場が8ヶ所も計画されている。また、10重点整備地区のうち、採算性が期待される既存の都市・

文化機能や観光・レジャー施設が集積した地域が先行して開発されることである。道後温泉や今治市桜井海岸の東予国民休暇村等の既存の都市機能や保養・宿泊施設を利用しようとしていることであり、えひめ瀬戸内リゾートは都市型リゾートの性格をもっている。地域振興よりも採算性重視型である。

他方、えひめ瀬戸内リゾート開発計画は、他の地域のリゾート構想とは異なった特徴を持っている。愛媛県においてリゾート・ブームを引き起こしている大きな要因の第1は、瀬戸大橋の開通がもたらしている観光ブームであり、尾道・今治ルートの開通を見越して開発計画が立案されていることである。香川県のリゾート・レジャー施設の建設が瀬戸大橋の開通をターゲットに推進され、既に計画の多くが実施に移されていることと比べれば、えひめ瀬戸内リゾート構想は尾道・今治ルートが完成する10年後をターゲットに立案されているところに特徴がある。したがって、道後温泉を中心とした旅館・ホテルの新增改築やリゾート・ブームに便乗してバブル資金を投入して開発されようとしているゴルフ場開発計画などの一部を除いて、大半は開発構想の立案段階にあるといえる。

第2の特徴は、地域経済の衰退がリゾートへの期待を高め、リゾート・ブームを引き起こしていることである。とりわけ、計画地域は造船・みかん・漁業などの基幹産業が、オイル・ショック後の造船不況、オレンジ・ジュースの輸入自由化、海洋汚染などによって衰退し、過疎化・高齢化が進行している地域である。地域経済の活性化策としてリゾート開発に対する期待が高まっているのである。

第3の特徴は、開発対象地域の多くが島しょ部であり、海洋型のリゾート計画であることである。離島を開発対象地域としているために、離島特有の開発にともなう諸問題を抱えている。すなわち、①離島はもともと水資源の乏しい地域であり、リゾート開発にともなう水需要の増大が水不足に拍車をかけることが懸念されること、②海岸域は養殖漁業によって高度に利用されており、ゴルフ場等の排水による海面汚染は、漁業への深刻な影響を与えることが懸念されること、③離島は小さな入江に集落が分散してい

ることもあり、生活環境の整備が相対的に遅れており、リゾート開発計画を推進しようとすれば社会資本の整備を避けて通れないこと、④瀬戸内は海上交通が古くから発達した地域であり、マリーナの開発は海洋汚染やレジャー・ボートの増大に伴う海上交通のトラブルを増大させる可能性がある。

第4の特徴は、えひめ瀬戸内リゾートの市場は近畿圏のリゾート需要をターゲットにおいて開発されていることである。瀬戸内地域のリゾート開発の多くはその市場を近畿圏域のリゾート需要をターゲットにおいているが、京阪神地域から遠隔地にあるえひめ瀬戸内リゾートはいわば限界地にある。そのため、開発構想の多くが泡末計画に終る可能性が強い。

II. 「えひめ瀬戸内リゾート」構想の諸問題

えひめ瀬戸内リゾートは、西瀬戸自動車道の建設による高速交通体系の整備に着目し、主要には近畿圏のリゾート需要をターゲットにして構想されている。瀬戸内地域のリゾート構想の中では、淡路島や岡山・香川県のリゾート構想がすでに実施段階に入っているのに対して、えひめ瀬戸内リゾートは構想段階にあり、高速交通体系が完成する約10年後を目標に計画されている。したがって、公表されたリゾート構想が計画通りに推進されるかどうかさらに見守る必要があるが、構想にそくしてえひめリゾートの問題点をあげると、次の6点をあげることができる。

第1は、リゾート開発をテコに各種の開発規制措置が緩和されつつあることであり、とりわけ、ゴルフ場建設の規制が国の承認に先行して緩和された。愛媛県は1974年以来ゴルフ場の総面積を県土の0.5%（2837ha）以内に抑えるという全国的にも厳しい規制方針を維持してきた。ところが、国の承認を受けるよりも先に、1990年3月末に、従来の規制枠0.5%は残すが、リゾート構想の重点整備地区については別枠にするとした。1990年4月現在、県内のゴルフ場は、既設営業中21ヶ所（1812ha）、造成工事中1ヶ所（105ha）、県との事前協議中3ヶ所（423ha、うち2ヶ所建設承認）にのぼり、工事中・事前

協議中のものが完成すれば、合わせて25ヶ所（2400ha）、県土の0.4%にのぼる見込みである。さらに、えひめリゾート開発構想の重点整備地区には8ヶ所、1038haが計画されており（うち2ヶ所は既に事前協議中）、すべて開発⁶⁾されると31ヶ所、3000haを超えることになる。なかでも、「ゴルフガーデン都市」構想を打ち出している北条市には、建設中も含めて市内にはゴルフ場は4ヶ所（358ha）あり、事前協議中の1ヶ所（160ha）を合わせると、市面積の5.1%も占めることになる。

第2に、リゾート開発によって瀬戸内海の優れた自然景観の破壊や環境汚染をもたらすことが懸念されていることである。瀬戸内海は国際的にも誇れる多島美的な自然景観をもち、日本で最初に国立公園に指定された景勝地である。とりわけ、開発対象地域は瀬戸内海でも最も多島美的な景観に優れ、古くから海上交通の要衝として文化的遺産の豊富な地域である。民活型の無政府的な開発が強行されれば、国際的価値をもつ自然景観が破壊されることが懸念される。

また、全国各地でゴルフ場建設に伴う災害の危険性、上水道水源汚染や海洋汚染が懸念されているが、えひめ瀬戸内リゾートの場合も例外ではない。例えば、玉川・朝倉地区で計画されているゴルフ場（約110ha、18ホール）は、今治市・波方町・大西町の1市2町の上水道水源となっている蒼社川三反地取水堰のすぐ上流部にあり、ゴルフ場の排水が取水堰に直接流入することになる。とりわけ、人口13万人の今治市は同取水堰（玉川ダムから放水された表流水）から水源の8割を取水しており、水質汚染は市民の健康に直接かかわる深刻な問題となっている。このため、リゾート計画の承認に際して、環境庁は「（計画されているゴルフ場は）すべて上水道の水源上部に多数あるため、（農薬が）環境に及ぼす影響をさらに詳細に検討して、（ゴルフ場）事業の可否を判断すること」とした異例の厳しい留保事項（意見書）を6省庁に提出したと伝えられおり、実質的には計画の再考や中止を求めたものに近いといわれている。これに対して、県は「ゴルフ場等建設指導要綱」を作成して指導する方針を打ち出しているが、地域住民の不安が高まっている。

第3は、リゾート開発にともなう水問題である。瀬戸内海は年間降水量が少ない地域であるが、島しょ部はとりわけ水不足に永年悩まされてきた地域である。島民は日常の生活用水の確保にも困難をきわめ、四国あるいは中国地域からの導水によって生活用水を確保してきたのである。大三島町に建設中であった台ダム（県営多目的ダム、有効貯水量139万m³、上水道用水取水量日量6000トン）は1990年10月に完成し、今後島しょ部の生活用水の不足が解消される見通しであるが、計画通りにリゾート開発が推進されれば、水不足が深刻化するであろう。

第4は、リゾート開発にともなうインフラストラクチャーの整備とそれにともなう地元市町村の財政負担である。県土の4分の1を占める広域をリゾート空間として総合的に整備しようとなれば、多額のインフラ整備費用が必要である。とりわけ、島しょ部は、従来離島振興法の適用を受け、高率補助金によって産業及び生活基盤の整備が行われてきたが、離島特有の平場が少ないとや集落が小さな入り江に分散しているために、インフラの整備が相対的におくれてきた。リゾート開発にともなう環境汚染を防止するうえで、下水道・汚水処理施設の整備が要求されるが、これらの整備が遅れている。しかも、上下水道・ゴミ処理・アクセス道路（市町村道）等のインフラ整備の大半は市町村の財政負担となるが、松山市や今治市を除いて大半が財政力の脆弱な町村である。リゾート開発における国や県の財政責任を不明確にしたまま、地元市町村と民間企業を主体とした開発方式は早晚財政的制約に直面するであろう。

第5は、リゾート開発によって基幹産業が衰退し、過疎化・高齢化が進行している地域を総合的に再生することができるかどうか疑問視されていることである。開発構想では、リゾートと既存の地域産業との連携を図りつつ、地域産業の振興を図るとしているが、逆に、リゾート開発が地域産業の存立基盤を解体して衰退を招くことが懸念されている。とりわけ、愛媛県は日本一のみかん産地として里山の多くは開墾され、みかん園として高度に利用されてきた。みかんの栽培に適さない急峻な斜面や北風の強い斜面を除いて、未利用地はきわめて少ない。さ

らに、瀬戸内海は全国でも有数の漁場として、沿岸漁業や養殖業が高密度に行われている。リゾート開発は既存の地域産業からその存立基盤である土地・漁場・水資源、さらには労働力を奪い、地域経済の衰退を加速化することが懸念される。

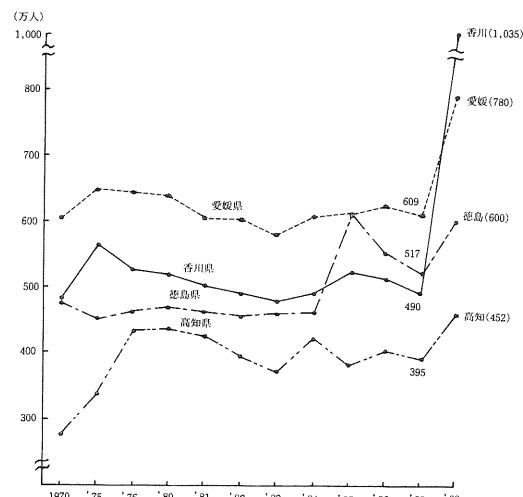
第6は、もともと計画の実効性が不明確であったうえに、バブル経済の崩壊によって開発計画の破綻が顕在化しつつあることである。完成時のリゾート客数やリゾート開発による経済効果等の計画の全体像が具体的に示されず、計画の実効性自体が不明確であった。加えて、民間企業の中には「計画と事業化の段階で参加するかどうかは別問題」であるとしたり、行政と民間企業との思惑の違いから、民間企業がリゾート開発事業から事实上撤退するケースも伝えられている。

III. 観光・リゾート開発政策の歴史的展開とその教訓

(1)瀬戸大橋と観光ブーム

1988年4月の瀬戸大橋の開通は、四国最大の温泉観光地である道後温泉への観光客を急増させ、松山市は観光ブームで活況を呈している。瀬戸大橋は四国に観光ブームを引き起こしているが、「大橋効果」を最も大きく受けたのは香

図3 四国各県の県外からの観光客数



(注) 高知両県については速報。愛媛、徳島両県については
1987年6月時点での四国運輸局の見通しによる。
(出所)四国通産局、各県資料。

川県と愛媛県、とりわけ、道後温泉である。図3に示すように、県外からの入込観光客数が絶対的にも相対的にも増大したのは香川県であり、1987年の490万人から2倍以上の1035万人に急増した。第2位の愛媛県が609万人から780万人、28%の増加に留まっているのと比べると、香川県が受けた「大橋効果」による観光客の増大効果は最も大きかったことがわかる。しかし、表2に示すように、宿泊客が最も増大したのは愛媛県であり、道後温泉を中心にホテル・旅館の宿泊者が28万7千人増加し、四国のホテル・旅館宿泊者の増加全体（73万2千人）のうち39.2%も占め、第2位の香川県（25万4千人、34.6%）を上回った。瀬戸大橋が開通する以前の構造不況と海外旅行ブームの中で、観光客が減少傾向にあったが、88年を境に観光客が急増しており、

「大橋効果」が大きく作用していることがわかる。

こうした、道後温泉の観光客の急増は、日本最古といわれる道後温泉の歴史的地位、四国管内において大量の観光客を受け入れができる大型の宿泊施設は道後温泉以外には少ないとなど、道後温泉の四国の観光地における比較優位が作用したことは間違いない。同時に、道後旅館業者が瀬戸大橋の開通をターゲットにホテル・旅館の新增改築を行い、収容能力を大幅に拡大してきたことも見逃せない。表3に示すように、1986年から88年の間の四国におけるホテル・旅館の新增改築件数は53件にのぼるが、そのうち愛媛は24件、全体の45%も占めている。

なお、愛媛県内では、道後温泉の観光客が急増しているが、南予などでは逆に観光客が減少し、地域間格差が拡大している。

(2) 南予レクリエーション都市開発計画の失敗

愛媛県が推進した観光・レクリエーション基地の開発政策の代表的事例は「南予レクリエーション都市」（以下「南レク」と称す）整備事業である。南レクは、「新全総」・「列島改造論」が提起した大規模観光レクリエーション基地構想を建設省が具体化した「レクリエーション都市」（1970年）構想の愛媛版であり、1972年に地域指定を受け、全国の指定5地域の中で南レクは「レクリエーション都市の優等生」であるといわれている。¹⁰⁾ 南レクは愛媛県の豊後水道に面したリアス式海岸沿岸地域の宇和島市と北宇和（5町1村）・南宇和（4町1村）郡の1市5町1村、行政区域人口13万2472人（1985年国調）、行政区域面積581.29km²のうち331.41km²を都市計画区域として整備しようとするものである。計画は、この地域のレクリエーション需要を年間550万人（日最大入込客10万人）にのぼると見込み、都市公園事業として休宿泊施設やレクリエーション施設を整備しようとするものであった。このために、1972年から85年までに投入された公共事業費は216億9700万円（計画568億円、87年までに投入された事業費総額は合わせて463.16億円）¹¹⁾にのぼった。

しかし、観光レクリエーション基地の建設によって、勤労者の保養の場と愛媛県における後

| | 1987年（A） | 1988年（B） | 対前年比（B/A） | 単位 千人 |
|-----|----------|----------|-----------|-------|
| 香川県 | 278 | 341 | 122.9% | |
| 徳島県 | 320 | 511 | 159.5% | |
| 高知県 | 598 | 852 | 142.5% | |
| 愛媛県 | 52 | 60 | 116.1% | |
| 香川県 | 86 | 120 | 139.2% | |
| 徳島県 | 138 | 180 | 130.5% | |
| 高知県 | 147 | 160 | 109.0% | |
| 愛媛県 | 495 | 769 | 155.3% | |
| 香川県 | 642 | 929 | 144.7% | |
| 徳島県 | 103 | 114 | 110.5% | |
| 高知県 | 351 | 489 | 139.4% | |
| 愛媛県 | 454 | 603 | 132.8% | |
| 香川県 | 580 | 675 | 116.6% | |
| 徳島県 | 1,252 | 1,889 | 150.8% | |
| 高知県 | 1,832 | 2,564 | 140.0% | |

（出所）四国通産局資料。

表3 観光宿泊施設の整備状況
(軒)

| | | 香川 | 徳島 | 高知 | 愛媛 | 計 |
|--------------|-----|----|----|----|----|----|
| 1986年～1988年 | 新築 | 17 | 6 | 5 | 12 | 40 |
| 開業分 | 増改築 | 7 | 2 | — | 4 | 13 |
| 1989年以降開業予定分 | | 8 | 6 | 2 | 5 | 21 |
| | 計 | 32 | 14 | 7 | 21 | 74 |

（原資料）四国経済連合会
（出所）（財）香川県企業振興公社・経済研究情報センター
『瀬戸大橋の架橋と香川県経済の変化』1989年、122ページ。

進地域である南予の地域振興を図ろうとした「南レク」計画は破綻し、民間企業は事実上撤退している。年間550万人の観光・宿泊客の計画に対して89年の実績は76万人余、¹²⁾計画の僅かに13.8%を達成しているにすぎない。

(3) 東予国民休暇村

市町村による観光レクリエーション施設の整備事業の中で最も事業が着実に進んでいるといわれているものの一つは、今治市の桜井地区の東予国民休暇村¹³⁾である。同地区は、東予国民休暇村を中心、勤労総合福祉センター（湯の浦ハイツ）・船員保険療（湯の浦荘）・桜井スポーツランドなどの公的保養宿泊施設やレクリエーション施設が整備されている。この地区的特徴は、①今治市を整備主体とし、②国民休暇村・勤労総合福祉センターのような国の補助金制度の活用や公的機関の保養施設の誘致を図っていること、③勤労者が利用可能なパブリックな保養宿泊施設の整備に焦点が合わされていること、④それゆえに、短期間に集中的投資によって整備されたものではなく、長期間にわたって着実に整備されてきたものであること、⑤利用者が地域住民を対象とした比較的小規模な施設が建設されてきたところに特徴がある。

こうした保養宿泊施設の整備は、「大橋効果」といって、今治市の観光客を増大させていく。表4に示すように、年間入込観光客は漸増傾向にあり、しかも、日帰り客よりも宿泊客が、また、地域別では県内客が増加している。特に、

表4 今治市の観光客数の推移

| | 入込観光客 | | (再掲) | | |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| | 総数 | 日帰り客 | 宿泊客 | 県外客 | 県内客 |
| 1981年 | 1,184,650 | 1,113,030 | 71,620 | 509,400 | 675,250 |
| 1982年 | 1,109,823 | 1,046,663 | 63,160 | 477,223 | 632,600 |
| 1983年 | 1,088,200 | 1,026,929 | 61,291 | 435,280 | 652,920 |
| 1984年 | 1,065,000 | 998,880 | 66,120 | 426,000 | 639,000 |
| 1985年 | 1,107,600 | 1,036,234 | 71,366 | 443,000 | 664,600 |
| 1986年 | 1,137,600 | 1,059,353 | 78,247 | 455,000 | 682,600 |
| 1987年 | 1,122,255 | 1,044,145 | 78,110 | 448,902 | 673,353 |
| 1988年 | 1,139,739 | 1,050,000 | 89,739 | 455,896 | 683,843 |
| 1989年 | 1,248,850 | 1,100,000 | 148,850 | 499,540 | 749,310 |
| 1990年 | 1,308,000 | 1,153,000 | 155,000 | 523,000 | 785,000 |

(出所) 『今治市の統計』

1989年7月にオープンした「クアハウス今治」（事業費17億8千万円）は好評で、1990年には利用客が20万2400人にも達した。

ところで、今治市はこうした保養施設の整備実績をテコに、愛媛県のリゾート開発計画における重点整備地区として開発しようとしている。「えひめ瀬戸内リゾート」構想における重点整備地区の桜井地区と来島地区がそれである。「えひめ瀬戸内リゾート」の中で、この2つの重点整備地区は、①既に一定の先行投資により保養施設の整備と運営の実績があること、②本四架橋の尾道・今治ルートの四国側着岸地区であり、「架橋効果」が最も大きいと思われる地域であること、③人口13万人の今治市を中心に都市機能の集積がある地域であり、したがって、④民間デベロッパーの進出が最も顕著にみられる地域である、と指摘している。東予国民休暇村は、国家プロジェクトの地域指定を受け、行政主導型で推進されてきたものではあるが、市町村が中心となって勤労者の保養施設として整備されてきたという意味で「パブリック・リゾート」の性格を強くもった保養地域である。しかし、リゾート開発政策の中で「パブリック・リゾート」が民間活力に依存した「プライベート・リゾート」に変質されつつある。¹⁴⁾

IV. 久万町の「内発型リゾート」と 地域振興——総括にかえて——

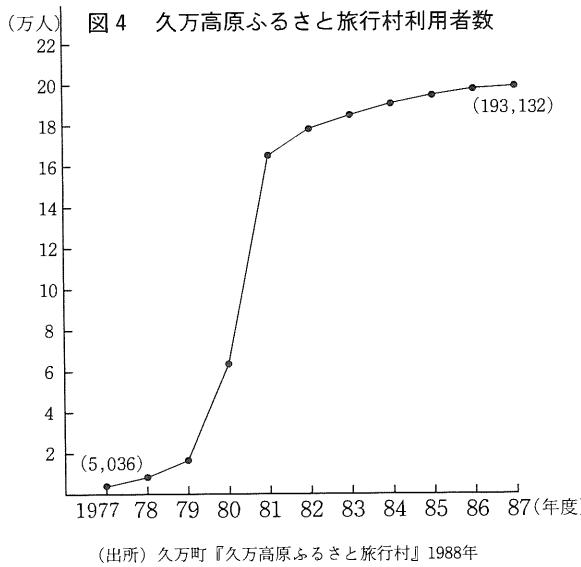
上記のように、「リゾート法」の施行以来、愛媛県においても国民の休養の場の整備と地域振興の切札として熱い期待を受けながら、民活型リゾートの開発が県と市町村を露払いしながら推進されつつある。

しかし、愛媛県のリゾート開発計画は、①「パブリック・リゾート」が「プライベート・リゾート」に転換され、国民の「休養権」が逆に否定される傾向がみられること、②リゾートにとって最も重要な自然景観・環境の保全対策を欠如し、水資源の汚染や生活環境の破壊が懸念されていること、③リゾート開発による労働力の吸引や土地・水資源の収奪によって地域の基幹産業である農林業の衰退が加速化することが懸念されること、④従来の観光・レクリエー

ション整備政策の総括を欠いたまま推進されようとしていること、⑤リゾート開発計画の実効性が早くから疑問視されていたが、バブル経済の崩壊と住民の反対運動の高揚がリゾート開発事業から民間企業の撤退を促し、早くもリゾート開発計画の破綻が指摘されている。国民の「休養権」の保障と地域社会の総合的再生を実現できるリゾート開発のあり方が改めて問われているといえよう。

こうした検討課題に貴重な教訓を与えているのは、久万町の「ふるさと旅行村」の整備事業である。多くの地域がリゾート法による地域指定を受け、民活型の「プライベート・リゾート」に地域の活性化を託しようとする中で、久万町は「えひめ瀬戸内リゾート」の開発対象地域にはいらず、域外の大企業に依存した外来型・誘致型のリゾート開発ではなく「内発型リゾート」によって地域の総合的再生を図ろうとしているところに特徴がある。

久万町の観光レクリエーション施設の整備事業は、1972年に農林省が推進する自然休養村事業の地域指定を受けた「ふるさと村」事業にはじまる。自然休養村事業の指定を受け、「久万高原自然休養村事業（1973～78年度、事業費3億2100万円）」によって特産品加工展示施設や民家を移築し、「ふるさと村」が1978年から供用開始された。その後、「農村地域農業構造改善事業（自然活用型、1980～81年度、事業費1億5400万円）」によって農林業体験実習館など



を整備し、ふるさと村を「家族旅行村」に改称した。さらに、1981～85年には運輸省の「中規模観光レクリエーション地区施設整備事業（家族旅行村）」の指定を受け、キャンプ場・ケビン（10棟）などを整備し（1981～83年度、3億200万円），家族旅行村を「ふるさと旅行村」に改称した。そのほか、町単独事業として「久万高原ふるさと旅行村整備事業（1億2500万円）」によってふるさと村休憩所（食堂）や児童広場を整備した。その後、1991年3月には久万高原ラグビー場が完成し、同5月には天体観測館の建設に着手している。

こうした久万町の観光・レクリエーション施設の整備は、日本では初めてといわれる木造建築による町立美術館の建設、農山村生活の体験学習を目的とした修学旅行生（高校生）の受け入れ、「ふるさとの森事業（町有林分収育林制度、1983年～）」を通じた都市と農村との交流事業などとあいまって、ふるさと旅行村への観光客は年間約20万人にのぼっている。さらに、こうした観光レクリエーション事業は地域への一定の波及効果を生み、観光農園（葡萄・りんご）、民宿、スキー場の開設といった住民の新しい事業活動を誘発している。

久万町の観光レクリエーション事業の特徴は、①地域の基幹産業である農林業を中心とした地域産業おこし政策の中で推進されていること、②零細な自治体財政を国の補助金と財産収入によって補完しつつ推進していること、③補助事業を活用しているが、集中的投資によって相乗効果を挙げるよう工夫されていること、④高原としての自然条件や四国八十八ヶ所といった歴史的な観光資源を積極的に活用していること（主体性）、⑤個々の事業の採算性を確立するには至っていないが、勤労者を対象とした公共的な保養・レクリエーション施設として広く利用され、都市と農村の内発的な交流の拠点としての役割を果たしつつあること、⑥行政主導型の観光・レクリエーション事業が引金となって住民の主体的な取り組みが触発されつつあること、それゆえに、⑦地域外の大企業の開発力を安易に依存した誘致・外来型のリゾート開発を拒否し、行政と地域住民の協力による内発的なリゾート開発の方向を追求していること、であ

る。

とりわけ、久万町の観光・レクリエーション事業の最も大きな特徴は、農林業を核とした地域産業おこしの中から構想されたところにある。久万町は愛媛県における代表的な地域産業おこし運動を推進している地域として全国的に知られているが、同町の地域産業おこしは基幹産業である農林業の振興を中心として展開され、「久万銘木」や「桃太郎」のブランドで知られる夏秋トマトをはじめとする高原野菜（ピーマン・キャベツ・だいこん）が市場で高い評価を受けている。こうした農林業の先進地としての地位の確立が年間2万人を超えるといわれる観察者となり、観察者の受け入れ施設の整備が観光・レクリエーション施設¹⁶⁾の整備に取り組むきっかけになったといわれている。久万町の観光・レクリエーション事業は、こうした地域産業おこし全体の中で評価される必要があろう。

もちろん、図4に示すように、観光客の伸び悩み傾向にもみられるように、久万町の観光・レクリエーション開発事業が全て順調に展開されているわけではない。とりわけ、「ふるさと旅行村」は町直営方式が採用されており、観光・レクリエーション施設の建設と管理運営主体に係わる問題が今後重要な問題となってこよう。公共性を重視すれば、採算性を維持することが困難となるのは当然であり、機械的に「独立採算制」を適用せず、施設整備は公共事業として推進し、管理運営を「独立採算制」で行うなど、公共性と経済性との均衡をどのように図るかが問題となろう。また、久万町の観光・レクリエーション事業をはじめ地域産業おこしは行政主導型であるといわれており、観光・レクリエーション施設の管理運営形態も含めて、開発計画の立案から計画の実施・管理運営の諸段階においてどのような住民参加システムを構築するか問われてこよう。

1) 国民の「休養権」と政府の「公共責任」についての詳細な検討は、鈴木茂・小瀬港編『リゾートの総合的研究』晃洋書房、1991年を参照されたい。

2) 愛媛県『えひめ瀬戸内リゾート開発構想』1990年6月。

3) 同上、5ページ。

4) 中島町のリゾート開発主体として設立された第三セクター「シーサイドにじゅうはち」は、資本金5200万円、中島町、銀行、農協、漁協の他は松山市と中島町の海運会社・中小建設会社や個人が出資している。

5) 前掲『えひめ瀬戸内リゾート開発構想』16~45ページ。

6) 『愛媛新聞』1990年4月23日。

7) 『愛媛新聞』1990年6月29日

8) 県はリゾート開発による水需要は当面台ダムからの取水によって確保できるとしているが、本四公団に対して来島大橋に道水橋の併設を要請していると伝えられてい。水問題が「えひめ瀬戸内リゾート」の最も重要な問題の一つとなろう。

9) 南レクは①新全総・列島改造論といった国家プロジェクトとして構想された大規模観光レクリエーション基地建設構想であること、②1市5町1村、600km²に近い広域に及ぶ開発計画であること、③県政の重要プロジェクトとして取り組まれたものであること、④第三セクター方式で民間資本の参加による観光レクリエーション開発政策が採用されたこと、⑤観光レクリエーション基地建設の必要性として労働時間の短縮と勤労者の余暇需要の増大があげられているところに、四全総下のリゾート開発政策と一定の共通性をもっている。その意味で南レクの開発政策の総括は「リゾート法」によって推進されているリゾート開発政策に対して貴重な教訓を与えてくれるであろう。

10) 建設省の「レクリエーション都市」として地域指定されたのは奥羽山系・奥只見・九十九里・熊野灘・南予の5地域である。レクリエーション都市は「屋外レクリエーションの基幹施設地区を都市計画公園として計画決定し、それを核としてその利用に伴う休養宿泊施設およびサービス施設等からなる休泊地区を配置し、公共一民間協力方式により、都市計画として一元的に整備しようとするものである」(『観光白書』1973年版、150ページ、)。

11) 愛媛県『南予レクリエーション都市整備事業』1987年。

12) 南レクの詳細な分析については、高橋久弥

「地域開発政策と南予レクリエーション都市の建設」松山大学経済経営研究所『愛媛の経済と社会』1985年、参照。

- 13) 国民休暇村は自然公園法に基づく集団施設地区として保養休養のための各種の野外施設を総合的に整備するもので、歩道・園地・休憩所・野営場等の公共施設は国又は地方公共団体が整備し、宿舎・ロッジ・スキーリフト等の有料施設は（財）国民休暇村協会が建設し、運営に当たる。1989年現在全国の国民休暇村利用者数は435万5千人（うち宿泊者134万6千人、宿泊定員7471人）にのぼっている（『観光白書』1991年版、144～145ページ）。
- 14) 今治市は「リゾート法」が施行される以前から「観光レクリエーション都市」構想を打ち出していたが（今治市『今治市新長期総合計画—21世紀の架橋時代へ向けて活力と潤いのあるまちづくりプラン』1987年3月）、「えひめ瀬戸内リゾート」の承認を受けて桜井地区を「今治市沖浦海岸コースタル・コミュニティ・ゾーン」

として整備し、来島地区にはハイウェイオアシス・架橋記念館・ホテル・大浜ブルーアイランドなどを建設する計画である（今治来島リゾート開発研究会『今治来島地区リゾート開発基本計画報告書』1991年）。

- 15) 久万町は県内の代表的な中山間部の農林業を中心とした地域であり、1990年現在人口7685人、1975年から85年の間に13.8%もの人口が減少し、85年の老齢人口比は19.0%，過疎化と高齢化が同時進行している地域である。標高400～800mにあり、松山市より平均気温が4～5度低く、夏は冷涼で「四国の軽井沢」といわれている。
- 16) 久万町『久万町総合振興計画』（1983年、126ページ）及び聞き取り調査による。
- 17) 久万町の地域産業おこしは「行政主導型」、とりわけ、独創的な河野町長のアイデアとリーダー・シップによって進められているといわれている。詳細な検討は今後の課題としたい。

（すずきしげる 所員 松山大学）

読者の声

労働者の顔がみえる 「現場からの発信」

「現場からの発信」をまっさきに読みました。所員の3分の1以上は労働者で、現代資本主義研究会や大会、各種の講座の半分から3分の2は労働者であるというのに、まるで一方的に「専門」的講義を聞かされ感心しているのは、最初の頃は仕方がない（わからない）として、社会人としてお互いに非人間的・没個性的このうえないことだと前から思っていました。やっと少し、十把ひとからげの労働者のひとりひとりの顔が、生活としんどさと、それでも生きてゆくしたたかさがみえ

てきたようです。「学習塾の現場から」は、塾そのもののことよりも、書いた道旗氏が自分自身、出世街道をたちきり「お母ちゃん」と共働きをしながら、子育てをし、子供好き、人間好きの無類にやさしい人柄なので、その矛盾にさいなまれながらも頼りにされて働いているさまが目に浮かびます。この欄が多くの人々の登場によって基礎研の推進的なエネルギーになっていくことを願っています。若い共働きの研究者の生活と意見も期待します。

（仲野-菊地-組子 元労組書記）

「なるほど」とは思ったが

「現場からの発信」、柿沼先生の文章に「なるほど」と思いながら、わたし自身の実際おこなっている現実との相違にどのように考

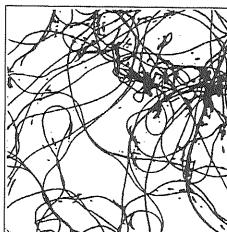
えれば？ と思います。本来「生活指導」というのは、生徒の心に夢と希望の灯りをともしていくことなのですが、「授業」におけるマナーをわきまえない者が多い中、きれい事ではすまない現実です。

（松本千賀子 教員）

10年ぶりに購入

「地域経済と『内発的発展』論」がおもしろうなので、学生時代以来、10年ぶりに購入しました。労働者の視点から読むと、紋切り型でない論文・記事がひじょうに新鮮にうつります。最近のソ連崩壊ブームからか、「社会主義」「共産主義」という言葉の安易な乱発がマスコミなどのなかで行われているが、ズバッと斬り込む論文を載せてほしい。

（格健治 団体職員）



●特集——地域再生の課題

地域開発における地方自治の主張

——香川県の事例に即して——

橋本了一

はじめに——問題の所在

わが国は敗戦直後から1950年頃まで、各都道府県や各地域の実情に即して、住宅・道路・上下水道・教育施設等の主として地域住民の生活に密着した諸施設や住環境などを戦災による破壊から復興することに重点を置いた戦後復興策を推進していた。1950年5月26日に公布された『国土総合開発法』(6月1日施行、以下「国総法」)から、戦後の地域開発は本格的に始まるが、「国総法」は、「国土の自然条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、および保全し、ならびに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資することを目的とする。」という、国土総合開発計画を全国総合開発計画・都道府県総合開発計画・地方総合開発計画および特定地域総合開発計画を包括するものとして、それらの連関性や位置関係を規定した。この法律が制定されて、国土開発計画が都道府県および地方の開発の上位開発計画となり、国土開発が優先されて、地域の必要かつ緊急の課題や地域特性に基づく開発が後回しされることになった。

しかし、各地域において、敗戦時から1950年頃までの戦災復興から戦後改革の時期と、1960年代後半から1970年代後半までの革新自治体構築・推進の時期と、さらに1985年以降今日に至る臨調「地方行革」と産業構造転換策に対抗しての地域づくり・町づくり・仕事の発見などの動向に、住民参加による地方自治の主張を基盤とした内発的な地域発展の胎動をうかがい知ることができる。21世紀の門口に立ってもはや、国家独占資本主導の国土総合開発の時代は終わり、地方自治に基づく内発的な地域開発が求め

られている。本論では、香川県における戦後復興期・革新自治体構築期・「内発的地域づくり」期の三つの時期の地域開発の歴史をたどることを通じて、地域開発における地方自治の主張と内発的な発展を検証しようと思う。

I. 住民参加による戦災復興と近代都市化

(1) 高松市の戦災跡片付けと復興

1945~50年までの戦後復興期の香川県においては、①高松市の戦災都市復興・近代都市建設と、②香川の産業経済振興の必須の基盤条件となる水資源の確保および有効利用とが、地域開発の主要な課題であった。

香川県では高松市だけが、1945年7月4日未明アメリカ軍爆撃機B29によって焼夷弾爆撃を受けた。高松市役所編集の『高松空襲戦災誌』や高松空襲を記録する会の『高松の空襲』などによれば、高松旧市街地面積の約80%の3.85km²が戦災を受け、全焼家屋は1万8505戸、うち住宅1万6108戸であり、半焼家屋408戸、うち住宅310戸であった。罹災者数は人口8万9502人(1944年末統計)の96.5%の8万6400人であり、うち死者1273人、負傷者880人であった。市民生活に密接な関係のある電気・下水道・電信電話・交通機関・学校および銀行金融機関等は全滅状態に近かった。上水道だけは幸い水源地が戦災を免れたので水圧が低く漏水も激しかったが、空襲三日後には給水を開始できた。

高松市当局は空襲後11日目の7月15日に高松市会議を開催し、罹災地域の状況把握とともに罹災者の縁故者宅への移住・食糧供給・戦災犠牲者の葬斎および焼跡地片付けと道路整備などの緊急策を講じ、県下他町村の消防団等の協力を得て戦災復旧に取り組んだ。戦災市民への住宅の建設および供給よりもむしろ、爆撃跡の片

付け・整理と同時に道路の建設整備を重点的に先行させた。このことは、戦災市民に対する生活条件および福祉の確保や整備という観点からいえば問題があるが、戦災都市高松市のいっそくの混乱や廃墟化を回避し、転じて近代都市へ脱皮させようという発想であった。市会協議会で当時の鈴木義伸市長（1942年7月～1946年1月在任）は、「交通ノ要衝トシテ、政治ノ中枢トシテノ高松市ヲ復活スル方針カラ、築港ヨリ鶴尾迄百米ノ幹線道路ヲ作ル、其ノ他ハ復活サセナイ……」と、高松市の復興の基本方針と計画性の必要とを強調した。一ヵ月後には敗戦となり戦後復興に取組むこととなった。

1926年5月に『都市計画法』（1919年4月5日公布）の適用を受け、1928年10月には高松市都市計画・街路計画を策定し、戦時中にも漸進的ながら着実に都市計画・街路整備事業を推進していた。戦災と敗戦を契機にこの都市計画を土台として『戦災復興都市計画』を策定し、1945年10月26日に高松市戦災復興委員会を設置して、たんなる戦災復興でなく高松市の近代都市化を目指した。1946年3月には高松市役所に復興部復興課と建設課を新設し、都市計画作りに取り組ませた。基幹的街路計画を根本的に再検討し、用途地域指定を行い、戦災地全域にわたって土地の合理的利用を目指す土地区画整理事業を実施した。

鈴木市長は戦中・戦後の激務で病気に倒れて任期半ばで辞任した。国東照太市会議長が高松市会で最後の官選市長として選任され（47年5月に公選、1946年1月～1967年4月在任），この高松市戦災都市復興・近代都市建設方針を引き継いだ。

（2）戦災高松市の「都市計画」と住民運動

高松市復興部で策定された『初期都市計画案』は、高松港から栗林公園までの主要幹線道路「中央通り」は幅員100mであり、民営琴平電鉄瓦町駅から香川県庁までの、現在の「菊池寛通り」は幅員70mであり、その他の主要道路は40～50mとし、繁華街の商店街は道幅22mと11mとして整然と碁盤状に区画する新しい街づくりであった。爆撃により全市焦土と化した焼け野原に市民の住宅・学校・下水道・商店などの

生活基盤を復興することが先ず絶対的・必須的な急務であり、鈴木市長を後藤新平東京市長（1857年～1929年）に譬えて、理想論的もしくは空想論的であるとの批判が市会等から続出した。国の戦災復興院からの指導もあって、中央通りは50m、県庁通りは60mと幅員を狭め、公園緑地計画・墓地計画・上下水道計画・土地利用計画等の高松市近代化都市計画に重点を移行して、『第一次復興都市計画』が、戦災復興院の承認を受け、1946年6月5日に正式告示された。

しかし、この第一次「戦災復興街路計画」と「土地区画整理事業」でも、現在のモータリゼイションによる交通渋滞が予想もつかない時代だけに、当時の高松市民にとっては、あまりにもスケールの大きい、誇大なプランのように思われた。高松市民を二分して賛否両論が噴出し、市民運動が展開された。繁華街の商店主・旦那衆などが、中心商店街の道路幅を広くすると街がさびれるという立場から、都市計画反対同盟を結成し、立て看板等を掲げて気勢をあげた。

国東新市長は1946年11月12日に、6ヵ月前に策定され戦災復興院に承認されたばかりの第一次案の見直しを発表した。鈴木前市長が策定・強力推進を主張した「初期都市計画案」の実現を求める高松都市建設期成同志会や都市計画促進同盟も市民運動を展開し、国東市長の退廻性を批判する者もあった。1947年4月、高松市土地区画整理委員会に土地区画整理事業の換地予定地の原案を提出したところ、建築物の移転や土地区画整理事業による減分率などに絶対反対し、さらに中央公園の運動場や市内の公園緑地計画の廃止まで要求する都市計画修正同盟が同年6月5日に結成され、百家争鳴の状態となつた。

1947年6月5日午後高松市庁前広場で、市民大会が開かれるに至った。その間、1947年4月30日に戦後第1回の高松市議会議員選挙が行われた。新しい高松市議会（市会から改組）において議論が紛糾し、同年8月19日は市議会は戦後民主改革後初めて、「高松市都市計画に関する公聴会」を開催して、市民の意見を聴取した。さらに賛否両論の委員と市民を含めた協議会を設置し、検討を重ねて、1947年9月になって最

終案を決定した。増原香川県知事・国東市長以下関係者が帶同して戦災復興院に出向き、高松都市計画案の再修正の了承を取りつけた。最終案では、中央通りの道路幅員は50mから現在の36mに、県庁通りは60mを20mに大幅に縮小され、都市計画も大きく変更したのである。

約一年間、市民の賛否両論や推進・廃絶の意見が噴出し、再検討に再検討が重ねられ、戦災復興から都市再開発まで実施が遅れたので、高松市当局は遅れを取り戻すべく土地区画整備事業による換地と建設事業とを同時並行して推進した。国鉄高松駅周辺と民営電鉄瓦町ターミナル周辺地域が、戦災時に不法占拠されてスラム化し、戦後闇市（国際マーケット）となっていたため、立退き整理に渋滞した所もあった。また都市計画・区画整理事業の実施過程で仮換地の指定や使用収益権の制限などで各地権者の利害得失にからみ相当数の異議・苦情申し立てがあったが、都市計画が截然としていたのと、1948年7月特別都市計画補償審査会を設置して適正な審査と妥当な補償を行ったり、県市の関係諸部局や住民諸団体の斡旋・調停・説得などを最大限に活用して円満に解決したので、都市計画・土地区画整理事業は全般的には、関係住民の納得と合意をもとに順調に推進された。

わが国の多くの大都市は、戦災都市の復興・整備の失敗や挫折と60年代の無政府的な高度経済成長に基づく都市膨張によって都市問題を暴発させ、今日さらに増幅させて瀕死の状況にある。爆撃で焦土と化した高松市は、戦災復興と近代都市化を並行させた都市計画案によって、戦前城下町時代の市街からは想像もつかないほど截然とした美しい町並み、適当な高さの家並み、中央通りのグリーンベルトなど、近代的都市への脱皮を実現し、今日もなお地方の中核都市としての美しさ・一体性・利便性・安全性などを維持している。これは戦後の混乱期に高松市民が市民運動・市民大会・市議会の公聴会・都市計画協議会などに直接参加し、當時まだ未熟であった住民自治を最大限に發揮して都市づくりに励んだ結果である。死齡を数える様なものだが、イ) 主要幹線道路中央通り幅員100mと、ロ) 南北幹線道路の複数敷設、ハ) 民営都市近郊電鉄の都心部の地下鉄道化などを実現し

ていたら、技術革新・産業構造の転換・交通情報通信の近代化および市民生活の多様化・国際化、さらに自然環境および都市景観の保全等々の時代要請に対応した現代の都市再開発を比較的順調に推進できるだろう、と思われる。

（3）香川県の地勢的特性と地域開発課題

戦後香川県の産業復興および振興政策は、『香川県産業振興五か年計画』（1947年8月策定、実施期間1949年度～53年度）に始まる。わが国の経済自立化と戦後インフレ終息策として打ち出された国庫補給金や援助金の廃止削減等の実施を求める超均衡予算・人件費の節減や新規事業の制限等を求める地方財政の大幅縮減という困難な条件の下で努力目標を設定して、戦前から地域経済と密接に結びついてきた手袋・家具・醤油・团扇・漆器・石材加工品・縫製品・佃煮などの地場産業の復旧および振興をはかるうとした。

香川県の地勢的な特徴（1992年香川県統計）は、面積が 1874.77km^2 で全国土のわずか0.5%（全国第47位）であり、県都高松市から東西両県境までわずか50～60kmの1時間生活・交通圏内である。山地と平地の面積比はほぼ相半ばで、可住面積比が52.3%（全国第10位）で、土地利用度は極めて高い。河川はほとんど讃岐山脈に源を発し瀬戸内海に注いでいるが、流路延長は短く、川底が平地より高い、いわゆる「天井川」で、年平均降水量が1198.7mm（全国第41位）と温暖小雨で水量も乏しい。このため農業・工業の産業用水だけでなく、夏の旱魃期には生活用水さえ水飢饉に悩まされることが多い。県下には大小約16,000余の溜池があり、旱魃から田畠を守ってきた。香川県においては土地の拡大および有効利用と水資源の確保とが地域振興のための絶対的な課題であり、なかんずく後者が死活をかけた課題であった。

敗戦直後の1946年から広域的な開発構想『四国総合開発計画』、具体的には吉野川総合開発が発足し、推進された。名目的には、道路・鉄道・港湾の交通網の整備や森林資源の確保を目指す治山、多目的ダムの建設による用水確保と洪水の調節を図る治水、および電源開発とその波及的効果としての工業の振興などをうたった

多目的的、かつ広域的な開発構想である。

(4) 吉野川総合開発と「香川用水」の発足

「四国はひとつ」のスローガンのもとに総合的に統一された開発計画を模索しつつも、四国四県で各県の個別的・具体的な課題に応じた開発政策が策定され、推進された。1946年11月に「四国地方国土復興促進会」設置。1947年4月には「四国地方国土総合開発委員会」、続いて1948年11月「四国地方経済復興開発委員会」が組織された。香川県でも絶大の期待をもって迎えられ、先の『香川県産業振興五か年計画』の策定となった。とくに水資源の確保のため、昭和24年（1949年）度香川県予算（総額23億558.3万円）に産業経済費（4億1584万円、構成比18.04%）の耕地関係予算として吉野川開発計画調査費を当時の50万円を計上して、吉野川からの香川導水の推進策を打ち出した。

増原香川県知事は1950年3月定例県議会で、「（前略）数年前カラ四国総合開発トイウコトニツイテ行政連絡会議等ヲ中心トシテ具体的ニ話ヲ進メテ参り、当初ハ四国ノ交通網、鉄道網等ヲアワセテ、マタ別ノ計画トシテハ、四国ノ港湾ヲ総合的ニ開発スルトイウ意味ノ、ソウイッタ広イ交通網ノ具体的計画ヲ策定、マタ、四国ノ全体的ナ植林計画、通信網等モ策定シタ。シカシ、イズレモ多額ノ経費ヲ要シ、思ウヨウニハイカナカッタガ、一昨年アタリカラ、治山・治水ヲツノ面トスルダムノ建設ニヨッテ水力電気ヲ起コシ、コレニヨッテダムニヨル治水、洪水ノ防止、飲料用ト、工業用水ノ確保ハモトヨリ、森林資源ノ開発ニヨル産業ノ（ママ、引用者註「ヲ」）早急的ニ開発シテミタイトトイウコトデ、（中略）イマノトコロ四県ノ知事、議長、通産局長、経済安定局長等ガ中心トナッテ、コレヲ今後民間ノ盛リアガル運動トシテ、早ク運動ヲ進メ、吉野川カラ香川県ニ導水シテ、香川県ノ水不足ヲ一日モ早クナクスルトイウ構想ハ、マコトニ構築デ、コノ点ゴ協力ヲ得テ強ク推進シ、適當ナ機会ニ、モウ少シ具体的ナ計画ヲ説明イタスヨウ運ビタイト考エテイル。（以下略）」（『香川県議会議事録』）と、所見を述べている。

すでに1950年代のわが国の国土・地域開発の

主要課題となる、多目的ダム建設中心の河川総合開発による治山・治水と電源開発が窺い知れるが、吉野川からの香川導水・水不足の解消と民間の運動による強力推進を強調している。いわゆる「香川用水」は、この時点から緒に就いたのである。香川県も財政難に拘らず、戦災復興や災害復旧工事に併行して、溜め池の改修や香東川上流の内場ダム・綾川上流の長柄ダム・小豆郡内海町の別当ダムなどの建設工事を単独事業で進めた。

II. 「国土総合開発法」による 地域開発の従属と挫折

(1) 「国土総合開発法」と1950年代の地域開発

1950年代の米ソ冷戦構造の深化や朝鮮戦争の勃発を契機に、戦後わが国を民主化しようとするアメリカ占領軍の占領政策は転換し、戦後第一の反動期に入った。日本再軍備化が始まり、増原恵吉香川県知事が警察予備隊（現在の自衛隊）の初代の本部長官として転出した。副知事金子正則氏と総務部長阿河準一氏との間で激しい知事選挙が行われた。アメリカ占領軍が介入して戦前「治安維持法」による三・一五事件の徳田球一氏の弁護士であった阿河氏に対して激烈な反共宣伝を行ったが、7万票差で金子氏が僅勝し、金子自民党県政6期24年のスタートとなつた。

わが国の経済社会は、朝鮮戦争の特需景気を契機に経済的な戦後復興を終え、55年代には対米従属のもとで国際競争力の強化を主眼とする産業基盤の造成および産業構造の転換へと展開していく。国土および地域開発については、1950年5月26日に『国土総合開発法』が公布された（6月1日施行）。先述のように戦後直ちにスタートし、1951年から総合計画の統一的な法制化を模索してきた吉野川全域の総合的開発を目指す『四国総合開発計画』も全国総合開発計画の下位的・従属性の開発計画と位置づけられた。

この時期の開発方式は、「特定地域」を指定して資源開発を行い地方の工業化を推進する方式である。アメリカのニューディール政策の典型であるTVA開発を模範として、治山治水と

電源開発を目的とする多目的ダム建設による河川総合開発が中心で、さらに農産物の増産と農村の工業化によって地域住民の福祉向上を図ろうというものである。その一環の特定地域総合開発計画として四国西南地域と那賀川流域が1951年に指定され、四国地方にとって重要開発ということから瀬戸内海沿岸地域と吉野川流域とを「調査地域」指定した。そして後に『四国地方開発促進法』(1960年4月28日制定・公布)のもとで開発が推進されたのである。吉野川流域の総合開発は、上流の水源地に発電用のダムを建設して四国全域のエネルギーを確保し、四国南部の工業用および農業用の全般的な用水を確保し、さらに洪水などの災害を防止して、四国全域の地域発展に寄与しようという総合的な地域振興計画であった。香川県の吉野川導水による生活用水確保計画は県民にとっての最優先課題であり、敗戦直後から全県民を挙げて協力してきた。が、わが国の水力電源エネルギー開発優先策に併呑されてしまい、後送り後送りとなっていた。

(2) 「国土総合開発法」への香川県政の姿勢と対応

金子香川県知事は『国土総合開発法』の制定を歓迎し、全国に先駆けて1953年1月に県議会・学識経験者・県職員で構成される香川県総合開発審議会を設置して、「国総法」に基づく香川県の総合開発計画の策定に着手し、約三年の調査研究の後、1955年10月、『香川県総合開発計画書』(1956年度～1960年度実施期間)を策定した。金子県政の国土および地域開発にかんする基本姿勢は、「県政の骨幹は、明るく住みよい郷土の建設によって、祖国日本の繁栄の礎石を築くにある」(「昭和29年度予算議案提出説明」)として、国土の総合開発計画と整合させ、国土開発の地域課題を優先的に推進していくものであった。

全国的に特定地域を指定して資源開発を中心とする地方工業化方式の1950年代の開発は、次第に電源開発に一元化されて、ほとんどの特定地域には巨大ダムと地域の過疎状態だけが残された。四国四県が個別的に地域計画を持ち、風水害・洪水等の自然災害を防止し、さらに工業

用・農業用あるいは生活用の用水を確保するという吉野川総合開発は、吉野川の上流の水源にダムを建設して発電しエネルギー供給を図り、四国地方の太平洋沿岸や瀬戸内側に工業地帯を立地したりする、全国土の、あるいは四国四県の資源開発・利用の観点からの開発計画に組み替えられた。しかし、香川県にとっては水資源の確保と用水の有効的利用は経済社会発展の鍵であり、全県民の生活基盤の決め手となるものだけに、吉野川総合開発も具体的に香川用水計画として位置づけられたとき意義を持つものであり、香川全県民の関心もその一点に集中した。県議会の野党勢力やジャーナリズムは、県下の土木建設業を中心とする大企業と手を結び産業経済界の有効需要創出のために大型の公共投資を優先する金子知事の産業経済政策を、「金子連合艦隊」と名付けて猛烈に批判した。県民世論も、金子県政の水問題に対する消極的姿勢に対して、吉野川導水、いわゆる「香川用水」に対する予算増額と建設推進を要求した。1960年代にわが国は高度経済成長政策を執り、『国民所得倍増計画』(1960年12月27日閣議決定)と『全国総合開発計画』(1962年10月5日閣議決定)などを策定して、産業基盤造成の公共投資を行い、素材供給型の重化学工業の工場を誘致し、地域振興を図ろうとする拠点開発方式による地域開発を推進した。

金子香川県政は国の高度経済成長政策への従属性・追随性をいっそう深化させ、県民の利益擁護・自治拡張・生活向上等との矛盾を激化させた。「所得倍増論」と「一全総」に呼応して、『香川県長期経済計画』(1963年策定、基準年次1960年、目標年次1970年)と『香川県長期振興計画』(1972年策定、基準年次1965年、目標年次1985年)を策定した。これら両計画によって、坂出市番の州埋め立て・臨海工業地帯造成と重化学工業誘致、本州四国連絡橋架橋・四国高速自動車道路敷設・ジェット機離着陸港建設等の高速交通体系整備と全県一日生活圈形成など国土開発追随型の地域開発を進め、70年代以降今日に至る香川の社会経済発展の方向付けをすると共に、超大型事業による財界大企業への有効需要の創出に寄与したのである。

III. 革新自治体構築と地域開発への住民参加

(1) 1973年香川の水飢饉と住民の姿勢

1973年夏には異常旱天のため香川の水瓶内場ダムが建設以来はじめて貯水量ゼロとなり、県民、とくに高松市民の食事・飲料用や風呂・洗濯・屎尿処理などの生活用水を遠隔の親戚縁者が石油タンクに入れて自動車で運ぶという状態になり、生命・健康の確保さえ危ぶまれる状況になった。激甚災害の特別財政援助適用地域に指定されながら、金子保守県政はあいかわらず大型プロジェクト推進優先・生活用水確保問題軽視の政策をとり続けた。県民世論や県議会から「高松市民への生活用の給水のために、自衛隊に出動要請すべきだ」という要求の声が高まつたが、金子知事は「国家防衛のための自衛隊を一般市民のために利用すべきでない」と拒否した。全県民の怒りは県政変革を求める世論へと変化し、県民の地域革新運動が発展していった。

行政財政的にも困難な状況下で嘗々と続けられてきた香川用水事業が、糸余曲折の後、約10年後の1973年11月10日、高知県長岡郡本山町に早明浦（さめうら）ダムが完成、1974年5月30日には香川県への導水パイプが完成し、通水された。その時の香川県民の喜びはそれから15年後の瀬戸大橋完成開通の喜びの比ではなかった。後述の前川革新県政によって1970年代後半に、全県下に送水網を完成し、香川の水不足・水飢饉は基本的に解決したのである。

1974年7月の香川県知事選挙には科学者・文化人を中心に地域住民と革新陣営など民主勢力が溜め池関連の農業土木を研究する前川忠夫前香川大学学長を革新統一候補として擁立した。国土開発追随型地域開発政策・大企業優遇超大型公共事業推進・県民必須の水資源確保軽視・住民との対話拒否などの金子県政の姿勢にたいする県民の不満・批判や住民自治要求と、愛媛東予地方や香川西部の製紙業の工場廃液による魚貝類の大量窒息死や赤潮によるハマチ養殖大被害やそして1973年1月の三菱石油水島製油所の重油流出事故などによる瀬戸内海環境破壊にたいする住民・科学者の市民運動が一つの奔流となって、6期24年にわたる金子保守県政を打

倒し、革新県政構築となつたのである。前川知事は就任挨拶で、「県民との対話」をはかり、「憲法を暮らしの中に」いかし、「県民福祉をいのち」とする平和・民主主義・地方自治の県政を推進したい、と自らの政治姿勢を表明した。そして、きめ細かい福祉行政と地域産業育成策を講じたが、他方で、いくつかの大型プロジェクトを推進した。金子県政時代に発足した大型の公共事業を遺産として引き継いでいかなければならないディレクションがあったのである。

(2) 香川革新県政と住民の合意と

納得にもとづく地域開発

前川知事就任の記者会見の席上で、「瀬戸大橋を実現しなければならないのは従来と変わりがないが、福祉、環境保全および公害との関連で慎重に推進したい」という要旨の発言をしたことは、前川知事の政治姿勢の端的な表現であったが、香川の経済界や政界等に大きな反響を呼んだ。しかし、1973年の石油ショックのあおりを受けてわが国の高度経済成長策が破綻し、瀬戸大橋の着工も起工式の10日前に延期されたこともあって、これらの批判に対して前川知事は、「大事業だからこそ慎重に進めるべきで、地元対策など（引用者補注一漁業補償・用地買収・騒音大気汚染等の環境保全・ルート周辺住民との合意取付けなど）先にやらなければならないことがいっぱいあるように思う。着工が延期されたことは条件整備のために良いことだから、この間に懸案の解決に努めよう」と反論して、橋桁の下になる坂出市や与島・岩黒島・櫃石島等に出向き、地域住民と直接対話を行った。前川知事と地元住民にとって必ずしも十分な時間とは言えなかつたが、5年間の歳月をかけて地元住民と直接交渉を行い、1978年10月10日の着工の2年後の1980年9月に地元工事確認書を調印したのである。

前川知事の県民・地域住民との直接対話による住民の納得と合意の上での地域開発推進の姿勢は、瀬戸大橋架橋だけでなく、1983年11月着工の高松新空港建設においても貫かれた。建設場所および飛行ルートの設定・騒音対策と住居と農地の立退きおよび住居防音装置・周辺地域の環境整備および災害防止対策などについて地

域住民の合意と納得のもとに推進するべく連日連夜、知事自ら懐中電灯片手に長靴ばきで地元住民の各家を訪ね徹底対話を進めた。地元住民と日本科学者会議・香川県自治体問題研究所などで組織された「高松新空港を考える会」とも対話の機会を持ち、会が降雨降水量の調査と治水対策の不備、特に従来二つの河川で分割治水していた新空港周辺地域の降雨降水をコンクリートで固めて一つの川で処理することは河川の許容能力から見て不可能であると指摘したのに対して、河川の浚渫改修や川幅拡大を行うなど、環境保全に努めたことは全県民の賛同を呼んだ。

国家管理第二空港建設を名分にすべての地域問題に介入する政府・中央官僚機構の圧力と利権を漁って地方自治体にゆきぶりをかける地元国会議員「運輸族」の暗躍を、前川知事は新しい造語「非自治」を用いて強く抵抗し、住民参加の地方自治型開発を推進しようとした。住民の参加・対話による納得と合意、公害の未然防止と環境保全の徹底、周辺地域の総合的な発展策の模索と推進等に、身を挺して努力したのである。「非自治的」という造語は、地域開発における団体自治軽視だけでなく、1980年代の臨調「行政改革」による福祉・教育・社会保障の切り捨てなど、日本国憲法体制の破壊や国・政府の地方行財政への圧迫への批判を集約したものであり、対極に日本国憲法体制擁護・県民福祉優先の県政を対置したのである。

VII. 住民自治による内発的開発の胎動

(1) いま四国は、地域開発狂乱時代

いま四国では、1988年4月10日の瀬戸大橋開通を契機に、「瀬戸大橋時代」といわれ、四国の横断・縦断自動車道路建設を中心とする高速交通体系の整備が、1998年の明石海峡大橋の完成時に合わせて、急ピッチで進められている。『第四次全国総合開発計画』(1987年6月30日閣議決定)の多極分散的地域の発展と交流ネットワークの形成を名分に、第二国道幹線軸を形成する国土開発の一環として進められているものである。80年代のテクノポリス開発に替わる90年代のリゾート開発も、四国地方では、高速交通体系を地域発展の起爆剤にする振興策の一

環として推進されている。いままさに四国地方は、リゾート開発と共に高速交通体系整備の狂乱時代といえよう。

『総合保養地域整備法』(1987年6月6日公布・施行)、いわゆる「リゾート法」に基づいて、香川県の『瀬戸内・サンリゾート構想』が1990年12月に、愛媛県の『えひめ瀬戸内リゾート開発構想』が1990年6月に、高知県の『土佐浜街道リゾート構想』も1991年12月にそれぞれ承認を受けている。徳島県の『ヒューマン・リゾートとくしの海と森構想』は現在、構想仕上げの段階である。四国四県のリゾート開発に関連する整備事業や地域づくりイベント、あるいは鉄道道路整備など土木事業など主要な地域振興策をみると、開発地域面積約58万7000ha(全四国面積の約31.2%)、およそ1兆3000億円に及ぶ大事業となっている。四国四県で898件、約6466億1300万円、香川県では299件、総事業費約2704億4400万円の事業が現在行われている(1989年6月現在、地方自治省政策研究会『全国地域づくり最新データ』)。

(2) リゾート開発と過疎化

最近、『瀬戸内・サンリゾート構想』の一つとして、坂出市小与島で、岡山市の日本ゴルフ開発(株)が「小与島愛ランドアメニティプラン」というリゾート開発を始めた。小与島は瀬戸大橋橋脚下の「京阪フィシャマンズワーフ」で賑わう与島から約100m東に位置する周囲2km、面積約18ha余りの島である。ヨーロッパの湖上を模した滞在型ホテル・ゴルフ場・海水利用の温泉プール・水族館・珍獣館・海洋サファリ・レストランおよびビーチハウスなどを総工費530億円、3年間で建設する構想である。与島と小与島との間を埋め立てて陸続きにする計画もあるようだ。

小与島には1950年代に、190人ほどの島民が住んでいたが、採石技術の向上により乱掘のため良質の原石が枯渇し、花崗岩の石材業の不振や生産量の減少により高齢化と過疎化が進んだ。イ)瀬戸大橋中央部に隣接しているという立地条件のよさと、ロ)石材生産のため瀬戸内海国立公園指定区域から除外され開発規制がないことから、大橋開通後の1988年9月からリゾート

開発計画が持ち上がった。小与島は約400年前から、「与島人名組合」という財産所有組合の共同所有で、小与島住民は「与島人名組合」の店子のような存在であった。したがって、リゾート開発を計画する日本ゴルフ開発（株）と「与島人名組合」との間で全く住民不在のまま合意が成立し、島の南西部の小与島住民の居住区を除く島の約80%の賃貸契約が結ばれ、リゾート開発が構想された。石材切出業や民宿など営む10世帯35人の小与島自治会も人名制度の因習には逆らえず全島立退きを原則的に受け入れた。瀬戸大橋開通を機に観光開発に島の再生を賭けようとしたが、過疎化・高齢化と資本攻勢に呑み込まれてしまったのである。

（3）産業おこしと内発的な地域づくり

高松市に隣接する木田郡庵治町、牟礼町の両町は、香川県の『瀬戸内・サンリゾート構想』の特定地域に指定されながらリゾート開発を行わず、地場産業の振興を中心として地域振興をはかろうとしている。両町とも日本屈指の花崗岩「庵治石」を生産する石材の町であり、原石掘り出しだけでなく、加工・石彫技術をも蓄積しており、さらに庵治町は県下有数の漁業生産の町でもある。両町は観光地屋島に接し、源平の戦いの歴史遺跡をもち、那須与一の「扇の的」で有名な静水の入江はマリーナとして格好の場所であり、庵治町には温泉があり、森林も豊かで、リゾート開発にとっては絶好の自然的条件を備えている。しかし、両町の振興計画『石と魚と人が奏でる芸術・文化のまち アメニティタウン“あじ”』（1991年1月策定）と『むれ WA VE 2 1計画』（1990年3月策定）のいずれにも、リゾート開発についてはほとんど一言も触れられていない。

リゾート開発に先立って、イ) 土地利用計画を立てること、ロ) 石材生産と農漁業の地場産業の発展計画を確立すること、ハ) 国道など幹線道路（東西道路）に対して地域の生活道路（南北道路）の整備を優先的・先行的に行うこと、ニ) 石材加工の粉塵公害を防止し、自然環境の保全・アメニティの確保を優先すること、ホ) 魅力的な町には自ずと観光客は訪れるここと、等々を町の基本施策としている。しかも、両町

はそれぞれに、まちづくりの会・商工会・町の子供たちなど住民参加によって、「まちづくりセミナー」・「タウンウォチング」・「キッズフォーラム（こどもの町民会議）」などを開催し、町民からの意見を聴取し、振興計画を策定したのである。両町の商工会や青年会議所などの会員を中心に、庵治石生産や石材加工を基盤としながらも、庵治町に在住する世界的彫刻家、故イサム野口氏や流政之氏、空充秋氏などの協力を得て、石工の後継者を育成しつつ、町に石畳や石彫と石匠の里公園・石のアート展示場など文化・観光的なものもいかして、リゾート開発を進めようという内発的な動きや試みもある。しかし、現在の段階では少数派であり、拙速は避けるが、全国的にブームのリゾート開発も視野の中に入れておこう、という意見が優勢のようだ。いずれにしろ、外資の誘致という安易な方法を取らないで、地域に内在する財源と知恵とエネルギーで開発しようと論議しているようだ。

小与島は、封建遺制とも言うべき「人名制度」に縛られて住民不在のまま地域開発計画を、それどころか全島民の生活および運命まで決められてしまった。他方、庵治・牟礼両町は住民参加の地方自治で内発的な発展策を策定し、推進しているのである。

結びにかえて——住民自治と地域づくり

戦後香川の地域開発の歴史をたどることから、以下の教訓が得られる。1950年の『国土総合開発法』策定以来、地域開発は政府主導の国土総合開発計画に従属し、地域課題に基づく自発的・個別的な開発を抑制してきた。地域開発に関して地方自治体の住民参加どころか団体自治さえ抑制してきた。しかし、地域住民は自治体の閉塞的な行財政の条件下でも、たくましく科学的・民主的な住民運動を開拓して、公聴会への積極的参加・諮詢委員会の民主化あるいは監査請求やリコール運動などの民主的な法の力や政治的手段を最大限に活用して、住民の利益や要求に合致する開発を進めようとしている。そ

（20ページへ続く）

〔用語解説〕

p.23 ナショナル・プロジェクト——民活路線のもとで、国家の政策的課題に沿って大規模な公共事業を遂行するために、とくに特別の法律を制定して実行するもの。本四架橋、関西国際空港、東京湾横断道路、関西文化学術研究都市などがその例。『JAPICの野望』参照。

重点整備地区——リゾート法にもとづき基本構想を策定する場合、リゾート施設を重点的に建設する地域を特定地域とし（おおむね15万ha以下の規模），そのなかで中心地域となるのを重点整備地区とし、おおむね3000ha以下の、連接した数カ所の地域となってい。リゾート法4～7条、および「告示」（10月15日）基本方針参考。

線引き——土地の利用目的を制限するため、特定の目的をもった地域を指定する作業。新都市計画法では市街化の指定により農地を宅地に囲い込み、農業新地域整備法では農村における農用区域とその他の区域を区別している。

テーマパーク——たんなる大規模な公園や遊園地ではなく、企業の歴史や地域の特性を前面に押し出して、遊びながら学習効果も高まるような施設をさす。

p.24マイナスシーリング体制——シーリング ceiling は天井を意味するが、この場合は、各省庁が大蔵省に次年度予算概算要求をする場合の上限を意味する。マイナスシーリングとは、上限が現状よりも引き下げられている場合である。臨調行革路線のもとで、財政再建を最優先に経費削減を強行した際の象徴とも言える。新藤宗幸『財政破綻と税制改革』（岩波書店、1989年）を参照。

p.25 リストラクチャリング——restructure とは、再建・

再編を意味する。国際協調の観点から産業構造の調整を進めるために、「前川レポート」は構造調整の方針を提示した。全国的な規模における産業構造の高度化とともに、各企業レベルにおける重厚長大型から軽薄短小型産業部門への比重の移行を指す。

本業回帰——鉄鋼業や造船業の大企業は第3ステージのもとで、情報化、ソフト化、サービス化の流れに沿って、重厚長大型から軽薄短小型へのリストラを進めていたが、第4ステージでへいせい景気が実現するにつれ、本来の生産部門である鉄鋼生産や造船の比重が高まってきたことを言う。とくに生産部門の充実と関連させことが多い。

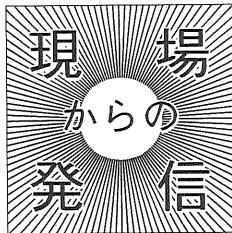
p.29 フィランソロピー——philanthropy 人類福祉を増進するための積極的努力から転じて、慈善活動などによる企業の社会的貢献を意味する。とくに文化・芸術活動への支援をメセナという。地域社会やコミュニティーと共に存する企業のあり方を追求して、また経済・会社第一主義からの脱却をめざして、ゆとりある豊かな社会の実現に向けて現在関心が高まっている。池上惇『文化経済学のすすめ』（丸善ライブラー1、1991年）参照。

p.32 第三セクター方式——民間セクターでもない公共セクターでもない、第三の形態を取るセクター（経済部門）として位置づけられているが、明確な定義はない。大まかに言えば、公共的な形態と形式でもって資金が投入され、運営されている企業形態を言い、公私共同出資法人や公私混合企業とほぼ同義である。政策課題実現のため、各種の形態と方法でもって設置される。最近の動向については、自治体問題研究所編『行政組織の改編と第三セクター 地域と自治体・第19集』（自治体研究社、1991年）所収の関連論文を参照。

p.43 TVA開発——1930年代の不況期にニューディール政策の一貫として、経済対策と地域開発をかねて、アメリカのルーズベルト大統領のもとで、Tennessee Valley Authority（テネシー河公社）によって、多目的ダムが多数建設された。理想に燃えた草の根民主主義の実現という評価と、電源開発の強行という評価が併存するが、戦後の日本の地域開発の原型モデルとして、大きな影響を与えている。D・E・リリエンソール『TVA——総合開発の歴史的実験』（和田小六・和田昭充訳、岩波書店、1979年）。

p.46 テクノポリス開発——高度技術工業集積地域開発促進法（1983年）にもとづいて、高度技術集積都市（テクノポリス）建設を中心とする地域開発政策。西日本を中心に全国で14地域の基本構想が承認された。技術立国を看板に、ハイテク産業の工場や研究所の設立と、产学共同の推進が特徴である。日本科学者会議編『テクノポリスと地域開発』（大月書店、1985年）参照。

p.47 アメニティ——amenity は、感じのよさ、快適性とともに、建物の様式や衛生的環境、周囲の環境など住宅（地）に価値を添えるもの、という意味である。無政府的な都市開発の横行にたいして、住み易さ、都市景観の保持などを主張するときに使われるとともに、環境問題や自然保護運動のなかでも追究されている。宮本憲一『都市をどう生きるか——アメニティへの招待』（小学館、1984年）参照。



連載（2）

子どもの意見表明力と社会科の学力

麻生公道

はじめに

京都府南部に位置するJ市は、人口8万人の典型的な住宅都市です。最近は人口の増加も止まりましたが、1980年代半ばまで、京都や大阪に通勤するサラリーマン用の建売住宅が、水田や雑木林をつぶして建設されていました。人口増とともに、学校の建設ラッシュも始まりました。現在、5つの中学校と10の小学校、1つの高校があります。

「事件」が起ったのは、山の手にあるA中学校でした。この「事件」のことを知った時、「まさかあの学校が！」という思いを抱いたのはわたしだけではなかったはずです。というのも、この中学校は、校内暴力などで荒れる学校が多くたこの地域の中にあって、比較的落ち着いた学校として知られていたからです。

A中学校の保護者のほとんどはサラリーマンです。J市のなかで保護者の所得水準はもっとも高いと聞いています。したがって、他の学校と比べて生活保護家庭はきわめて少ないことは言うまでもありません。

わたしも含めて、A中学校を外から眺めていた人々は、「これでA中学校も一般的な学校と同じように荒れていくのだろう」と考えました。ところが、「事件」は意外な結果をみることになります。それはわたしが予想しえなかつものでした。

この「事件」の経過を追ううちに、わたしは「子どもの権利条約」の重みを再認識させられるようになりました。条約の内容は、「事件」直後のわたしにとってあまりにも新鮮かつ深刻だったので、しばらくはよく理解することができませんでした。いま数カ月がたって、A中学校の子どもたちが提起した内容と、「子どもの

権利条約」の内容とを反対してみることができます。そして、それを少しずつ文章にまとめていきました。本稿はその一部です。

「事件」の経過

「事件」の経過にも触れずに、少し書きすぎたようです。ともかく、しばらくは「事件」そのものを追いかけてみましょう。なお、「事件」の経過を示す以下の資料は、地元の新聞「洛南タイムス」1991年9月29日付記事からの引用です（〔 〕は筆者の挿入部分）。

問題の発端はささいなことだった。学校祭体育の部（9月26日）開催に向けて、応援の太鼓ばちと生徒会新聞の記事をめぐって9月20日午後、あるブロックリーダー達と生徒会及び担当教諭の間でトラブルが発生。翌21日午後4時からリーダーら生徒20人と担当教師5人が出席して開かれたリーダー会議で話し合われたが、生徒会役員担当教諭が新聞記事について謝罪したことを見機に話がエスカレート。「そもそも教師はええかげんや」と生徒らは教師を次々と名指し〔これまでの〕体罰など〔について〕激しい口調で批判を噴出させた。午後6時過ぎ、……生徒らは「納得のいくまで帰らない」と名指した教師を呼ぶように要求。〔学校側は〕本質的な部分で学校側の対応を求めていると判断し……「なまはんかな姿勢はかえって混乱を招きかねないとして①学校全体として全力で取り組む、②過去の事実については校長が責任をもってお詫びする。③具体的な問題については教師を指導する——の3点にわたって約束、翌朝11時から再び話し合いをもつことで女生徒は午後10時、男生徒は同11時に帰宅させた。

学校側は、……関係教諭13人で深夜から翌朝4時半まで5時間半、夜を徹して生徒らへの対

応を協議した。引き続き8時から臨時職員会議を招集、過去あった体罰について校長が全校生徒の前で謝罪する方針を伝えた。

こうして、同日午前11時から学校図書室で開かれた生徒と教師の「集団交渉」には、生徒30人が昼、夜の弁当2個を持参しての参加。学校側は……校長ら13人。異様な緊張感が漂う中、生徒らは教師個々の行動について繰り返し指摘。学校側には、縦横に振る舞う生徒らの態度に「このままでは学校崩壊」の危機感も。しかし、徹底して生徒らの言い分に耳を傾ける教師らの姿勢に生徒らは次第に態度を和らげ、午後4時半「先生らの気持ちを聞かせて」と生徒に促され、教師6人が一人ずつ発言。涙ながらに、生徒らの気持ちを真剣に受け止めてこなかったことへの反省や思いを切々と語ったことから生徒らは感激、午後5時、握手を交わしながら別れた。

24日は「体育大会」リハーサル、職員会議などがあり、25日午後2時、体育館に集まった全校生徒の前で、……校長が、過去の体罰について「申し訳なかった」と謝罪した。校長の謝罪後、8人ほどの生徒が突然壇上にかけ上がり、「生徒が何か悪いことをしたとき、一緒にいた者に『お前も止めなあかん』と怒るけど、先生が僕らをしづかいても、他の先生は止めない。今のはお詫びじゃない。お詫びというのはきちんと頭を下げることじゃないんですか」などと発言。……校長は、改めて壇上に上がり頭を下げた。生徒らもこれを受け「明日の体育の部は皆で頑張ろう」と全校生徒に呼び掛けた。

そして迎えた26日、学校祭体育の部当日。閉会式後、3年生数百人の生徒が校長、教頭、教師らを次々に胴上げ、握手をかわすというまるで映画のラストシーンが繰り広げられた。

「子どもの権利条約」のうけとめ方

わたしは、この「事件」を知った時、直感的に中学生たちの行動は「子どもの権利条約」でいうところの意見表明権の行使にあたるのではないか、と考えました。ここで意見表明権について立ち入って考える前に、そもそも「子どもの権利条約」とは何かについて、少しふれてみましょう。

「子どもの権利条約」が国連で満場一致で採

択されたのは、1989年11月20日のことでした。その後、この条約を議会において批准する国が世界に広がりました。残念ながら、本稿を書いている時点では日本は批准していません。

「子どもの権利条約」は前文と54条からなっています。本稿でそのすべてを紹介することはできませんが、以下のエピソードから、この条約の子どもの権利に関するとらえ方をご理解いただきたいと思います。

「フィンランドで実際に行われていることを一つ具体例として紹介しますと、『団地のなかに駐車場を設置しようとする場合、遊び場が減らされる子どもたちの意見を先づきくことから始めます。そして、子どもたちが納得する範囲で（条件なども含めて）駐車場の設置をすすめる』というものです」（全日本教職員組合『子どもの権利条約と教育』、1991年）

A中学校では、「事件」後職員会議や保護者会でこのできごとの意味をどうとらえるかについて、議論を重ねたと聞いています。それがどのような議論かについて、わたしは十分認識していません。しかし、結果的にみれば子どもたちに押し切られた格好になったとはいえ、「子どもの権利条約」第12条に書かれてある「意見表明権」を子どもたちに保障したことは、画期的なことと思っています。「子どもの権利条約」第12条・意見表明権の日本語訳は次のとおりです。

「第12条（意見表明権）

1. 締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもにたいして、その子どもに影響をあたえるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟にしたがい、正に重視される。

2. この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続においても、直接的にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる」。

ここに書かれてあるのは、子どもを権利の主体者として、無条件に認めよということです。

「子どもは半人前だから権利も半人前」という教師の常識をひっくり返すものです。この立場からすれば、A中学校のできごとは、「子ども

の意見表明をしっかりと受け止めた」という点で、学校側の対応はほめられてよいのではないでしょうか。

社会科の授業と意見表明力

A中学校の例は、生徒会本部役員を中心とする縦割りの全校集団作りの中で、生徒の自治能力が鍛えられてゆく過程で起きたものでしょう（もちろん子どもたちのやり方には問題はありました）。特殊な条件が重なって展開されたこの「事件」の渦の中で、子どもたちは劇的に成長したはずです。しかし、教師サイドでの準備も整わないままに進行したので、子どもたちの意識高揚は案外上滑りの面もあると思われます。

日常的に、子どもたちに意見表明力をつけるのはやはり授業でしょう。暉峻淑子さんは旧西ドイツでの経験を次のように書いています。

「日本の子どもを、ドイツの小学校に入れていたある母親は、日本とのあまりの違いに、とまどったという。ペーパーテストの点がいいのに、通信簿で3の評価しかもらえないかったので、教師にその理由を聞いたところ、『あなたのお子さんには、自分の意見がないから』と言われた、という。知識とは、その子の考えを育て、人格を変えてゆくものであり、その子の意見を育てていない知識は、知ではない、というのである。その母親は、『日本ではあれこれ考えたりしていたら、時間不足で、5はとれなかった』と言っていた」（『豊かさとは何か』岩波新書、1990年）。

わたしは社会科の教師ですが、どんなに社会科の知識を「注入」しても、それを子どもたち

(53ページから続く)

もに過労や運動不足によるものと思われると分析して、十分な休養と規則正しい生活、運動不足解消の必要性を説き、別の医師からは、過労解消のため多重単独責任を避け、責任分担によるチームワーク作業を推進するよう指導を受けました。

島原市と隣町の深江町では、現在もなお8000人を越す住民が仮設住宅などで避難生活を強いられています。そして、市と医師会の健康調査でも仮設住宅に住む避難住民にもストレスから

が主体的に受け止めなければ、主権者を育てるという本当の社会科の学力とは離れたものとなってしまいます。社会科教師の中には、「事実を教え基礎的知識を拡大していくば子どもに科学的な社会認識はつけられる」という楽観的な見方もあります。しかし、事態はそれほど甘くありません。

歴史の事業の中で、わたしは子どもの意見表明力を鍛え、意見表明権を主体的に行使できるようにするために、意見表明用のノートを持たせて、週2、3回書かせています。そして時々、それらを印刷し、紙上討論会などを組織しています。これらの方は、これまで試みられてきましたが、わたしの場合、かなり意識的に追求したのが特徴でしょう。

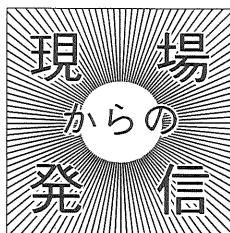
基礎学力の向上という美名のもとで、子どもの意見表明力を育てる実践をおろそかにしてきてはいないのか。A中学校の「事件」を主体的に受け止める中で、わたしは今までのテスト中心主義からの脱却を試みている最中です。たしかに、諸テスト（毎時間の小テスト・まとめのテスト・定期テスト・満点をとるまでやるテストなど）によって、基礎学力を向上させることや子どもの意欲を引き出すことはできるでしょう。しかし、そのことのみに窮屈としていたら、子どもたちの意見表明力を育てることは難しいでしょう。自分の意見をもつことの大切さを教えることは、現在の受験体制とたたかうことです。子どもたちの反乱も覚悟しなければなりません。実践は始まったばかりです。正念場はこれからと言えます。

（あそう こうどう 中学校教員）

くる肩凝りや不眠などの自覚症状が多くみられており、行政、医療が協力してそれへの対応をさらに推し進めていくことが強く求められています。

わたしたち労働組合も、噴火災害被災救援、防災、復興業務への全力投球と同時に、長引く災害対策業務に備え、過労災害を引き起こさない業務配分と健康管理対策の推進になお一層力を入れいかなければならないことを今、痛感しています。

（まつした えいじ 所員 島原市役所）



●連載(2)

雲仙普賢岳災害・もう一つの断面 —過労死を二度と引き起こさない—

松下英爾

一昨年の11月、198年ぶりに噴火した長崎県雲仙普賢岳のふもと島原市に働くわたしたち自治体労働者は、現在も進行中の甚大な火山災害による被災の救援と防災業務に日夜全力をあげていますが、それは終わりの見えない自然災害とのたたかいであると同時に、労働組合として二度と仲間を過労死させない取り組みの始まりでした。

過労死・谷口労災の体験

雲仙普賢岳噴火というこの突如の自然災害とのたたかいの9年前に、わたしたち労働組合は、仕事中に脳出血で倒れて亡くなった谷口秀夫さんという当時39才の組合員の過労死を労災認定させるたたかいを経験していました。

谷口秀夫さんは、市内中心部に位置する市立公民館の職員でした。谷口さんの仕事は、貸し部屋管理事業だけではなく、老人クラブ、婦人会、青年団などの地域社会諸活動に直接参画し、指導、助言、調整を含む公民館活動の運営全般に、7年あまり日夜精力的にたずさわっていました。市内で最も利用度の高い公民館職場と谷口さんの自宅とは近接しており、退庁後の夜間や日曜、祝日にも自宅訪問や電話による問い合わせ対応による外出なども多く、まじめな人柄もあり地域住民からはたいへん重宝がられていました。

しかし、地域住民、諸団体を対象とする公民館業務の特性上、対人関係での気苦労も非常に多く、日曜、祝日勤務も慣行となっていて、谷口さんの場合、その振替休日や年次有給休暇すらもほとんど取れていませんでした。そうした勤務を長年続けていくうちに谷口さんは健康を害し、倒れる直前のさらに過重な勤務による過労が直接の引き金となって、1983年1月、つい

に帰らぬ人となつたのでした。

谷口さんが亡くなつて半年が経った頃、看護婦である谷口さんの奥さんが白衣姿で組合に公務災害認定請求の相談に来られました。奥さんから話を聞いていくうちに、労働者感覚、現場感覚からしてこれは仕事が原因だと直感し、その時点から、本を読みあさったり名古屋の先進組合に視察に飛び込んだり全く手探りの、しかし一步ずつ前進する労働運動が始まったのでした。

当初の段階では公務災害ではない旨の県知事決定を受けましたが、その時の憤りを発火点に、谷口さんの業務過重性を立証するためにさらに詳細な証拠書類を作つて提出し、運動資金作りのために物品販売活動や2万2,396人を集めた署名運動、公務災害審査会における3回の口頭意見陳述等々の貪欲な労働運動を経て、被災後5年を経た1988年4月に、地方公務員災害補償基金長崎県支部審査会において逆転公務上認定されました。

しかし、労災と認定されても失われた命はもどってはきません。谷口さんが倒れたのも、過重な労働条件を放置したことによる原因がありました。したがつて、わたしたち労働組合は、谷口秀夫さんの公務災害認定運動の最中、同じ過ち、同じ過労災害を引き起こさないよう市当局との交渉を積み重ね、市に職員労働安全衛生委員会を発足させました。そして定期的に委員会を開き、毎回職場安全衛生パトロールを実施しながら職員の健康管理対策、労災予防措置を講じつつあった矢先に今回の噴火災害でした。

噴火災害対策業務の長期化

当該自治体に働くわたしたち職員も日夜噴火災害対策業務に全力をあげています。昨年6月

3日の火碎流直後から、ある者は避難所作りに、ある者は救援物資の受け入れへと全職員が被災救援業務に右往左往でした。島原市では6000人を越す被災市民が体育館などで集団での避難所生活を余儀なくされました。その間、9月初旬までの3カ月間は連日数十名の職員が交替で、他市職員の応援もえながら避難所での泊まり業務にも従事しました。その結果、火碎流惨事直後の6月には、従事職員の月平均超勤時間は93時間、多い職員では300時間にも達し、その後も月平均約60時間の超勤が続いています。

初めて経験する多様な被災救援業務にぶつかけ本番で挑んでいくうちに、特定の課に大量の業務が集中したり、防災の直接担当職員にいきおい長時間労働が慢性化しました。

そこで6月14日を皮切りに当局交渉を積み重ね、降灰対策用の防塵マスク、ゴーグル、災害対策服、ヘルメットの支給はもとより、そのつど業務ローテーションの見直しを実施してきました。また、災害前から高血圧症の職員や病気療養後の職員はハードな災害業務ローテーションからはずしたのは言うまでもありません。

ともかく無我夢中で夏場の災害業務を乗り越えて9月に入った頃、職員間に疲労の声を聞くようになりました。そこでこの機に労働組合として全職員を対象に健康調査アンケートの実施を計画すると同時に、市当局には職員の臨時健康診断の実施を申し入れました。健康調査アンケートは特別職を除く全職員362人を対象として10月中旬に実施し、このほどその結果がまとまりました。また、健康診断は例年1月実施の職員定期健康診断を11月初旬に繰り上げて実施しました。



避難所で救援活動に従事する島原市職員

職員の健康実態

組合が実施した業務実態に関する12の質問と自覚症状を聞く30の設問からなる健康アンケート調査結果の概要は以下のとおりであり、長引く噴火災害による疲労と精神的ストレス蓄積の実態が浮き彫りになりました。

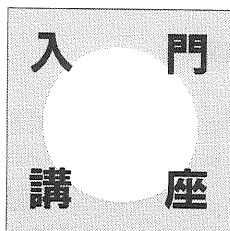
| 健康アンケート調査結果（概要） | |
|---------------------------|------------|
| 1. 災害後、疲労などで病院へ | 76人 (23%) |
| 2. 栄養剤（ドリンク）を常用した | 121人 (36%) |
| 3. 日曜休みがとれない・時々しかとれない | 134人 (40%) |
| 4. 隔週土曜休みがとれない・時々しかとれない | 203人 (61%) |
| 5. 年休がとれない・時々しかとれない | 270人 (81%) |
| 6. 1日の仕事が終わって疲れる | 313人 (93%) |
| 7. 最近の仕事の気になる自覚症状（多いもの5つ） | |
| 眠りが浅い | 183人 (55%) |
| 朝起きた時だるい | 165人 (49%) |
| 仕事中目が疲れる | 162人 (48%) |
| 熱がよく出る | 153人 (46%) |
| 疲れやすく根気がない | 149人 (44%) |

また、11月初旬の職員健康診断の結果、全受診者のうち中性脂肪は25.5%，肝機能は23%，血糖は9.5%，貧血は3.5%，血圧は23%の受診者が異常と判定され、それぞれ前回昨年1月実施の定期健康診断の異常判定率を大きく上回りました。

過労死を二度と引き起こさない

健康アンケート調査結果と健康診断結果について市の職員労働安全衛生委員会顧問医は、お

(51ページへ続く)



●近代経済学とマルクス経済学（第4回①）

取引費用と流通費用

吉田 央

はじめに

「何でもいいのですが、何かある物、例えばチョコレートを売りたい人よりも買いたい人の方が多かったとしましょう。そうするとその物の値段は上がるでしょう。値段が上がればたぶん売りたい人の数は増え、買いたい人の数は減るでしょう。それでもまだ買いたい人の方が売りたい人よりも多ければ、なお値段は上がっていきます。だんだん値段が上がっていくと、いつかは売りたい人と買いたい人の数が同じになるでしょう。『神様の見えない手』のおかげで、欲しい人が欲しいだけ手に入れることができるようになるわけです。これは、社会的にみて最ものぞましい状況です。」

この議論を現実の経済にあてはめるためには乗り越えなければならない壁があります。上のような取引をするためには、何べんも売りたい人と買いたい人の数を調べて、それに応じて値段を変えていかなければなりません。売りたい人や買いたい人の数を調べたり、値段を変えたりするためにはお金が必要です。上のような取引方法では取引をするためだけにずいぶんお金がかかりそうです。取引自体にかかるお金=取引費用のことまで考えたら、上のような方法で本当に「社会的にみて最ものぞましい状況」になってくれるかどうかはあやしくなります。たとえば、売る人と買う人の力のバランスによつては、えんえんと「つな引き」（交渉）が続けられるかもしれません。実際、現実の経済では、上のような取引方法はむしろ例外ではないでしょうか。

実際の経済を研究しようとしたら取引にかかる費用を検討しなければなりません。昨年のコースのノーベル経済学賞受賞理由の一つにも取引

費用理論の開拓があげられていました。この文章では、取引費用研究の第一人者とされるウィリアムソン（コースの弟子といわれています）の考え方を紹介しながら、マルクス経済学の研究との比較も行ってみたいと思っています。

I. 取引費用の理論

さて、それではなぜ取引に費用がかかるのでしょうか。ウィリアムソンは『エコノミック・オーガニゼーション』（井上薰・中田善啓監訳、晃洋書房、1989年）の中で、取引費用の原因として次の3つが組み合わさることが重要であると考えています。

1. 制限された合理性
2. 機会主義
3. 専用（専門）の資産

これらがどうして取引費用の原因になるのかを見ていきましょう。まず、人間の合理性に制限がなく、これから将来に起きることをすべて予測できる力があるなら取引費用などは必要ありません。「はじめに」で出てきた例でいえば、チョコレートの値段をいくらにすれば売りたい人と買いたい人の数が同じになるのかも分かるのですから、最初からその値段にしてしまえばよいのです。

「機会主義」というのはむづかしい言葉ですが、取引にかかる状況が変化したときに、その変化を自分自身の利益のために利用しようとすることです。そのうえさらに「専用（専門）の資産」（たとえば特別の目的にしか使えない機械）があると、状況が変化したときに機会主義的につけいられるもとになってしまいます。たとえば、「製品の値段が下がってしまったから」とかいう新しい状況を口実にして、単価の切下げを迫られるといった事態が起きるかもし

れません。その時他の目的には使えない機械を使っていると、機会主義的な単価切下げ要求に對して弱い立場に立たされてしまいます。このような事態を警戒するならば、なるべく専用の機械は使わないで、「ツブシのきく」機械を使おうとすることになります。これでは技術的にベストの機械が採用されるとは限りません。こうして社会的な損失が発生します。これが取引費用にほかなりません。これは機械だけではなくて、人間（人材）にもあてはまることです。たとえば、優秀な学生が専門家になるために努力するのではなく、とりあえずツブシのきくところへ行っておこうかという行動をしているのは、社会的に見て人材の損失ではないでしょうか。

余談はさておき、取引費用を減らすためにいろいろなくふうが考えられてきました。たとえば、ある相手を決めて、そことだけ集中して取り引きすることによって上でみたような機会主義的な行動の可能性を減らすことができます。これが系列や下請けなどの日本の取引習慣のひとつの理由であるといわれます。最近では、以前は前近代的であるとか、非合理的であるとか否定的にとらえられがちであった日本の取引習慣を取引費用の点からみてむしろすぐれたものであると評価する議論が流行しています。

取引費用の問題がさらに重要である場合には、もはや市場から買ってくるのはやめにして、企業の内部で作ってしまおうということになります。もちろん、企業内部での交渉にも費用がかかりますから、無制限にあらゆるものを作成の内部で作ってしまうということにはなりません。ウィリアムソンの理論では取引費用が企業内部での交渉の費用を上回るときのみ企業が存在し、そうでないときには市場にまかせられると考えます。取引費用を減らすことが企業が存在する重要な理由と考えられているのです。

いま述べたように、市場での取引と企業の内部での交渉とを比較して考えるためには、企業内部での交渉がどうなっているのかを調べなくてはなりません。企業内部の問題はこれまで経営学の守備範囲と考えられてきましたが、経済学の側からもだんだん関心をもたれるようになってきたのです。将来かなり豊かな成果が期待で

きる研究分野ではないかと思います。ただ、今までのところ「適当な取引費用を選んで当てはめれば、ほとんどどんなことでも説明できるのではないか」などと冷やかされる面がないわけではありませんが。

II. 主流派理論との比較

ここまで、ウィリアムソンの理論を紹介してきたわけですが、実は彼は近代経済学の内部では主流とはいえません。それでは主流とはどんなものかというと、「プリンシパル・エージェント・モデル」という方法でこの問題を扱うことが多いようです。ごく大ざっぱにいうとプリンシパル（依頼人）というのは、お金を出すひとで、エージェント（代理人）というのはプリンシパルの命令にしたがって実際の仕事をするひとのことです。さらに、実際に仕事をするエージェントは、なるべくプリンシパルの目をぬすんでさぼろうとすると考えられています。ですから、プリンシパルはエージェントがさぼらないように対策を考えなければなりません。もちろん対策をするためには費用がかかりますが、それがウィリアムソンのいう取引費用に対応する費用になります。

プリンシパル・エージェント・モデルの有名な例は「効率賃金モデル」とよばれるものです。そこではプリンシパルは労働者を雇おうとしている経営者で、エージェントは労働者です。まず失業がほとんどない状況を考えましょう。失業がほとんどない状況では、労働者がさぼっていたためにクビになったとしても、すぐ次の職を見つけることができるでしょう。そういう状況では労働者は決してまじめに働くとせず、経営者の側も低い賃金しか払おうとしなくなるとプリンシパル・エージェント・モデルでは考えます。

ところが、企業は高い賃金を払い、それと引きかえに労働者を減らし、残った労働者を真剣に働かせようとしてもできます。今度は失業者がいるのですからいったん企業をクビになってしまったらしいへんです。労働者は以前のようにさぼっているわけにはいきません。このように、失業者という社会的な損失（彼らが働い

ていればそのぶん価値のあるものを作り出せたのですから失業は社会的な損失です)を支払って、労働者がさぼろうとすることをふせぐことができるようになるわけです。(以上、プリンシパル・エージェント・モデルの説明は、ラスムセン『ゲームと情報の経済分析』のプリンシパル・エージェント・モデルの項の要約です)

この主流派の議論とウィリアムソンの理論とは少し違いがあります。たとえば、ウィリアムソンは専用(専門)の資産を重視しますが、プリンシパル・エージェント・モデルではそれに対する関心はありません。また、主流派の論文とウィリアムソンの論文では目でみたときのおもむきがまるで違っています。主流派の論文はべたべたと数式をならべたてるスタイルですが、ウィリアムソンは「未熟な、あるいはむりやりの形式化(この文脈では「数学利用」といいかえてもいいでしょう…引用者)はこの研究方法の発展にとってじゃまである。測定されてもいいし、そもそも測定することができないような変数をシステムに付け加えるような形式化には問題がある」(『エコノミック・オーガニゼーション』第9章「取引費用の経済学」の最後の文章)といっているひとですから、彼の論文にはあまり数式は出てきません(彼が数式を全く使っていないわけではない)。

III. マルクス経済学との比較

さて、以上のような近代経済学の取引費用の理論を、マルクス経済学と比較してみましょう。

マルクス経済学の中で、取引費用にかわるものを見るとしたら、まず『資本論』第2巻第6章で取り上げられている「流通費」を考えらるでしょう。その章の目次は次のようになります。

第1節 純粹な流通費

1. 売買期間
2. 簿記
3. 貨幣

第2節 保管費

1. 在庫形成一般
2. 本来の商品在庫

第3節 運輸費

ここでマルクスは、第1節は価値を形成しないもの、第2節は価値を形成するものとしないものの両方の性格をもつもの、第3節は価値を

形成するもの、というように分けているようです。

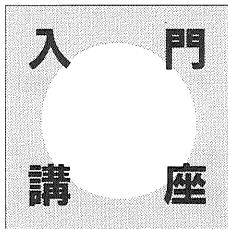
すぐ気が付くことは、マルクス経済学での流通費用というのはまさに流通に必要な費用であり、ひじょうに具体的に書かれています。近代経済学の理論が、取引費用派にせよ主流派にせよ、抽象的なモデルを中心にしていたのとは対照的です。(これはマルクス経済学と近代経済学の違いというよりも、むしろ19世紀の経済学と20世紀の経済学の違いなのかもしれません)。いわば近代経済学の取引費用がソフトウェアなら、マルクス経済学の流通費用はハードウェアにあたるものといえるでしょう。

さて、すでに『資本論』で流通費用を具体的にとらえようという努力がなされていたのですが、その後の研究は「なぜある労働は価値を形成するのに、他の労働は価値を形成しないのか、その違いは何か」という方向に向かって行きました。そのため『資本論』以後、例えばPOSシステムやクレジットカードによる支払い・銀行のオンライン・システムの発達など流通費用自体がどんどん変化してきたのに、それを具体的にとらえることは後回しにされてしまったことは否定できないと思います。今後はその方面的研究も必要になってくると思います。

ついでにいうと、現在のマルクス経済学(経済原論)あまり行われていない重要な研究に、企業の研究があります。この文章でも紹介しましたが、近代経済学ではこれまで経営学の対象とされてきたような企業の内部の問題まで研究しようという方向が出てきています。『資本論』で企業の研究にあたるところをさがせば、第2巻第2篇の「資本の回転」ということになるのでしょうが、ここらあたりは『資本論』の中ではもっとも研究の少ないところなのではないでしょうか。

マルクス経済学で企業の研究がされてこなかつたのは私の考えでは、以下の理由によります。マルクス経済学ではまず資本家階級と労働者階級という「階級」でおおきく経済の輪郭をつかむことに重点がおかれていたために、その階級を実際に作っている一つ一つの資本(企業)や

(76ページへ続く)



●近代経済学とマルクス経済学（第4回②）

質問にこたえる：交渉力（力関係） を近代経済学は無視するか？

二神 孝一

質問 1

57ページ、「 w_0 のような賃金率では、なんらかの理由により点Qが実現してしまっているのです」とあるが、なぜLではなくQになってしまったのか？ また、Eを実現する w^* ではなく w_0 となつたのか？ ここにこそ、労資の対立、力関係が作用するのではないか（あえてそうなったのは、労組が弱いからである）。

（小林世治 北海道情報大学）

質問 2

68号の入門講座の論調に“反感”をもつ者として、いくつかの私見を述べます。

(1) 市場機構の阻害要因は「特集——解剖！ 企業社会ニッポンなどで述べられている会社本位や能力平等主義など、すなわち資本制イデオロギーであると主張することができます。資本制イデオロギーは、効用最大化のための交渉は必要であるとの意識を生じさせるのですから。

(2) 望ましさの基準についての決定権（パレート効率という概念を使うかどうか、をふくむ）は資本側にあり、労働側には自発的に対等な交渉をする権利が不十分にしかありません。労働組合運動を、「決定権の獲得をめざすかどうか」という視点で経済学的に評価することができるでしょう。獲得を目指さない御用組合こそを「市場機構の阻害要因」と見なすべきだと思います。

(3) 現在の日本において、「パレート効率的な労働時間」とは具体的に何時間何分でしょうか。具体的な数値例を算出・提示することができなければ、パレート効率的な点を実現しようにも、主觀をぶつけあうだけの泥沼におちいるでしょう。

(4) 情報操作の客観的可能性は、計画当局の専売特許ではなく、私的資本（とくに高度情報化を進める部門）によっても生じるのではないでしょうか。

（滝川雅一 関西大学学生）

質問 3

『通信』68号の入門講座を読みました。ちょうどよい機会だと思いましたので、わたしが日頃から近代経済「学」にたいして疑問に感じておりましたことをこの入門講座にたいする質問という形で少々おうかがい致したいと思います。「専門外だからくわしいことはわからない」という逃げ口上ではなく、責任あるご回答を期待しております。

(1) 図5についてですが、「図中のQ点のような状態が現状だということです」(57ページ左段11行目)と書かれていますが、なぜ現状がQ点だとわかったのですか。Q点は賃金率が w_0 である時に資本家の利潤がいちばん多くなる労働時間を表しています。質問をいいかれば「現状」で資本家が利潤を最大にしている（できている）ということはいったいどうやってたしかめたのでしょうか。「見ずして（確かめないで）信じるものは幸いかな」というのは宗教の方法であって科学の方法ではないはずです。

まあもっていっておきますが、ここでは二神先生がどうやって確かめたのかを聞いているのですから、「資本家の本性は利潤追及だから必ず利潤を最大にしているはずである」式の教条では答えられません。ましてや「マルクス経済学でも同様だ」とか「ほかの経済学者もそう考えている」とかいうのは論外です。もし、「現状はQ点のような点であるといっただけでQ点であるとはいっていない」というのならば、どこになるのかを根拠を示して出して下さい。

(2) いちおう現状がQ点であるということを認めた上で次の質問をします。これが中心的な質問なのでそのつもりで答えて下さい。「何らかの理由によりQ点が実現してしまっているのです (57ページ左段13行目) と書かれていますが、何らかの理由とは具体的になんですか。そもそもQ点が実現してしまっている理由がわからないかぎり、あらゆ

る政策提言は無意味です。たとえばE Fに対応する移転を労働者から企業に行ったからといって労働者の効用が高くなる（Q点からF点に移動する）とはいいきれないはずです。

(3)図1～5を見ると労働時間（マル経風にいえば「労働日」）が0時間の近くから線がひいてあります。ふつう労働日は常用雇用者なら8時間とか10時間とかだいたい決まっているものであり、それらがかなり自由に変えられるのはパートやアルバイトだけではないでしょうか。パートやアルバイトは労働力の中心ではないと思いますが、現実に中心でないものを理論の中心にするのはいったいなぜですか。

(4)「近代経済学者の解答は簡単です。『市場機構の阻害要因を調べてそれを除去しなさい』といふものです。労働組合は市場機構の阻害要因であると主張するケースもあるでしょう」(ページ57右段25行目)と書かれています。この一文を文章全体の主題（過労死問題）にてらして読みかえますと、「労働組合のために労働時間が延長され、過労死が引き起こされているケースもあるでしょう。そういう時には労働組合をなくすことによって過労死をなくすことができます」ということになると思います（もしそう読んでいけないというならば、なぜこの読み方がまちがっているのか説明してください）。もちろんそういうケースもさがせば見つかるでしょうが、ふつうの会社で労働組合が過労死の原因になるというケースがどれだけあるでしょうか。むしろ民主的な労働組合のたたかいでによって過労死が少しでも防がれていることが重要ではないでしょうか。もっとも「労働者が過労死するまで自由に働くようにすべきである、労働組合はその自由を制限しているから問題である」というならば、もはや住んでいる世界がちがうとしかいいようがありませんが……。

こうしてみると、近代経済「学」が提供できるといっている「望ましさの基準」を現実にあてはめようすると、実はそれがとてもあやふやな根拠にもとづいていることがよくわかります（だからこそへんてこな政策提言が出てくるのです）。このような主張にだまされない思考力を持つること

と、それが経済学学習のいちばん（ゆいいつ？）の御利益かもしれません。

(吉田 央 京都大学大学院)

筆者が前号に書いた「効率万能主義は悪いこと？」へいく人かの方から質問をいただきました。学派のちがいをこえて論争することはたいへん意義のあることだ、という編集局のご要望で質問にお答えしたいと思います。

I. 利潤最大化の仮定について

まずははじめに吉田氏の第1の質問、「なぜ現状がQ点だとわかったのですか？」にお答えします。¹⁾「見ずして信ずる者は幸いかな」というありがたいお言葉もちょうだいしております。わたしたちが学問研究を行なう場合、何らかの現実があり（例えば過労死）、その原因を究明しようとするときにすべての学問は仮説を立てることから出発するという点です（質問者のマルクス経済学はそうではないのかもしれません）。そして、その仮説に基づき正しい論理展開で理論を組み立て結論を得たとします。その後は結論をデータを利用して実証、検証するという作業を実行しなければなりません。

読者の皆さん、もうおわかりでしょう。わたしの議論の方法、そして近代経済学の方法は、「企業は利潤最大化行動をとる」という仮説を基礎に組み立てられているということです。他の仮説、例えば売上高最大化、成長率最大化などを立てることも可能でしょうが、資本主義社会における企業が利潤を無視して行動できるでしょうか？ それとも質問者は企業は慈善活動でもしてると考えるのでしょうか。これは見たとか見ないとかの低次元の問題ではありません。また労働者は自分の効用を最大化できていないからこそ「過労死」が問題になるのではありませんか。もちろんわたしの議論に検証という作業は含まれておりません。しかし、現実がQ点のような場所であろうというのは現実をそれなりに反映していると思います。もし質問者がそうでないとおっしゃりたいのならば、質問者がデータを駆使して企業は利潤最大化をしていないと反証してください。そういう建設的批判なら

ばわたしとしても、いえ近代経済学も歓迎です。²⁾

II. 「力関係」について

さて、次に小林氏、吉田氏に共通する質問です。「なぜQ点が実現してしまったのでしょうか？」それは力関係の差によるのではないのか？

そしてそれは労働組合の弱さに原因があるのではないか？」。筆者なりにお二人の質問を整理するところになります。労働組合が弱いからという理由がQ点が実現している理由の一つであるという点にわたしは同意します。しかし、それがすべてであるというなら同意できません。労働者の行動の中にいわゆる「会社本位」という考え方方が反映されていることを考慮に入れるならば、労働組合の弱さのみが原因であると言えるでしょうか。

「会社本位」というイデオロギーに労働組合の弱さの原因があるのかもしれません、さてそうだとしても労働組合を強くすることが唯一の解決方法でしょうか？さらに、これほどまでに過労死が問題となっているのに労働組合が強くならないのはなぜでしょう。労働組合が強くならなくても残業しない、会社をやめるなどの代替案が見つかります。もし現実がQ点であるならば、労働市場は超過需要、すなわち人手不足、の状態ですから他の仕事が見つかる可能性は大きいはずです。また企業の力がいくらか強くても労働者がその企業の労働市場から退出すれば、賃上げ、時短、待遇改善などを企業は考慮せざるを得ないはずです。そのとき労働組合の発言力も強まるはずです。「団結、ガバナー」と言って強くなるなら苦労しません。ただしわたしは労働組合の存在意義を否定しているわけではありません。過労死した労働者にたいする補償、職場での待遇改善の要望や行動はそれなりに重要性があるはずです。労働組合の力の問題は、滝川氏への回答の中でふれましょう。

III. 企業と労働者の交渉について ——ゲームの理論——

滝川氏にお答えしましょう。資本制イデオロギーが市場機構の阻害要因であるというのはよ

くわかりませんが、わたしなりに考えたことをお話します。「会社本位」は資本制イデオロギーの一部かもしれません、「会社本位」という考え方方はどこの資本主義国にもあるのでしょうか。前号の『通信』のなかで、奥村宏氏は、アメリカやイギリスでは異なると述べておられます。³⁾ それと資本制イデオロギーという一般的にすぎる表現はやめたほうがよいと思います。質問者は「資本制イデオロギーは効用最大化のための交渉は不必要であるという意識を生じさせる」と発言されておられます、本当にそうでしょうか？まず、現実に実行されている交渉（不十分だとおっしゃると思います）をどう説明するのでしょうか。労働者の利益を考慮していない交渉ならばその交渉は持続性をもちえないでしょう。近代経済学では交渉（Bargaining）を分析対象とする分野があります。ゲーム論と言われる分野です。交渉当事者の交渉力（マル経風に言えば力関係ですか？）の相違が交渉の結果に与える影響や交渉のプロセスに及ぼす影響、交渉の結果として効率的資源配分は達成されるのか？といった問題を扱います。この点は小林氏の質問とも関連しますね。

前号の図5を使って交渉の問題を多少分析してみましょう。企業、労働者（労働組合）はそれぞれ自分の交渉相手を正確に知っているとします。双方独占の状態にあると言います。Q点を交渉の出発点とします。企業が自発的に交渉のテーブルにつくためには、少なくとも π_2 だけの利潤が保証されねばなりません。このとき両者にとって交渉の結果として同意できる領域は、斜線領域です。この領域に含まれる契約

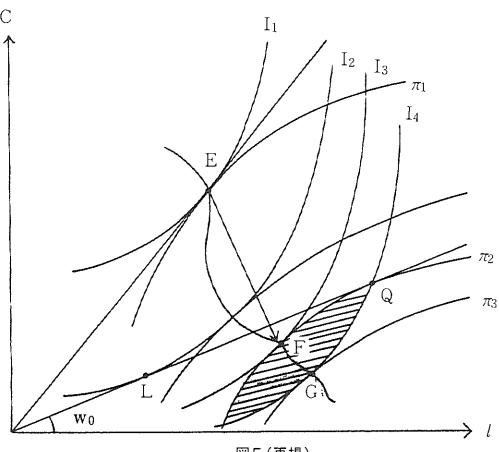


図5(再掲)

曲線上の点をコア (Core) と言います。交渉プロセスを与えられた原稿の中で表現するのは不可能なので、詳細は省略しますが、両者の交渉の結果、コア上のパレート効率的な資源配分を達成することができます。両者の交渉力は交渉の結果に影響を与えます。企業が強い場合はG点に近い資源配分が、労働者側が強い場合はF点に近い資源配分が実現します。したがって、労働者側の力、労働組合の力（これを何で測るかという問題はあります）は資源配分に重要な影響を与えます。⁵⁾

IV. 効率的な労働時間は市場機構によって実現する

第2の質問と第3の質問は微妙に関連しています。まず第3の質問にお答えします。パレート効率的な労働時間、賃金率を達成するためにパレート効率的な労働時間を知る必要は全くありません。市場機構と中央集権的計画経済との決定的差はここにあります。現状がQ点であるならば、労働者は働きすぎなわけですから供給する労働時間（残業時間）を減らせばよいのです。一方、企業は強い労働需要を持っていますから労働者が労働需要に応じなければ賃上げ・時短を実行するしかありません。ここで労働者はパレート効率的な労働時間を盾に立てる必要はない、企業は今の労働時間がパレート効率的だと叫ぶ必要もないのです。したがって、望ましさの基準の決定権の獲得という見解は意味をもたなくなります。なぜなら、効率的資源配分は両者にとってより良い結果を生み出すのですから。どちらかが現状に満足していないければ自分の決定変数（労働供給）を変更すればよいのです。

第4の質問、私の企業も情報操作をするのです？ にお答えします。わたしは企業が情報操作をしないとは言っておりません。広告は情報操作の一種でしょう。しかし計画当局の操作とは規模が異なります。社会主義諸国と言われた国々を想起すれば十分でしょう。

V. 所定労働時間による選択の制限について

残るは吉田氏の第3、4、5の質問です。第

3の質問、パートやアルバイトが労働力の中心ではないとおっしゃいますが、その理由がわかりません。おそらく組織労働者が階級闘争の前衛である！ という公式からのご判断かもしれません、一種の差別ではありませんか。さて本題です。前号での分析をそのまま適用して拡大解釈するのは無理があるのですが、前号での分析は残業についての分析であると解釈することは可能です。もちろん無理がありますから所定労働時間を考慮に入れた分析が必要です。質問が近代経済学全般にかかわるようなのでもう少し言わせていただきます。近代経済学がある種の労働（パート、アルバイト）のみを扱うようなレベルの学問であるはずがありません。質問者は近代経済学の分析力を低くみておられるようですが、所定労働時間、残業、割増賃金などの問題を扱うフレームワークは前号での分析を拡張すれば可能です。⁷⁾

次に第4の質問についてですが、これはまったくの誤解です。労働組合が阻害要因となるようなケースはQ点のような場合ではなく、労働市場で超過供給が、つまり失業が発生しているケースです。ただしこの場合も失業の原因が労働組合にあるとは限りません。

以上すべての質問にお答えしたつもりですがどうでしょうか。

VI. 近代経済学の現実分析力について

最後になりましたが、吉田氏の最後の審判：「近代経済学が提供できるといっている『望ましさの基準』を現実にあてはめようとすると、実はそれがとてもあやふやな根拠にもとづいていることがよくわかります」は、何を根拠におっしゃっておられるのか質問の内容からは理解不可能です。私はパレート効率性の基準が十分な基準であるとは言っておりません。しかしパレート効率性の基準は第3の質問者の言われるような初等的欠陥はもっておりません。不十分な点はそれが所得分配の問題を考慮に入れてないことです。近代経済学者はそんなことは十分心得ておりますから所得分配の公正を分析する道具を開発しようとしています。近代経済学は現実に照らして不十分な理論であることが判明した⁸⁾

場合、理論を拡張・発展させようと努力しております。ゲーム論による分析もその表れです。

さてもう一度問いますが、マルクス経済学は何らかの意味で望ましい基準をお持ちなのでしょうか。もしお持ちならば近経・マル経両者の理論を突き合わせるところから議論を出発させるべきでしょう。「（近経の）主張にだまされない思考力」をつけることが唯一の御利益だそうですが、吉田氏はどれほど近代経済学をご存知なのでしょう。マルクスは自分の経済学体系を築き上げる際に、寝食を惜しんでスミス、リカード、マルサスらの主張を学んだはずです。現代のマルクス経済学者の方々は、さて、どうでしょう？

近代経済学を学ぶ御利益は、マルクス経済学者を名乗る方々の安易な主張にだまされない思考力を身につけることができることにあります。なぜなら、スターリニズム、毛沢東主義はマルクス、エンゲルス、レーニンの思想の一面からでてきたことは確かです。マルクス経済学者は、マルクス、エンゲルス、レーニンら偉大な先達の歪曲をこれまでどれほど積極的に正そうとしてきたでしょうか。市場の失敗も大きな誤りを生みますが、思想の誤りはさらに大きな悲劇を生み出しかねません。

近代経済学は資源配分のメカニズムや所得分配の問題を分析するためのさまざまな分析手法をもっています。前号での分析は静態的効率性を扱いましたが、動態的効率性も分析対象にしております。ゲーム論のように利害対立する経済主体の行動を分析する分野もあります。前号での私の説明が物足りないと言われる方はどうかより深く近代経済学を勉強してください。正直に言って（客観的にも）マルクス経済学よりも近代経済学の方が現状分析をする上では、すべてとは言いませんが、ほとんどの領域ですぐれておりますから。こんなことを言うとまた反感を買いますか？

1) 点Qなどについての詳細は、『経済科学通信』68号をご覧ください。

2) 山口正之氏は「価値を生産するものは、具体的有用労働ではなく、抽象的なのだから、その労働時間は、あれこれの具体的労働時間数で表現することはできないし、したがって、何時間

というふうに測定することはできない」と述べておられます（『経済』1991年12月号28ページ）。さて、測れないものを見たのでしょうか？ 氏はマルクス経済学者のよく用いる方法、つまりエンゲルスを引用しておられます、それは何の証明にもなりません。

- 3) 奥村宏「会社本位の構造」『経済科学通信』第68号、1991年、17ページ。
- 4) 『経済科学通信』第68号、1991年、57ページ。
- 5) コアについては、例えば、E・Malinvaud, *Leçon théorie microéconomique*, Quatrième édition, Paris, Dunod, 1977（林敏彦訳『ミクロ経済理論講義』創文社）を見てください。
- 6) 交渉プロセスは、J・C・Harsanyi, *Rational Behavior and Bargaining Equilibrium in Games and Social Situations*, 1977, Cambridge U. P. を見てください。
- 7) 大橋勇雄「労働：労働時間の分析」、伊藤元重・西村和雄編『応用ミクロ経済学』、1989年、東京大学出版会所収。
- 8) 奥野正寛・鈴村興太郎『ミクロ経済学II』1988年、岩波書店を見てください。

（ふたがみ こういち 所員 立命館大学）

編集局より

講座「近代経済学とマルクス経済学」の趣旨は、一つは、ミクロ経済学・マクロ経済学を中心とする近代経済学の代表的な考え方を、それ自体として、あるいはマルクス経済学の考え方と対比的に、平易に解説することです。もう一つは、講座でとりあげられたテーマでおおいに論争してゆくことです。今回、前号の二神氏の論文にたいして複数の質問がよせられ、二神氏から質問の回答をいただきました。労働時間や賃金はどのように決まっているのか、というテーマで経済学の諸理論がその有効性を争うことは、たいへんに意義があることと考えております。今回の討論にかんして何らかの意見をお持ちの方は、積極的に編集局にお寄せ下さい。

権利を創る

新連載（1）

三洋電機定勤パート労働組合 大量解雇撤回のたたかい

——正社員と非正社員の差別を許さない——

基礎経済科学研究所では、働きつつ学ぶ権利をかけ、人権と民主主義の立場から経済学研究の研究・教育にとりくんできました。しかし、人権といい、民主主義といっても、完結した抽象的な理念としてのみ存在するものではありません。それらの具体的な内容は、たえず現実の歴史のなかで、人々の努力とたたかいのなかで創造されてゆくものです。そこで、『経済科学通信』では、今号より、労働者、消費者、住民などのたたかいから、今日的な意味をもつ新しい“権利を創る”たたかいで、ソーシャル・リサーチの連載を開始いたします。

まず第1回の今回は、定勤社員・パートの大量解雇の撤回を求めて4年9カ月にわたってたたかい、このほど職場復帰をかちとった三洋電機定勤パート労働組合に登場していただきました（なお、三洋電機定勤パート労働組合は職場復帰にともない解散されました）。以下は、さる1月13日、北河内民主会館で行われたインタビューを編集局でまとめたものです。インタビューにお答えいただいたのは、三洋電機定勤パート労働組合から真鍋勝子執行委員長（当時）、高津美佐子氏、岡田久子氏、大阪労連北河内地区協議会事務局長の山地茂行氏です。編集局からは森岡真史、水野喜志彦、仲野-菊地-組子が伺いました。なお、闘争の経過については本文末尾を参照下さい。

職場復帰をかちとって

—— まずは、職場復帰が決まり、本当におめでとうございます。

真鍋　ありがとうございます。

—— 長い闘争を経て、勝利をかちとった感想からお聞かせ下さい。

真鍋　本当の気持ちを言うと、半分うれしくて、半分はものすごく不安です。やはり5年間とい

う空白があるし、今まで会社の言うとおり、コンペアでロボットみたいに動いてきたでしょう。それがぱっと止められて、今度ぱっと職場に帰るわけで、不安なきものがいちばん先にきます。もっと長く争議していたかったなあ、という気持ちも半面あります。立ちあがったんだけど、まさか、職場復帰できるとは思っていなかったから。

—— 会社の方は職場復帰を命じる最初の判決が出てからもずっとこれを拒否し続けていたわけですが、こんど和解と職場復帰に応じたというのはどういう状況の変化があったのでしょうか。

山地　一昨年の2月に解雇無効の仮処分決定が出たときに、会社は「あの判決はむちゃくちゃだ」と開き直っており、そのときは向こうの方も、こんなもので簡単に解決してたまるか、という部分があったのだと思います。しかし2回目に決定が出ると、世論的にも「2回も負けて」と言われるし、こちらにも全労連や大阪労連をはじめとするたたかう部隊ができあがってきているということで、一つの節目だったのではないかでしょうか。

—— それで会社の方もあきらめて。

山地　その中でもやはり会社は最後まで金銭解決に固執しており、今度の2回目の決定が出る前の和解の話し合いの時に、裁判官に金銭の提示をしていました。こちらの弁護士を含め、三洋パート労組の三役は、裁判官から「それなりの金額が出ているから、見てみんなで判断したらどうですか」と言われましたが、それを全然見ずに突き返しました。あのとき、金額を見ていれば、また事態が変わっていたかもしれませんね。

—— あくまでも職場復帰を、という労組の姿勢に、会社もたじろいだわけですね。

山地　そうですね。判決が出てからのわれわれの運動は、かなり超過密スケジュールでした。

土日せんぜん休みなしにあらゆるところで宣伝

しました。その面では、会社もこれ以上放置するとどうないことになると思ったのでしょうか。

突然の大量解雇から組合結成へ

—— あらためて闘争の発端にさかのぼりますと、約300人のパートの解雇に続き、約1200人の定勤社員（パート、定勤社員、正社員）はそれぞれ所定労働時間が6時間、7時間、8時間。当時正社員は約5000人（）が解雇され、その後すぐに組合が結成されたわけですが、組合結成にいたるエネルギーというのはどのへんにあったのでしょうか。

真鍋 最初は組合をつくってたたかおうなどという気持ちはさらさらなかったけど、1回話だけ聞きにききにいこうという気持ちで説明会を行った。会社には「いま赤字だから」と言われていたけど、その説明会では北河内統一労組懇（統一戦線促進労働組合懇談会、現在大阪労連北河内地区協議会）や弁護士が来ていて、「いま三洋電機は赤字ではなく、黒字だ」と言われました。それで、「どうして黒字なのにこんなに大量の解雇ができるのですか」と質問すると、「大企業だからできるのです」と言われたときには、さすがにむっときて会社にはらが立ちました。そのときには組合を結成するというところまではいかず、あらためて2月23日にもう一度説明会に行って、その場で「失業保険がきれるまでやるだけやってみたらどうか」、「いやだったらいつでもやめたらいいから」と言われ、そういうことならやってみようか、ということで組合結成となったわけ。だから、何の決断もなく、さらっと入り込んだという感じね。

—— 真鍋さんは何年ぐらいおつとめだったのでしょうか。

真鍋 4月である8年というところで解雇です。組合員ではわたしがいちばん短いですね。あとは8年とか10年とか。

—— マスコミに取り上げられるようになつた後、多くの人たちが組合に入ってこられるようになられたわけですが、そのときのお気持ちはどうでしたか。

真鍋 やっぱり、みんな怒りが燃え上がっているんだなって感じで、わあ、スゴイって感じで



左から、真鍋氏、高津氏、岡田氏

したね。同じような気持ちの人がたくさんいるんだなと思い、「絶対勝つから」と言われて、がんばろうと思いました。

—— 最初は自宅待機という措置でしたね。解雇にならないという声も結構あったのでは。
真鍋 そりゃね。ただ、生産調整のために自宅待機してくれと言われました。いつから出勤してくれという話もなくて。カラーテレビの部門は、制服を来て出勤してくれと言われていたのに、わたし達の電子部品の部門には何も話がありませんでした。自宅待機なんかはおかしいといって署名活動する人もいました。

—— まったく突然だったのですか。

真鍋 そうそう。

高津 わたしなんか、まったく会社のことを信じていましたので、統一労組懇の出していったビラを課長に「こんなこと書かれていますよ」って見せていた。課長は「こんなのに惑わされないように」と言っていましたよ。

—— 統一労組懇という言葉自体は知つておられたのですか。

真鍋 知るわけないでしょ。わたしは主人がまさか（統一労組懇の）組合員だとは知らなかつたので、「どういう組合なの」って聞いたら、「まともなことはまともや」っていわれただけで。総評というのはよく聞いていたけど、ぜんぜん統一労組懇なんて聞いたことがなかったし、それを知らない普通の人は「トウイツロウソコン」と読めないでしょ。

—— 短期間のうちに約60名の加入があった

のですが、それは突然の解雇に対する怒りが大きかったためと考えていいのでしょうか。

真鍋 懇談会に来た人はカラーテレビの人が一番多かったね。それは、いちばん、カラーテレビの仕事がきつくて、えげつなかったということをあらわしていると思うわ。わたしたち（電子部品の部門）のところは、そんなに来なかつたわ。カラーテレビで、ほとんどまとまつていたみたい。

岡田 カラーテレビの組合のエライさんが、自分のところから組合に出されたら困るということで、ひとりづつ参加者をやり込みでいました。

—— 正規の組合は正社員だけの組合で、定勤社員やパートの人たちには関係がなかったわけですか。

真鍋 はい。毎年、定勤社員になるときはあなたたちは来年から組合に入って貰えますからという話はずっと出ていましたが、絶対最後まで加盟はさせなかつたし。

—— この本（有田芳生『三洋電機はん パートのおばちゃんでえらいすんまへん』清風堂書店、1989年、以下同じ）を見ますと、正社員の組合のほうも定勤社員の解雇に合意していたそうですね。

真鍋 そうなんですよ。

—— その後、定勤パート組合の組合員をひとりひとり説得して組合を止めさせようという工作があつて……

真鍋 組合員全部のところにきました。わたしのところへなんか、市役所職員を装って電話をかけてきたりして、わたしが三洋電機のパートであることを確認したりする。そういうのは徹底していましたね。そして、せっかく一度組合員になった人が次々に組合を止めるということを言ってくる。わたしはしばらく怖くて電話恐怖性になりました。

裁判闘争のはじまり

—— ビラまき、ゼッケン、支援集会

—— 最初の団体交渉を会社とやつたころの会社の対応はどのようなものでしたか。

真鍋 まさかパートのおばちゃんたちが統一労組懇に相談に行くとは、これっぽっちも思って

いなかつたと会社の人に言われた。「そりゃおたくらは仕事も早いけど、東南アジアに行って1ヶ月1万円出すというたら、朝の8時から夜の8時まで働く人がおる。しかも、若くてピチピチしたのが。そういうのに頼んだ方が会社ももうかる」と言われたとき、なんという会社なんやと思い愕然としました。

—— 会社は抵抗が起きるとは予想だにしなかつたのですね。最初は、話し合いには応じるけれども聞く耳は持たないということだったのですね。

真鍋 3月20日までフル回転で朝9時から夜11時まで団体交渉しました。むこうもこんなコーヒー一杯も飲まない団体交渉をしたのは初めてだといつていきました。

—— 脱退工作がずっとあって、17人が残つた。そして3月20日で正式に解雇されたわけですね。その後、闘争ということになつていったわけですが。

真鍋 20日までに職場に帰れると言っていたんだもの、統一労組懇が。3月20日まで闘争したら職場に帰れるんだから、闘争をやれって言われてやってきたのですから。何がこれから闘いやねんと思って少しむつとしたけど、ついでいたら間違いないやろと思ったから、とりあえず失業保険がきれるまでがんばろうと……。

—— 闘争を引き続きやろう、と決意されたのはそのときですか。

真鍋 そうやろな（笑い）、やめるにやめられんもんね。テレビにも報道されているし、もう解散しましたではおさまらへんし。

—— そこで訴訟に入していくわけですが、法的な争いにしていくなんてことは。

真鍋 裁判闘争をやるなんてことは考えてもいなかつたもん。

岡田 地位保全の仮処分という意味もわからなかつたし。

—— この本にもフラッシュの中を訴状をもって裁判所に行くということが書いてありました。

真鍋 裁判所なんて生まれて始めて入つた場所でしょ。裁判所に入って初めて気持ちが落ち着き、やるしかないんだという気持ちになりました。

—— ビラまきなどの宣伝活動をやっていかれることになるんですが、人前で自分たちのこ

とを訴えたときの感想は。

真鍋 イヤイヤという感じで。他人の応援という感じでしたね。よその人はゼッケンをつけていたのに、うちらは恥ずかしくてゼッケンをつけられへんのや。よその人がきちんと活動したはるのを見て、うちらもちゃんとやらなあかんのかなと……。半分イヤやったよ。地位保全の命令が出たときも、みんなこれで終わりだと思って15人だれもビラまきのときにゼッケンをつけなかったもの。

山地 初めてビラまいたのは、メーデーのときやったな。

高津 そうそう、あのとき、支援の人が用意したゼッケンつけてくれっていわれて……

真鍋 ジャンケンして負けたものがつけたもんな。

岡田 恥ずかしくて、わたしなんかやっぱり騙されたんやと思ったもの。何もしなくともいいから、失業保険が切れるまでにきっと職場に帰れるといわれてきたから。

—— 三洋で働いている人たちのなかからも支援の輪が広がっていったわけですが、支援の広がりについては。

真鍋 うちらが働いているとき、よその職場がえげつないのはよくわかるわけ。松下やシャープはえげつなく見えるけど、自分の職場には一切そんなことはないんだと思っていたわけ。三洋のなかで支援してくれる人がいるというのを知って、はじめてうちでもやられてるんだなあという感じがしたね。三洋電機には支援する人がいなかったと思っていたけど、いて良かったと思いました。はじめて集会を開いたときには、10万円も支援カンパを持ってきてくれました。

—— 自分たちの運動が社会的に意味を持ちだしたとわかり、支援集会などを開かれたときの気持ちは。

真鍋 恥ずかしいという気持ちが先に立って、できるものなら奥に引っ込んでいたいという気持ちでしたね。初めのころ、あっちに訴えに行け、こっちに訴えに行けといわれたとき、なんできうちらが訴えにいかなあかんねんと怒っていたよ。「運動が広がらなあかんやろ」といわれても、「広がらんでもいいやろ」とか「組合の旗なんか掲げる必要なんかない」って言ったもの。

団結するってどういうこと？

山地 統一労組懇としては、組合を作るときは、それを作れば解雇を撤退できて職場復帰できるんだといって引っ張り、雇用保険が切れるまでに解決で来るんだといって引っ張っていくでしょ。われわれとしては、雇用保険以降の生活対策を考えなければならない。支援共闘会議はできたものの、それだけでは生活対策できないし、それで「三洋電機定勤・パート労働者を励まし職場に戻す会」をつくったわけです。だいたい3000名規模で組織すれば、月会費ひとり500円で、月150万円集まります。そうすると、15名の組合員に10万円づつ生活費を保証できるとの計算で雇用保険が切れるのに備えました。まあ、この人たちの前では、こんなことは言えなかっただけれども。結局、3000名は組織できなかっただけれど、1000名以上の人人が毎月500円づつ出してくれました。やっぱり、その支援が大きかったですね。

それよりも、「あんたらは何もしなくていいと言っていたのに、だました」という声がよくでました。あっちにビラまきに行け、こっちに支援を訴えに行けというように、次から次と仕事が与えられる。どうしても、しんどくなってきたら、こちらに対して文句が始めました。その頃になれば、運動のおかげで、みなさん口も達者になってきていましたから。それと主婦をやってきた人たちばかりでしたから、組合に団結するというよりも、自分の「我」が先にでる。そうなると、お互い見知らずの人たちが15名集まっているわけですから、ささいなことでよくいざこざが起こりましたね。

—— 残った15名のものの職場は、ばらばらだったのですか。

真鍋 そうです。1200名の定勤社員のうちの15名ですから。同じ職場にいても、顔は見たことがあっても、話をしたことがない人ばかりだし。まあ、そんな人を集めて団結しろというほうが無理だと思いました。闘争は闘争でも、内部での女同士の葛藤のほうがすごかった。団結しろといわれるるので、団結の意味から教えてとくつてかかったこともあったね。

—— 組合活動はこの事務所（北河内民主会館）に詰めてやられるわけですか。

山地 ここを事務所にして、3人が専従でいろいろな仕事をやっていました。「戻す会」の会費は全員の生活支援費にはならなかったので、なんらかのアルバイトをして息の長いケンカにしていく必要がありました。4つの班を編成し、統一労組懇の役員がその中に入り、月に1回の班会議を開いて、いろいろな不満などを聞いていました。

—— ここまでやったのだから、もうやめてもいいのでは、という声はあったのでしょうか。

真鍋 15人の組合員のなかには、いろいろな考え方を持っている人もいるから、「やめたいやめたい」とこの間まで言っていた人もいました。だいたい、わたし自身いつもやめたいと思っていたしね。ただ、ここでやめたら負け犬になるし、なんとかいい解決をしていきたいと思ってただけで。やめたいという気持ちは、口にだすか出さないかの違いだけあって、誰にでもあると思うよ。先が見えないときは、愚痴が多くなるし、勝利したらしたで悩みも多くなってくる。同じ給料もらっているのに、どうしてあの人は動かないのかという問題が出てきます。女だからね。そこで、また葛藤が出てくるし。

山地 一番大きかったのは、仮処分の決定がでる頃やな。決定がでたときには、これで1つのけじめがついたとおもって、組合員からやめるという声が出ていました。それと、自分たちが絶えず受け身の状態でやらされているという気持ちになったときには不満が出てくる。一昨年の仮処分の出る頃には、みんな目の色が変わってきていて、なんとしても勝たねばならんという状態でした。自分たちなりに考えて、勝つためには裁判所に署名をもっていかなかん、50人分でも100人分でも集まつたら毎日持っていくという行動にでました。そのとき、もし僕らが言っていたら、雨の日や寒い日には「行かんでもええやんか」という声が出たでしょう。そのときには月曜から金曜までどんな日でも毎日裁判所の書記官室に行って「こんにちわ」と元気よく渡してくるという行動を続けました。よく自分たちで考え、納得して活動するときのパワーは凄いものでした。

山地 裁判所の決定も、さいしょの予定日から何度も引き延ばされ、いよいよ今日決定が出るという当日も朝決定が出るはずが昼になり、午後になると引き延ばされたときにはさすがにわたしも不安になり、負けた場合の激励の弁士を準備したほどです。

真鍋 わたしらも裁判所に詰めていたけど、なかなか結果がわからないので、胃はきりきりするし、はきけもするし。

—— 地位保全の仮処分が出たときの組合員の受けとめはどうでしたか。

岡田 みんな泣いていました。

真鍋 あれからの1年間は短かったね。その後、それまでは「しんどい、しんどい」と言ってたのが初めて主人に「争議っておもしろいね」とて言ったの。そしたら、主人は、「おまえがおもしろいということは、相手を追い詰めている証拠や。勝てるぞ」と言われたもんね。おもしろくなかったころには争議は終わりや、と言っていたからもう争議は終わりかなとおもい始めた。勝つか負けるかで、天国と地獄の差があるいわれるのは本当やなと思いました。

—— 争議を続けているときの家族の理解や不理解に関してはいかがでしたか。

真鍋 理解してもらっているのは、5、6人と違いますか。あのほとんどの人のだんなは、知らんという感じでしょ。ただ、口には出さないけど、心では応援しているのだろうけどね。

岡田 真鍋さん以外の御主人はみんな組合の素人だから、毎晩外出するとびっくりしてどうしたんだということになってしまふ。主人は会社と家を往復するだけの人だから。わたしは、組合に入る前、何度も説明を聞きにいって、会社の言い分もよく考えて最終的に組合活動することを選んだのです。主人は「パートで働くかなくてもいい」と言っているし、子供たちにも「大企業に勝てるわけない」と言われたけど、やっぱり人をだましたということに腹が立ったので。主人には「お前、途中でやめるなよ。みっともないから」と言われました。子供たちも女でありながらたいへんたたかいをしているのだなということがわかつてくれたみたいです。そういういきさつですから、わたしは一人になつても組合活動はしていこうと思っていました。

構成劇にとりくむ

—— 闘争のなかで、合唱とか構成劇に取り組んでいかれましたね。

真鍋 構成劇をやってやろうと言われたとき、「結構ですわ」と言いましたもん。「あなたたちが勝手にやってくれるのは結構だけれども、うちらを引っ張り出さないでくれ」って言いました。結局、出されたけど。はじめ、構成劇でクビを切られたときの制服を着て舞台に立ってくれと言われたとき、組合員のなかから、「なんでそんなイヤな思い出の染み付いている制服を着なあかんのか」という疑問が出た。そのとき、職場復帰するときにこのわたし服を来て戻るのよ、だから着ようとわたしは言いました。結局、みんな納得して舞台に立ちました。なんぼ練習してもセリフがちっとも覚えられなくて、ほんとうにたいへんでしたよ。当日はどしゃぶりの雨で人が来てくれるかどうか心配でしたが、1500人で満員になりました。演劇関係の人から「舞台と客席が一体となった劇を見たのは初めてだ」と言われてうれしかったね。客席を見渡すと身を乗り出して見ている人や泣いてくれている人たちもいたりして。

岡田 あのとき、いっぱいカンパもらったね。

真鍋 最後に、カンパを訴えようと思っても泣いて訴えられんかったな。30数万円のカンパが集って。

—— おとどし、『かあちゃんたちが翔んだ』という芝居を大阪に見に行って、非常に感動しました。さっきの話にも出ていましたが、労働組合についてなにも知らない人たちが、解雇されてはじめて組合を作り、いろんな困難のなかで闘っていくというようすがリアルに描かれた芝居でした。

真鍋 わたしらバカと思うくらいなにも知りませんでしたね。「未組織労働者」の「ミソシキ」の意味が分からず、「味噌」のなんかかなと思っていたくらいでしたから。一杯飲みながら「ミソシキってなに」って聞くと、「あんたらのことや」って言われました。

山地 ほかにもいろいろあるわな。「階級的ナショナルセンター」といっても、ここでナショナルいうたら松下のことやしね。「支援共闘会

議」というと、なんで「京都」で会議するのということになるからね。そういう意味では、労働組合の幹部が難しい言葉を使い過ぎるというのはぼくら自身反省しなあかんことや。誰にでもわかる言葉で話かけなあかんのやけどね。

解雇撤回運動の社会的な影響

—— こういうなかで、三洋での運動が他の松下などでの解雇予定をくいとめる要因になったという話を聞いています。三洋のなかでも、定勤社員を労働組合に受け入れたり、賃金が上がるなど労働条件が向上するという成果が達成されました。実際の運動のなかで及ぼしていった影響は大きかったと思うのですが。

真鍋 三洋の淀川工場では、5月の解雇計画がストップになりました。シャープや第一勧銀の解雇計画もストップになったそうです。

—— 800万～900万人くらいのパート労働者が日本経済を支えているのですが、そういう人たちにとっても今度の運動の意義ははかりしません。この運動を支援してこられたのが北河内統一労組懇でしたが、この運動の位置づけの狙いはどのようなところにあったのでしょうか。

山地 北河内統一労組懇は、「北河内のなかからひとりもクビ切りを許さない」というスローガンを掲げて闘ってきました。最初、パートの人たちがクビを切られそうだという情報が入ってきて、あの大企業のなかにひょっとしたら風穴をあけることができるかもしれないということでピラをまき始めました。ただそのときは情報が入ってくるのが遅く、解雇される直前でした。統一労組懇組合員のなかで三洋で働いている人を知らないかといろいろと調べて、口コミで説明会の情報を流して人を集めました。文書で連絡すれば、事前に会社にキャッチされて説明会が妨害されるからね。それでも、会社は事前に情報をキャッチしていて、会社の職制が説明会会場の市民会館前にたむろしていて、怖くなつて会場に入れなかった人もいたんや。ひとりの解雇に対しても、われわれ、北河内統一労組懇は支援して闘ってきました。ましてや大企業での解雇や、黙っては見てられへんかったんです。それに、幸いなことに、この人たちがわ

れわれの呼びかけに答えてくれたからやと思います。

真鍋 ひっかかったんや（笑い）。

山地 いくらわれわれがいっても、答えてくれんかったらどないにもなりませんからね。実際には、1500人の組合員のうちの15人で1%ですから、団体交渉の席で、「会社に99%のクビ切りに成功しているのだから1%ぐらい職場にいれたってたいしたことはないやないか」というたら、「それは違う。15人でも職場にいれたら、あのときのクビ切りは悪かったということになるからそれは出来ない」というのが会社の主張でした。

使い捨てへの怒り

—— 三洋は、日本のなかでも代表的な企業のひとつですね。会社に対する見方、イメージは、争議前と後では変わりましたか。

真鍋 ちらは主婦やから、パートとして、大企業の都合のいいように利用されてきたんやなと思いましたね。利用するだけしておいて、必要なくなったらクビを切るやり方は汚いと思います。会社は、わたしたちのクビを切る理由として赤字だ、円高だといっておきながら、よく調べてみると税金のかからぬ内部留保の金を何千億も溜めこんでいる。製品買えとかがむしゃらに働けと言っておきながら、裁判のなかで「正社員を守るためにクビ切りだった」といわれたときには、ショックを隠しきれなかったものね。パートは三洋電機にあってもなくてもいい存在だった、みたいなことを言われたとき、怒りがガーッと出てきたね。

岡田 わたしはカラーテレビの部門で1日に約8000点の部品を入れており、ラインの30人の人々は首、肩、腰に湿布を張りながら必死で作業していました。それなのに、解雇する前日までなにもいわない会社にたいして、人をこき使いうだけ使っておいて、という気持ちと大東市の選挙のときに利用してきた怒りがこみあげました。

—— パートの人たちは、その収入で家計を支えていたわけですね。

真鍋 ほとんどの人がそうですよ。わたしの場合で、上の子供が高校1年生、下の子供が中学1年生でしょ。ちょうどお金のかかる時期です。たかが8万円の給料でしたが、それでも助かり

ました。「真鍋さん、子供がせっかく私立高校に入ったのだから、がんばって定年まで働きや」と言われたのが12月です。ところが、年が明けて2月に自宅待機せよ。そのときには管理職にはもう解雇のことはわかっていたはずです。だからよけいに腹が立ってきて。

岡田 年末には夏服のサイズも聞きにきました。

真鍋 1月には6カ月の定期券も支給されたし。それで、パートの人たちは気の毒だけど、自分たちは6カ月はだいじょうぶだろうと思っていたのです。そこまでカムフラージュがえげつなかったです。

—— 賃金はどれくらいだったのですか。

真鍋 定勤社員は、正社員より1時間すくなくて、正社員の初任給がわたしらの給料です。時間給で、760円～715円の3段階に分かれています。パートは一番上で650円です。

—— パートから定勤社員になる条件はあるのですか。

高津 パートで働いて3年目から資格があります。出勤率が92%以上あって、クリペリンテスト、健康診断、上司の推薦状が必要です。

—— 仕事内容は部品組み立てですか。

真鍋 今は、部品組み立て、カラーテレビ、音響の3部門です。

—— コンベアの流れ作業ですか。

真鍋 そう、もちろん。正社員の若い子は、あまりの速さに流れ作業についていけないので。生産性を上げなければならないラインは、定勤社員とパートでまとめているのです

—— 正社員はラインのどこにいるのですか。

真鍋 たまにはラインに入れています。

—— しんどいところはパートにやらせているのですね。

真鍋 そうそう。だから、正社員も定勤社員もパートも仕事内容は同じです。ただ、時間が1時間ずつ違うだけで。

全国的な支援のひろがり

—— 今度の地位保全の裁判所決定のなかでも、定勤社員やパートという身分的なもので差別するのはいけないということになり、それは画期的なことです。当初の目標であった職場へ

の完全復帰という勝利を勝ち取れた要因はどこにあると思いますか。

真鍋 やっぱり、運動が全国的規模で広がり、北河内地域で毎週宣伝活動をした結果だと思います。どうしたら三洋のイメージダウンにつながるのかということをよく考えて活動しましたからね。

山地 全体で勝たせるという雰囲気になっていたんや。大阪労連も「三洋闘争委員会」を作って、指導していこうと決めていたし、日本橋での宣伝要員を大阪労連が手配した。

真鍋 少なくとも毎週50～60人が、日本橋で宣伝活動していたでしょ。年末セールのときや、小売店が開くイベントに出かけて三洋電機のことをボロクソにいう。

山地 販売店のオヤジさんが会社に「なんとかせえや。わしらの商売あがったりや」と言って、会社は「すいません、もう少し待って下さい」と謝っていたそうです。学生にたいして「三洋は悪い会社やで」といって歩こうとか、アメリカの上院・下院議員に三洋のやっていることを暴露してやろうとか考えましたね。結局、これらは実行ませんでしたが。全国から600人の知識人・文化人のかたから支持表明をしてもらいました。大学の経営学の授業で、われわれの訴えのビラや裁判所の決定文を20～30人の学生に読ませて書かせた感想文を送ってもらったりもしました。

—— 終盤は会社も追い詰められているという感じはあったのですね。

山地 そうですね。判決以降、会社はわれわれにたいして無防備やったですね。「あいつらは、けしからんことをやっとる」という宣伝をしないようになりました。われわれにやられっぱなしという状態でしたね。三洋の役員レベルで、3分の1は早く解決しなければもうあかんでという意見、とことんやれという意見、まだわからんという3つの意見に分裂していたという話も聞いたことがあります。

—— カンパのほかに、生活をしていくためにアルバイトをされていたそうですが、どういうところで働いていらっしゃったのですか。この本には、倒産した会社で事業団的にやっているところで働いたと書いてありますが。

真鍋 毎月、いろいろな行動があるので、どうしても休なければならいでしょ。それにたいして理解のあるところでしか勤められないで、地区協の組合に加盟しているところとかでしか働けませんでした。15人が全員運動するわけないし、後は好きなところで勤めて、だけど休むときはきちんと休む。そういうことはきちんとやってたね。月1回の本社抗議仕事、オルグに行く日と決めて、裁判所前のビラまきは朝だけだし、全員働いているのだから、必ず来るよう、とか、そういうことはみんな素直にやりました。

山地 「戻す会」に寄せられたカンパの総額は1700万円にもなります。これは大きな援助でした。

真鍋 そのほかに、パンフや本を売って闘争資金にしました。

これからは職場のなかで

—— 職場復帰を勝ち取られて、今後はどうなさいますか。

真鍋 普通の主婦に戻るだけですわ（笑い）。

山地 今度の非公式の話し合いでの最大のネックは、職場には入れるが、入ったら三洋電機の労働組合に入ってくれというのが会社からの条件でした。

—— つまり、今の組合を解散しろということですか。

山地 そうそう。だから、それが最後までネックになってこの話をつぶすかどうかまで検討しましたが、結局、大阪労連などとも相談して、職場復帰が当初の目標だったからそれを果たせばいいということにしました。これから、2月21日に職場に入ると、むこうの組合員にはなりますけれども、ぼくらとしては「ハイ、サヨナラ」ではなくいろいろな相談をこれからもやっていかなかかんと思っております。

—— 一連の経過のなかで、正社員の労働組合からは何の申し出や話し合いの要請もなかったのですか。

山地 まったくありませんでした。

—— それでは、最後に一言ずつ今の思いや今後のことを語ってください。

岡田 職場に帰ったら、解雇される以前にもっ

ていた、消費者に喜ばれる商品を、という気持ちで——といつてもなかなかそういう気持ちになれないのだけども——製品を作りたいと思います。

高津 わたしたちの勝利は、たくさんの人たちからの支援がなければ勝ち取れなかつたものだと思います。支援してくださったみなさんに感謝いたします。これから職場に帰るのですけれど、不安がないとはいえない。不安はいっぱいあります、もとの職場に帰せ、帰せとビラにも書いていたことですので、書いた以上は一生懸命働くと思います。そして、権利を守る闘いはこれからも続けていくと思います。

真鍋 職場に戻ってどういうことになるか分かりませんが、5年間支えられて闘ってきた経験を生かして、ぼおっとぼけてしまわないように、

あらたに勉強もして、三洋電機のなかで多くの人にこの経験を語っていきたいと思います。

山地 15名が最後まで残ったことがもちろん大きいけれど、法廷で2回完全な勝利決定をかちとった弁護団、それから統一労組懇時代よりもナショナルセンターの全労連、大阪労連ができたということが何よりも大きなことだと思います。大企業相手にこれだけの大闘争ができる、職場に入れるというところまできましたから満足はしています。さらに、労働者の権利を守るために職場でがんばってくれたら、これほど嬉しいことはありません。でも、あまりそのことばかりに期待をかけて、負担を大きくしてはいけないと思うので、1日でも長く働き続けて欲しいとぼくらは期待するだけです。

——ありがとうございました。

三洋電機住道工場パート労働者解雇撤回闘争の経過

- 1986.12.19 308人のパート労働者に解雇通告
1987.2.2 会社と三洋労組との中央労使協議会で1156人の定勤社員の解雇で合意
2.3 定勤社員に2.17まで自宅待機の指示
2.5 北河内統一労組懇が契約打ち切りに反対するビラを配布
2.10 北河内統一労組懇主催の相談会を開催。職制の妨害の中、十数人の定勤社員が参加
2.18 一方的に定勤社員の解雇を通告、同日、朝日新聞夕刊一面で報道
2.23 第2回の相談会。6人で「三洋電機定勤社員・パート労働組合」結成
2.27 第1回団体交渉。労働組合説明会に130人の定勤社員・パート労働者が参加、30人が組合加入
3.3 第2回の労働組合説明会。組合員が60人をこえる
その後の数日、会社の集中的な脱退工作で組合員が17人まで減少
3.12 「はげます集い」を開催
3.20 工場前で抗議・宣伝行動。この日をもって定勤社員は正式に解雇
3.28 従業員としての地位保全と賃金支払を求める申請を大阪地裁に提出
7.3 三洋電機住道工場の労働者、中村鎮夫氏らにより「支援する会」結成
10.15 「三洋電機定勤・パート労働者を励まし職場に戻す会」結成
10.16 「三洋電機定勤・パート労働組合支援共闘会議」結成
10.18 三洋支援共闘会議の第1回ビラまき・抗議行動（以後毎月18日）
1988 3.18 解雇1周年の抗議行動、600人が参加
4.7 スクラムコンサート、構成劇上演。1500人が参加
7 三洋電機労組大会、定勤社員、臨時社員の組合受け入れを決定
10.21 三洋電機、定勤・パート労働者を準社員に昇格させる
1990.7 大阪自立演劇連絡会議主催で「かあちゃんたちが翔んだ」上演
2.20 一審で解雇無効との地位保全の仮処分決定。
新聞、テレビで大きく報道。会社は仮処分の異議申し立てで就労を拒否
9.20 早期職場復帰をめざす総決起集会
1991.10.22 大阪地裁が会社の仮処分への異議申し立てを退ける
12.27 会社と和解、職場復帰が決定

（本資料作成にあたり、有田芳生前掲書および三洋電機定勤パートの仲間を勝たせる会のパンフレット『女やからパートやから負けられへん』、1991年を参照いたしました）

●書評

高須賀義博著

『鉄と小麦の資本主義——下降の経済学』

世界書院, 1991年, 税込4017円

1

本書は、これまで再生産表式分析や転化問題などマルクス経済学のフロンティアで貴重な理論研究を行う一方、物価問題やインフレーションの実証分析をつうじて「生産性格差インフレーション」を提唱するなど独創的な貢献を行ってきた著者がはじめて書き下ろした経済原論の教科書であり、著者が昨年11月9日急逝したことによって、残念なことに遺著ともなったものである。はじめに、本書の目次の概要を示して、その構成を紹介しておこう。

第0部 序論 マルクス経済学への招待

01 予備的考察／02 マルクスの経済学とマルクス経済学

第1部 数量体系

11 鉄と小麦の経済

12 拡大再生産

第2部 動態過程

21 動態過程の制度的基礎…
…金本位制度／22 競争過程

第3部 価値と剩余価値

31 価値／32 剩余価値

33 価値価格と生産価格

34 利潤の分割

第4部 終章 資本主義の転倒性

以上の構成からもうかがわれるよう、本書は導入部に続く第1部では、鉄に代表される生産財と小麦に代表される消費財とからなる2部門の再生産モデルを提示し、第2部では、貨幣および貨幣制度を説いたうえで、その再生産モデルにもとづいて恐慌・景気循環論を展開し、第3部では、価値・剩余価値・生産価格といった資本主義の本質的諸概念を解明し、第4部の終章では、資本主義の基本的

矛盾を説くものとなっている。抽象的なものから具体的なものへというマルクスの上向法にたいして、とくに恐慌・景気循環を説いたのちに価値を解明するというユニークな方法がとられているところに「下降の経済学」というサブ・タイトルが付されているゆえんがある。

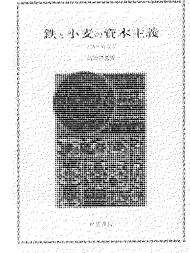
1989年から1991年にいたるソ連・東欧革命、すなわち20世紀社会主義の崩壊のなかで、マルクス経済学は、生き残るべき学問的価値をもつかどうかをきびしく問われてきた。著者は、「マルクス主義が社会主義の体制擁護のイデオロギーから解放された現在こそ、本来のマルクス主義の真価が問われる」(4ページ)といつており、わたくしも同意見であるが、本書が、このような世界的激動の時期に書かれ、そのためには時代から特別の課題を負わされていることも、本書をいっそう興味をそそるものとしている。

2

本書について、まず第1に評価すべき点は、労働こそが本源的生産要素であるという経済本質観に立脚することを宣言したうえで、

(標準的)投入係数を用いて労働価値論を数学的に厳密に定式化し、それに基づいて利潤の源泉を「マルクスの基本定理」の形式で明らかにし、さらにこれらの諸命題と首尾一貫的に、生産価格体系、商業利潤・地代、景気循環などの諸現象を説明していることである。もとより、「下降の経済学」という著者のユニークな方法には後述のとおり、わたくしは必ずしも同意できないが、問題は順序ではなく、理論的連関の解明にある。

マルクスおよび伝統的なマルク



ス経済学は、単純化仮定という留保を付しながらも、価値を商品交換比率と解し、そのためには転化問題を成功的に解決することができず、また価値形態論、価値尺度論、剩余価値論などにさまざまな歪みを残してきた。これにたいして、著者は、価値にたいして「投下労働（生きた労働）＝純生産物の価値となるように生産物の価値を定義する評価体系」(52ページ)という定義を与え、「価値どおりの交換」という想定を経済理論から一掃する。これによって、剩余労働こそが利潤の源泉であるという剩余価値論がより一般的に明かにされ、価値と生産価格とが、投入係数データおよび実質賃金率を介して関連しあっていることも明かとなる。価値や生産価格にたいするこのようなアプローチは、欧米マルクス経済学においてはむしろ多数派となっているように思われるが、文献解釈学的伝統の強い日本では必ずしもそうではない。その意味で、本書は十分な革新的価値をもっているといえよう。

第2に、第1部で展開されている数量（物量）体系の再生産表式論は、それじたい独立した価値をもつものとして評価されてよいであろう。『資本論』第2部第3編の再生産表式論については、従来、「素材視点。2部門分割。生産力表現。…価値視点。構成c+v+m。生産関係表現」(山田盛太郎)とか「価値法則の絶対的基礎」

(宇野弘蔵)といった見解が有力であって、価値・価格の評価体系から分離された数量体系による再生産表式の試みは、著者のそれを除けば、比較的少なかったよう

に思われる。すでに著者は、『再生産表式分析』(新評論、1968年)において価値表式・生産価格表式とともに数量表式を展開していくが、本書では数量体系による再生産表式を著者のいわゆる経済原則を示すものとしてより洗練された形で提示している。

そのなかには、後述のように、やや misleading な箇所も見受けられるが、しかし、拡大再生産において第1部門の成長率が2年間同一に維持されれば均等成長になることの証明や、カレツキーの経済（資本家は消費せず、労働者は貯蓄しない経済）では均等成長率は均等利潤率に等しくなることの証明は、きわめて有益なものである。

第3に、本書は経済学の教科書として第一級のものであることを強調しておきたい。教科書にはさまざまなタイプがあり、その中には学界における最大公約数的見解を集め大成したごときものもあるが、もちろん本書はそれとは正反対のタイプのものである。予備的考察と題されたマルクス経済学の歴史と現在についての解説もかなり個性的であるが、本論においても「下降の経済学」というユニークな方法をはじめ、金の価値尺度機能の麻痺・不在論、独自の「生産と消費の矛盾」概念にもとづく恐慌論、前述のような労働価値論、資本主義の転倒性に力点を置く基本的矛盾論など、学界の通説や多数説に挑戦するような多くの新しい見解が提示されている。

わたくしは、本書を読んでスヴィンナーの『資本主義発展の理論』(1942年)を想起した。もちろん、本書と『発展の理論』とは方法も内容もまったくちがう。しかし、教科書というスタイルをとり、広範なテーマをとりあげながら論争的な issue については最新の方法で解答を示しているという点は、両者はかなり共通しているように思われる。50年前の『発展の理論』が、ながく学界にたいして問題を提起しつづけたように、本書もき

わめて provocative な教科書として論議の対象となり続けるにちがいない。

3

以上に述べたような本書のもつ思考刺激的価値を十分に評価したうえで、そしてそれゆえにこそ、本書にたいする若干の疑問を提起しておきたい。

第1は、「下降の経済学」という方法についてである。周知のように、マルクスは『経済学批判要綱』の序説のなかで、経済学の方法について検討し、現実的で具体的なものから分業・貨幣・価値などの抽象的一般的規定に到達する第1の道と、そのような単純な規定から国家・貿易・世界市場などの具体的なものを思考のうえで再生産する第2の道を区別して、前者は17世紀の科学者がとった方法であり、後者こそ科学的に正しい方法だとして、これを上向法 (die methode aufzusteigen) と名づけた。これにたいして、著者は、あえて第1の道を採用し、自己の体系を「下降の経済学」と名づけるわけである。

しかし、第1部から第2部への展開をみると、数量体系における再生産表式論、すなわち著者のいわゆる経済原則論から、貨幣・信用論を媒介として競争・景気循環論へと進んでいるのであって、これはむしろ、マルクスのいわゆる上向法だといってよい。また第3部内部の叙述の順序をみても、価値から剩余価値・生産価格を経て、利潤の分割へと至っているのであって、これも上向法にはかならない。

結局、「下降の経済学」となっているのは、再生産表式論と貨幣・信用論および競争論をおもな tool として景気循環を説明し、この景気循環を「価値を入れる器」だとして、そこから価値概念に移行してくる部分だけであるが、この叙述は必ずしも成功しているとは思われない。というのは、本格的な剩余価値論ぬきの景気循環論

は、あまりにも貨幣論的あるいは競争論的なものにおわっている一方、著者の「価値を入れる器」論を最大限好意的に解釈したとしても、景気循環はむしろ「生産価格を入れる器」だと思われるからである。

第2は、数量体系の再生産表式にかんするものである。この部分は、さきに述べたように、brilliant なものであるが、同時に若干の misleading な箇所やもっと掘り下げられるべき箇所も含んでいくように思われる。たとえば、「単純再生産では資本家対労働者の分配比率が数量体系から決定される」(51ページ) という命題は、誤解を招きやすい。より正確には、「数量体系および実質賃金率から決定される」というべきであろう。50ページに示されているような同一の数量体系においても、実質賃金率いかんによってさまざまな搾取率が可能である。

また、「拡大再生産には均等成長への内的メカニズムがある」(62ページ) という表現も、自動的に均等成長をもたらすかのごとき誤解を与えるおそれがある。実際は、第1部門の成長率が2年間同一に維持されればという条件がついているのであって、この条件の成立を保障するものはなにもないのである。

「単純再生産では両部門の生産物の交換比率は数量体系だけによって決定される」(51ページ) として、「興味深いことに、この交換比率は価値比率に逆数に等しい」(51ページ) といっているのはその通りであり、この命題自体は数学的にも容易に証明されうるが、この命題のもつ経済学的 implication が、とくに転化問題との関連においてもっと立ち入って追求されるべきであったようと思われる。さらに、資本家が消費をしないカレツキーの経済では、たしかに均等成長率=均等利潤率 (65ページ) という式が成り立つが、成長要因としての貯蓄率を explicit に示すためには、非カレツキー経

済における均等成長率＝貯蓄率×均等利潤率という関係を導出しておくことも必要だったのではないかだろうか。

第3は、終章で論じられている「資本主義の転倒性」についてである。著者はマルクス経済学のなかで、「資本主義から社会主義への体制移行に貢献するものは何か」(245ページ)を検討し、恐慌や窮屈化の契機は事実によって否定されたとして、資本主義のもとでの物象化とそれが生み出す経済的虚偽意識(フェティシズム)を重視する。しかし、「『経済人』がふとわれに帰ったとき『人間としてこれでいいのだろうか』という疑問にとりつかれることがあるが、

●書評

中村哲著

『近代世界史像の再構成—東アジアの視点から—』

青木書店、1991年、税込2500円

本書は、新従属学派等をはじめとして盛んに行われている先進資本主義国と後発国との関係に関する研究や、近年のアジアNIESの経済力の発展など、理論と現実の新しい展開を視野に組み込んだ、大きな枠組みの理論構築をめざす骨太の業績である。副題が示すように、これまでの資本主義発展に関する理論が西ヨーロッパ中心主義に陥ってアジア社会における発展の契機を無視し、ともすれば停滞のレッテルをはって事足りりとしてきた傾向に対する強い批判が、全編に横溢しているのを感じた。『奴隸制・農奴制の理論』(東京大学出版会、1977年)での前近代における社会構成に関する認識を下敷きにして、中村氏が韓国の研究者などとの共同研究を通じて深められた研究の一つの到達点とも言うべきこの作品の誕生を心から歓迎したい。

しかし本書の対象は非常に広範であり、かつ問題展開の方法はきわめて独創的であって、本書が提

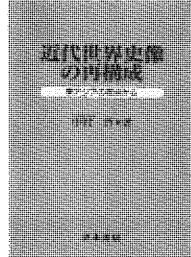
これがフェティシズムを批判する原点である」(256ページ)といわれるとき、それは、結局、著者も批判するヒューマニズム(個人主体主義)に帰着しているように思われる。読者はいささかのとまどいを禁じないのである。むしろ、「経済人」と「社会人」との矛盾をもっと具体的に追求し、個人・家庭・地域・社会・環境のすべてを呑みつくし、自由にしようとする資本とそれに抵抗する生活者との対立こそが、資本主義の止揚を準備するとした方が、マルクスの物象化批判の思想を現代に生かすことになるのではないか。

以上に呈したいくつの疑問は、おそらく著者が本書の随所に周到

に仕掛けたものであろうが、その仕掛けの全容を著者自身から直接には永久に聞くことができないことになったのは、悲痛のきわみである。

最後に、残念ながら本書には、著者の健康状態がしからしめたもののか、少なからぬ誤植が発見される。これらが適切なひとを得て訂正されて、本書が日本のradical political economicsの代表的な文献のひとつとしてとりわけ若い世代の人々のあいだでひろく読まれることを期待したい。

(鶴田満彦 中央大学)



えて、より大きな枠組みから検討されることが望ましいが、残念ながらわたしにはいまその準備はない。そういう理由からここでは第二の論点について、簡単に内容を紹介しつつ検討したい。

中村氏によれば、中間的地主的土地所有とは、「小農民経営に対して土地を貸し付けて地代を搾取している土地所有」であるが、「借地農は土地占有権をもたず、その意味では土地所有からまったく分離した存在であり」、「土地所有と小農民（借地農）との関係は土地賃借関係であり」、それゆえ「地主と農民との間には人格的・身分的な支配・隸属関係は存在しない」。このような土地所有を特に「中間的」とするゆえんは、「本源的地代を搾取する奴隸制・農奴制やその他の直接的支配・隸属関係に基づく土地所有でもなく、他方において、資本家の借地農から平均利潤を上回る超過利潤を地

代として取得する資本主義的土地所有でもない」からであって、これまでこうした関係が封建的・半封建的性格をもつことが一方的に強調されたことによって「多くの混乱」がもたらされたと主張される。またこの概念は日本の寄生地主制からイメージアップされたもので、実際に第4章までは「寄生的地主の土地所有」という用語が用いられているが、それより「はあるかに広い、より一般的・抽象的概念」であって、前近代にも近代にも、さらに西ヨーロッパから東アジアにも広く存在したと主張される(本書199~201ページ、以下本書からの引用はページ数のみ示す)。

封建的なものと近代的なものの「中間的」(前者から後者への過渡とは区別されている)という特徴づけはやや形式論理的印象を与えるが、おそらくこれまでの寄生地主制論争を超えるための中村氏の工夫の結果であろうか、非常に興味深い。ただし中村氏の議論の重点は、中間的地主制を隸農制と明確に区別することにより、アジア各地の地主制度をたんに遡れたものとだけみなす見解の批判に置かれている。したがって中間的地主制はいかなる点で隸農制と異なるのか、どのような根拠に基づいて資本主義との適合性(211ページ)や連続性(254ページ)を語ることができるのか、という問題がこの中間的地主制をめぐる議論の核心となろう。

この間にたいする中村氏の第一の回答は、すでに簡単にふれたように、たとえ前近代的な中間的地主制であっても、地主と農民の間で相互に「独立の人格の所有者」としての関係が成立すること、したがって隸農制とは異なって「中間的地主制は独自の経済外強制を具えていないし、通常は必要でもない」ことである。しかしながら前近代にあってこのようなことがありうるのかといえば、中間的地主制では農民と土地との本源的結合が解体され、農民が「土地からまっ

たく分離」しているために、「地主と借地農の関係は、たんなる契約関係としての土地の貸借関係であり……その関係が成立するためには、貸し手と借り手とは相互に独立の人格の所有者でなければならない」(205ページ)から、と述べられるのみである。これは近代法における「契約」概念に不当に寄りかかった、あまりにも思弁的・抽象的な推論ではなかろうか。中村氏も例示している高利資本の場合も含めて、前近代社会の「契約」は、対等でない・人格的に独立していない・異なる身分に属する人間の間でも結ばれうるのであって、このような「契約」関係の成立にとって、両当事者の人格的独立は全然必要とされることは言うまでもない。もしそのような「契約」は「本来の契約」ではないというのなら、本来的ではない契約があまた存在する中で、なにゆえ中間的地主制において「本来の契約」が結ばれ得るのかを証明しなければならない。農民が生産手段との本源的結合から解放されていることは、彼が生活手段の生産のためのあらゆる手がかりを失った最底辺の細民でもありうることを示すのであって、この論拠とはならないであろう。

中村氏による第二的回答は、中間的地主制における労働用具や土地資本(およびそれらと農民との関係)に関する次の3点である。
①「奴隸制、農奴制では、労働力、労働用具は土地の一部であるかその付属物にすぎない……のにたいし、ここ(中間的地主制——引用者)では……土地とは別個の存在であり……歴史的に形成されたもの、人間の労働によって作り出されたもの」であるが、このようないわば高次の「生産手段を十分に使いこなす技能と経営能力」を身につけていることが、中間的地主制において農民の借地を可能にする条件である(202ページ)。
②奴隸制や農奴制でも土地に人間労働が加えられているが、中間的地主制では、小農民の単純小商品生産者化や土地の賃借・売買の成立などの「社会的侧面」を通して「土地に投下された人間労働が独自の意味をもってくる、つまり土地資本が成立する」(205ページ)。
③小作料の増加や地主・国家による大規模な土地改良投資の増加によって、「小作農の取得していた土地資本」=小作権が「しだいに縮小、消滅」し、「土地資本は土地に合体され、地主的土地所有に含まれ」るが、これが前近代的・地主的土地所有から近代的・地主的土地所有への移行の内容である(213ページ)。

しかしこうした理論構築は、中村氏が依拠される『資本論』の論旨の誤解・誤読に基づいていて、十分説得的ではない。まず①について参照が指示されている『資本論』第3部第6編47章は、「領主の農地で領主のために無償で労働する」労働地代形態は「生産条件の『所有者』のための不払剩余労働」であることが一目瞭然であること、このようなあからさまな強制労働を強いる領主の力は、土地だけではなく労働手段・労働力も所有し、前者と後者とを意のままに結合させうる能力に基づいていること、そういう意味で「生産条件はこの場合には土地と一致するのであり、また土地と区別されかぎりでは、ただ土地の付属物としかみなされない」(『資本論』大月書店版⑤、1013ページ、下線引用者)という趣旨である。つまり、ここでは農奴制の一段階たる労働地代の段階での生産条件の社会的規定が主題であって、その技術的规定が云々されているのではない。そうだとすれば、この箇所に依拠して、農奴制での農民や労働用具が実際に土地の付属物であり、自然的・原始的なものであるかのようにイメージし、それとの対比で中間的地主制での生産手段が高度化したとか、その操作のためにそれなりの技術や経営能力が必要とされると主張するのは、一つのノ

ンセンスと言うほかない。ある生産様式における労働用具や技術が他と比べて高度であるかどうかは、具体的な比較によって解決されなければならないのである。

また②③については、土地資本に関する『資本論』第3部第6編37章の周知の一節が参照されているが、この点でも土地資本にかんする中村氏の読み込み方には大きな疑問が残る。ここでの叙述を単純化すると、「土地の使用そのもの」＝「単なる耕作一般」を含めて土地への資本投下は、極端に掠奪的な耕作が行われていないかぎり全て「土地を単なる物質から土地資本に転化させる」ということ、そして借地契約の更改や土地の売買などが行われるときには、だれが投資したかにはまったく関係なく土地資本は「土地という実体の

●書評

植田和弘・落合仁司・北畠佳房・寺西俊一著

『環境経済学』

有斐閣ブックス、1991年、税込 2060円

1. 経済学における環境問題の受容は、およそ10年周期で変化してきているようにみえる。科学史的検討というより、評者の経験にもっぱらもとづいているこの環境経済学10年ひとくぎり説からすると、始点は1970年になる。

あたかも6億年前の古生代に（体制の）発達した生物が爆発的に出現したように、（日本で）はじめて「環境問題」が認識されたのがおよそ20年前の1970年であった。もちろん、環境汚染は人類、いや生物の歴史とともに古く、先カンブリア紀ともいえる1970年以前にも環境汚染は存在した。しかし、発達した産業社会における普遍的問題として環境汚染が認められるにはこの年を待たねばならなかった。環境経済学の古生代には先駆的な研究者がごく少数いたにすぎない。

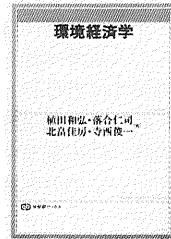
次の10年は環境経済学の中生代

不可分の付属物として……土地所有者のものとなる」（『資本論』大月書店版⑤、800ページ）ということであろう。ここでは資本主義的農業が前提されているが、その点は間わないとして、ここからは次の三点が明らかとなる。第一に、土地への投資そのものが「社会的側面」とはかかわりなく土地資本を「成立させる」こと。つぎに、もとの借地料のままで借地契約が継続している間に、改良投資＝土地資本による生産性の向上が農民のふところに入ったとしても、それは農民による土地資本の所有を意味しないこと（なぜならそれは農民が土地をある期間だけ保有（占有）する必然的結果として、その土地に合体した土地資本を保有（占有）しているにすぎないから）。したがって第三に、「土地

所有と土地資本所有の重層化」や土地資本の所有の農民から地主への移行を語ることはできないこと。以上のように、『資本論』の叙述に依拠して土地資本を中間的地主制概念の中心にすえようという中村氏の意図は、残念ながら成功していないように思われるをえない。

ともあれ、本書のように大胆な問題提起の書において、理論展開の端々にいくつかのミッシング・リンクを含むことはおそらく避けがたいであろう。そのことは冒頭に触れた本書の基本的意義を少しも損なうものではない。本書が幅広い読者の手にとられ、建設的な議論のなかでこの壮大な世界史像が多くの人々に共有されることを心から期待したい。

（島浩二 所友 阪南大学）



であるが、1980年代のマスメディアや公衆の環境問題にたいする関心は相対的に低調であった。恐龍のような「エントロピー」論や西欧での緑の党的活動はあったが、論議はむしろ地味で基礎的であった。

1990年代の10年は、環境問題のあらわれと認識とが一部の地域や環境保護主義者だけではなく普遍的・地球的に拡大したという意味で、地球環境問題の時代といえるであろう。この環境経済学の新生代のはなばなしさは、よくもわるくも、とくに1980年代をすごした者には信じがたいほどである。1970年代の著者たちの強烈な「公害」体験は、つづく1980年代の環境「冬の時代」の地道な学問的営為への昇華をへてはじめて1990年代の『環境経済学』に結実した。

2. では、環境経済学とはどのような研究分野なのか？『環境経済学』は、歴史的なレビューをふま

えながら第I部環境経済論で環境経済学を5つのアプローチに類型化している：①物質代謝論（2章）、②環境資源論（3章）、③外部不経済論（4章）、④社会的費用論（5章）、⑤経済体制論（6章）。このように、環境経済学の原論に相当する部分が各論となっているのが本書のおおきな特徴である。以下、評者が理解した本書の内容をしめすために、次の図式をかんがえる。

環境→経済→環境

(a) (b)

ここで、矢印aは天然資源などの環境の便益、bは廃棄物排出や汚染あるいはそれにともなう被害をあらわし、矢印の方向に生産・消費・廃棄が進むとする。

①は、環境と経済との間の物質

(およびエネルギー)の物質循環・代謝を中心とする物理学由来する議論である。矢印aとbとで物質が同じ「量」となる物質保存則に注目した物質収支分析と矢印aからbに物質の「質」が劣化するというエントロピー法則による「生命系の経済学」とが紹介され、物質循環の社会的制御の必要性が説かれる。②では、環境を(再生可能)資源のストックととらえる。このとき、上の矢印aは環境ストックがうみだす便益、つまり開発フローである。開発フローが大になり過ぎると環境ストックが減少し、次世代の開発フローは減少する。ここでは、「開発税」により環境のストックとフローとが永続するような「持続可能な開発」が最大原理をもじいて分析的に定式化されている。

ある経済活動が市場以外の環境などを通じてある経済主体に影響をあたえることを外部性といふ。通常の経済学では外部性は例外現象とみなされるが、環境経済学は外部(不経済)性の経済学とならざるをえない。この外部性について、③ではマーシャル=ピガーの「技術的外部性」、④ではカップ=ミハルスキーの「社会的費用」がとりあげられる。これは学説史的順序でもあるが、他の経済活動による悪影響を、③生産(上の矢印a)からみたばあいと④社会生活(矢印b)からみたばあいとに区別できるかもしれない。⑤は、矢印a、bが経済体制やその下位

レベルの「中間システム」によって決定される、という議論である。

3. 第I部の原論につづいて、第II部環境政策論があるのも本書の特徴である。各章を要約しておこう; 環境政策とマクロ経済(7章): 環境を考慮した国民経済計算やマクロ計量モデル、同マクロ経済(8章): 費用便益分析を中心とした環境プロジェクト評価、環境政策の目標と手段(9章): 環境汚染の防除費用と損害費用との和を最小にするという目標と汚染者負担の原則PPPなどの諸手段の比較、社会経済構造と環境政策(10章): 東京湾水質汚濁対策を事例とした社会経済の「構造改革型」環境政策の提起、環境保全をめぐる法と経済(11章): 環境汚染に関する民法上の不法行為の経済学的解釈、不確実性下の環境政策(12章): さきの3章のモデルの確率化、持続的発展と国際環境政策(13章): 地球環境問題の経過とその類型化。広範囲なうえにいづれも紹介にとどまらず著者らの評価をふくみ、環境勘定や汚染排出権市場などの最新の話題もふれられている。

4. 本書は環境経済学の教科書なので、環境経済学の内容・経済学の知識の自足性・話題の限定などが初学者にたいして適切であったかが問題になる。著者らの見識と努力と工夫とを尊重しながら、最後にこの点にふれておきたい。

このような各論から構成をとる以上、その基本方針を総論(1章)でもう少し説明する必要がなかっ

たろうか。たとえば、第I部原論と第II部政策の各章は執筆担当毎の対応と推測すべきなのだろうか。同様のことはクロス・リファレンスにもいえる。Sustainable Developmentが持続的/持続可能×開発/発展の計4通り!にも訳されている。環境権の評価が最初とコースの定理の箇所とでは違うように見えるし、ハンドの公式とPPPとの類似性には言及があつてもよいのではないだろうか。また、GNPは知らなくてもよいが一部でハミルトニアンの予備知識が要求されるのはどうだろう。重要な話題だけに、私見だが、3章と12章とをいっしょにして、頁を割いて基礎からの説明があると教育効果がいっそう増したと思われる。

基礎から著者独自の例解もはじめてくわしく叙述され、参考文献も豊富で用語説明やキーワードが理解を助けてくれる本書によって基礎体力をつけた本書の読者は、次にもっと「毒」のある著書を読みたくなるに相違ない。各章末の「論点を深めるために」には、練習問題とならんで本当に解決困難な現実の問題がとりあげられている。2000年までに、このあたりをもとにした、より選択され進化した著作を著者らにたいし期待する権利が環境経済学新生代の読者にはある。次の10年、つまり21世紀の地球環境と環境経済学とをになうのはかれらなのだから。

(池田 伸 千葉商科大学)

(56ページより続く)

一人一人の労働者への目配りは必ずしも必要がなかったのではないかでしょう。そのため、基礎研の「人間発達論」などの例外はあるにせよ(基礎研の場合にもかなり労働者一人一人を人間として見るというより「階級的な力量の発達」という視点から見ていると思いますが)マルクス経済学では企業の理論や近代経済学でいう消費関数の理論などは発達しなかったのです。マ

ルクス経済学が社会変革のため、あるいは一步譲って階級闘争のための経済学であった時代はそれで必要十分だったでしょう。しかし今はそういう時代ではないと思います。マルクス経済学にも「マクロ経済学」が必要です。今までのマルクス経済学ではマクロ経済学がほとんど研究されてこなかったのですから、近代経済学から学べることもあると思います。その一つが企業の理論であり、取引費用の理論ではないでしょうか。

(よしだひろし 所員 京都大学大学院)

●書評

R・D・ウルフ & S・A・レスニック著、平井規之・滝田和夫訳

『二つの経済学——マルクス主義対新古典派』

青木書店、1991年、税込5665円

本書は、最近25年のマルクス主義理論の発展を統合し、それらをアメリカ合衆国において支配的な経済理論である新古典派理論との関係で展開するという野心的な目的をもつ教科書である（なお、ここで著者たちが新古典派理論と呼んでいるのは、普通日本で近代経済学と総称されている学派である）。まず第1章「二つの異なる理論」では、各理論が概観され、続いて第2章「新古典派理論」、第3章「マルクス主義理論」において各理論ごとに基本的な論点が詳細に検討される。これを受け、第4章「理論的相違の重要性」において、相違点があらためて整理され、その相違がもたらす分析的・政治的帰結が論じられる。以下では、とくに二つの経済理論の対比という本書の主要課題にしぼり、著者たちの議論を紹介・検討することにしよう。

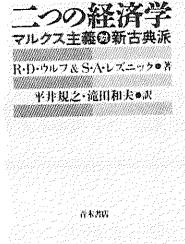
著者たちによれば、新古典派理論とマルクス理論の核心的な相違は以下の点にある。新古典派理論は、利己的に効用最大化をめざす個人の選好、初期資源（各人が交換の実行に先立って所有する各種の財の数量）、生産技術という三つの概念を供給、需要、価格などを説明する究極的な決定要因とみなしており、したがって本質還元主義である。これにたいして、マルクス理論は、剩余労働の生産と配分をめぐる過程としての階級搾取に焦点をあてるが、マルクス主義が階級の役割を強調するのは、階級が社会の構造と変化の本質的原因であるからではない。マルクス主義は反本質還元主義であり、社会生活のあらゆる側面、あらゆる要素は互いに作用し合い、決定しあう関係、すなわち重層的決定

という関係にあると考える。階級への関心の集中は、もっぱら、階級が無視されてきたこと、また階級の無視によって人々が剩余労働の集団的な生産と取得に立脚する社会を建設することが妨げられてきたという根柢によるものである。

このように、著者たちの独自性は、二つの理論の相違を本質還元主義たい重層的決定といい、方法論あるいは認識論上の対立としてとらえようとしている点にある。彼らの重層的決定の概念は、社会における階級関係の規定性をいかなる意味でも否定するという点で、アルチュセールなどの構造主義的マルクス主義の場合よりも徹底している。

さて、マルクス主義たい新古典派を重層的決定たい本質的還元主義として対比しようとする著者の試みは成功しているだろうか。ここでは、マルクス主義を重層的決定と理解する点については問わないことにし、新古典派を本質還元主義と理解する点についてのみ若干の疑問を述べる。新古典派理論では、すべての財の価格の関数である各財ごとの需要と供給とがそれぞれ一致するように、均衡価格とそれに応する均衡需要＝均衡供給が連立方程式の解として決定される。すなわち、価格は需要、供給とともに同時決定されるのであり、それらの相互関係は因果的关系ではない。

たしかに著者たちが強調するように、新古典派理論では個人の選好、初期資源、生産技術という三要因は、ふつうそれ以外の要因から説明されることはない。それゆえ、もし著者たちの主張が、三要因それ自身がまた他の諸要因によって経済学的に説明されるべ



きであるということならば、筆者もそれに同意する（例えばマルクスの資本蓄積論や大工業論は後二者を説明する試みである）。しかし、新古典においてこれら三要因が説明されないのは、それらが所与の前提とされているからであって、価格や需要・供給を説明する本質、規定要因と考えられているからではない。ある要件を与件とみるとことと、本質とみるとこととは全く別のことである。すなわち、前者は、何を与件とし、何を説明すべき対象として設定するかという問題であり、後者は、何が何を因果的に規定するのかという諸現象間の因果関係・決定関係の認識の仕方の問題である。そして、後者の問題からすれば、さきに述べた理由により新古典派は本質還元主義とはいえない。著者たちによる二つの理論の対比は、その出発点である対比の軸の設定に難点をはらんでいる。

もちろん、上の指摘は、二つの理論を一貫した観点から対比するという試みそのものの必要性とその重要な意義を少しも否定するものではない。これまで、このような対比の試みは、二つの理論の原型が形成されて1世紀以上が経過したにもかかわらず、ごく一部で、専門的なされてきたのみである。そのことを考えるなら、本書は経済学教育の観点からも一つの興味ある仕事であると言ってよいだろう。なお、原著は、R・D・Wolff and S・A・Resnick, *Economics: Marxism versus Neoclassical*, The Johns Hopkins University Press, 1987である。

（森岡 真史 所員 京都大学大学院）

●基礎研だより●

《ゼミ紹介》 英書講読会 ——4月で発足1年に——

仕事がやっと終わって同僚や友人と一杯やりたいという解放感を拒否して、「しんどいな、腹減ったなあ」と思いながら電車にのりこんで茨木くんなりまで行くのは、勇気のいることである。ましてや、普通の学科ゼミなら、テキストを読んでいたくとも、他人が報告している間に必死に読むとか、討論で自分で理解しているところをしゃべるとかして、わりとその勇気も小さくてすむが、相手が日本語でないテキストで、わからない単語が連續し、何とか単語くらい調べてこないと時間がタダタダ茫然とすぎ、じっと忍の一字でいなければならないのだから、推して知るべしである。

労働者の勉強は楽しくなくては続かない。苦しくて忍の一字の時があっても、後で「わかった、ヤッター」と思わなければみじめである。そのための前提条件のその一、腹がへってはみじめさが増す。その二、頭が冴えなくては目がぼけ（実は細かい英字は老眼がかぶった眼にはこたえる）。

しかし、この講読会は、オニギリとコーヒー付きである。けっして最高に味がいいとは保証しがたいが、それなりに家庭の味である（これでしめて1人1回300円程度、欠席の時はとらない）。

食し、すすり、よもやま話も一段落して、おもむろに始まる。そういうえば4月で1年になる。よく続いたものだと思う。というより、驚くほどよく発達したのだ。

民間会社、公務員、学校の教師、退職者など老若男女をとりまぜて総勢13名である。英語を職業上必要とした人は、元商社マン、今不動産鑑定士の講師と、元塾の講師の2人ぐらいである。年齢は、30

代から60代まで。眼鏡をかえ、テキストの拡大コピーをする人は珍しくない。

ちんまりと鎮座しまして、報告者と講師とのやりとりを、右から左へと、神妙にきき、うつむいて、しきりに書き込んでいた時代は、もう昔のようだ。毎回2、3人に報告はあてられるが、報告者のよく言えば、個性的、悪く言えば独善的、正確に言えば、つながらない間違った訳を無理につなげようと自己解釈する報告に、すかさず「今なにいったっけ」「その節はどこに続くの」「つまり何を言いたいの」「平たく言うとどうなるの」と鋭い、しかしさも物言いたげな質問がよせられる。訳というのは、誰がやっても同じようなものだと人は思うかもしれない。さにあらず。文法的にじつまが合わないと氣のすまない人。意味がとれたらいいや、と思う人。何かいい日本語はないかとこだわる人、全然こだわらない人。訳というのは人を表すものだとメンバーはこの頃つくづく悟った。この個性豊かなこだわりを、「その意味はもう少し読み進んでから考えることにしよう。さあ、次いって」とさばくのが講師の役目である。さすがにダテに商社畠を渡り歩いてきたわけではなく、たずなさばかりはしっかりしている。

テキストは毎月最終木曜日にやっているのが、ボールズ Bowles の “Understanding Capitalism” で、第二月曜日にやっているのが、ローレンス & ウィツシャー出版の “Capital”（『資本論』）の本源的蓄積の章（第26章～32章）である。最初月1回のボールズだけだったのが、メンバーの提案で2回になったのである。

本当に最近は、質が向上（？）し、「ボールズの考え方はマルクス的ではない」「『資本論』の原書に比べてこの英語はわかりにくくない」など、発言は著者の思想、英訳者の不適切さに及ぶ。実は、この講読会の『資本論』は、ドイツ語版と対照しながらされている（ドイツ語がわかる人は3人いる）。個性的・独善的な発言がとびかつたあとで、「ドイツ語ではこうなっている」ということが決着をつける。『資本論』の英訳は実にやっかいだ。辞書では《古》と表示されている古い綴り出会うことはめずらしくない。英語は、必ず主語、動詞があるものだと思っていたが、動詞がないというのもあるものだと悟った。『資本論』は日本語訳があるからたやすいだろうと思われるかもしれないが、あれはドイツ語からの訳であり、講読会のテキストにしているのはサミエル・モーアとエドワード・エーベリングの訳による英語版だから、微妙に違っている。抜けているところ、不明瞭なところもある。そこで、報告者の独自訳のプリントが出回る。

だが、報告は、やっぱり汗だくになる。しかし汗だくになって恥をかかねば上達しない。そして、各自の独自解釈の物言いを言ってみなければ発達しない。これが参加者の一致した見解である。終わって、お茶とコーヒーの茶碗を洗うのは、いつしかU君の役目になった。U君にとってそれは日常的なことのようで、実に手慣れている。皆、湯沸かし室に行って、U君の手つきをながめる。せまい湯沸かし部屋に、笑い声があふれる。“汗”をかいたあととのさわやかさだ。帰りは遠い。港区、八尾、神戸、八幡市、京都、堺、等々。夜はふ

けている。明日の朝も早い。講師も労働者。皆労働者である。当初は、程度もまちまちだし、各々、それなりの目標をもって、それなりにわかるようになればと思っていたが、それなりどころか、一様に発達してきたその速さには驚い

ている。そして、暑さや寒さ（年をとるといっそうこたえる）、遠距離にめげず、仕事や活動のやりくりをどうにかして6時半に間に合うように参加するには、特別な努力がいる。しかし、研究会は続いている。その意欲、そのこだわ

り、その若さに乾杯！

（少しカッコよく書きすぎたかな。それなりの人も大歓迎。始めるのに遅すぎるということはないヨ。）

（文責 仲野・菊地一組子
英書講読会事務局）

年々ひろがりみせる四国研究集会

四国では今年もさる2月1日から2日の1泊2日で、高松市鍛冶屋町の「一清旅館」で「基礎研四国集会」を開催した。参加者は、香川県を中心に愛媛県、徳島県、高知県の四国4県の会員と京都支部の水野氏を含めた16名であった。

今回は6本の研究報告があり、活発な質疑討議をくりひろげ、大きな成果を得た。また、懇親会でも、研究のことやさまざまなくみや運動のことなどを含めおおいに交流した。それぞれの報告は下記の通り（敬称略）。

(1) サウディ・アラビア王国国民経済と、1949年から1967年にかけて締結された石油（利権）協定における純収入と分配率との間の関連について（水島多喜男、所員、徳島大学）、(2) 平和運動の新展開——中国の旅の報告——（太田紘志、所員、高知市役所）、(3) 46県庁所在都市の比較研究（田村彰紀、香川県庁）、(4) 実質為替相場と名目為替相場の理論的・実証的研究（松本朗、所員、愛媛大学）、(5) 香川県の森林問題（落合貞夫、所員、高松市役所）、(6) 香川県の農業の概要（末沢正典、公務員）

感想文を書く時間が限定されていたため、第1日分のみの感想を以下に紹介する（なお、紙面の都合により一部削除・補足した）。

水島氏の資本の文明化作用を中心にてた視点での報告は、中東問題は難しいことから、ほとんど

知らなかったわたしにとって、たいへん興味あるものでした。ご紹介された本などでさらに内容を深めたいと思います。高知支部の太田氏の報告は、昨年の中国平和の旅で日本軍の侵略の事実を実証する教訓をまとめられたたいへん貴重なものでした。とりわけ沖縄が観光地化し、戦跡や米軍基地を見ないなどの事実の報告などに、警告を発する意味や鋭い観察眼を感じ、意義のある報告でした。田村氏の報告は、日本の各都市を比較しながら、四国4県のデータから探ろうとする意欲的なもので、興味あるものでした。

（水野喜志彦 所員 元NTT労働者）

まずは、この集会を計画運営された諸氏と香川支部の増田氏にお礼を申し上げる。研究者と労働者の共同が継続的に進められていること自体、偉大な業績である。さらに働く人たちが、論文の作成にまで発達できればなお喜ばしいことであり、「継続は力だ」の実感を得た。基礎研運動が全国的な曲がり角に来ている時だけに四国集会に、働く人たちの参加や報告が増えているのは喜ばしいことであり、さらに研究者も参加も増えればと思う。また、基礎研らしい古典的なものや原理的な報告もあればなお良い。来年からはこのような講演も計画し、その報告を受けて議論・学習すれば基礎研らしい研究集会となると思う。

（橋本了一 所員 香川大学）

昨年の松山市、そして今年の高松市の開催をみてみると、一昨年よりは質的に大きく発展し、量的にも16名の参加と多く年々発展していることを強く感じた。水島報告では、石油原価の形成の歴史を科学的に解明しようとするもので、部族の寄り集まりで形成されている封建的な社会が、外圧によって資本主義化されている様子がよくわかった。太田報告は、最近マスコミで報道されている「従軍慰安婦」問題など、ホットな内容を含み、中国で聞き取り調査した事実など興味深く聞いた。また、日本人がアジアで2000万人を殺戮したという過ちを繰り返さないために、われわれが何をなすべきか考える必要があると思った。田村報告は、46都市を統計によって比較検討したものであり、また四国4県の県庁所在都市の評価が面白かった。住民自治や都市環境の整備という点からみて、示された数字が何を意味するのか、さらなる比較検討を期待する。

（増田晃一 所員 元税務労働者）

湾岸戦争で、クエートへの侵略を引き起こしたイラクのフセインの政治経済体制について関心を持ち、2~3の論文を読んだこともあったもあった。水島報告のサウジアラビアに注目した研究内容は、耳新しくおもしろかった。国家財

政（王国財政）の危機を契機とする、利権協定による危機脱出の試み。協定の内容の変化の分析を通じて前資本主義社会から資本主義社会への発展を見ようとしているように思われた。しかしそれについては、「平均利潤率」や「地代」について質問が出されたように、理論的にお究明しなければならないことが残っている。今後の希望として、サウジアラビア社会の階級構成の変化の実態などを示していただければ、より理解されると思う。太田報告の、日本軍国主義、天皇制軍隊のアジア諸民族に対する侵略・蛮行・大量殺人に目をおこうことなく、その事実を摘発し、

それを許さず、2度と繰り返さないようにする活動は、平和運動にとっても重要である。それだけに、「天皇制支配」にたいするたたかいや民主主義をまもるたたかいとの結合が重要であり、「被害者・加害者」ということについては厳密にみる必要がある。田村報告の、統計数字に表現されている、都市・農村・地方自治体の実態を具体的に分析することが重要である。数字で○位○位と宣伝される向きもあるが、研究とはそれらの意味するところを正確にしていくことである。

（石田千年 元政党役員）

なお、来年は高知支部が幹事団体となって、「基礎研創立25周年記念・基礎研四国ブロック高知研究集会」（仮称）として高知市で開催します。開催日は1993年1月23日（土）・24日（日）の両日の予定です。具体的な内容などについては今秋にお知らせいたしますので、四国4県の方々だけではなく全国の会員・読者の皆さん多くの参加を期待します。

（文責 太田紘志）

ディスカッション・ペーパー発刊のお知らせ

基礎研研究生の修了論文はこれまで『労働と研究』誌に掲載していましたが、基礎研総会決定に基づき、本年度より新たに基礎研Discussion Paper Series（ディスカッション・ペーパー・シリーズ、『経済科学通信』別冊）として発行するようになりました。ディスカッション・ペーパーには、KISOP-No.□と通し番号がつけられます。今までに発行されている修了論文は、以下の3部です。

No. 1 村田純一（高校教員）

「差別・選別の視点と習熟度別学習」

No. 2 沼田延夫（郵政労働者）

「公企業民営化の動向と郵政事業」

No. 3 斎藤彰英（市役所職員）

「主として大阪市における製造業の衰退とその役割」

ご希望の方は、実費で販売いたします（村田論文、沼田論文は各300円、斎藤論文は400円、郵送料込み）。事務所までご注文ください。なお、代金は郵便切手でもけっこうです。

編集後記

▼ 本号の特集企画は、中谷武雄氏をはじめとする四国の所員の方々に全面的な協力を得た。地域再生の課題を探った諸論文を執筆していただいた大半の方は、最近に共同研究『リゾートの総合的研究』(晃洋書房)を上梓されたばかりであり、いわば仕事の一段落をつけたばかりのところへ、息つく間もなく本誌から地域研究にかかわる新たな論稿を依頼されて、さぞやご苦労なさったことであろう。心よく引き受けてくださった執筆者の方には心からお礼を申し上げたい。読者には本誌とともに上記『リゾートの総合的研究』の併読を願いたい。

▼ 好評の研究者群像では、早川和男先生宅を訪問したインタビューを掲載した。早川先生は、講演な

どで直にその人柄に接した方も多いと思うが、あらためて豪放にして磊落なこれまでのキャリア、そしてその中に貫かれた科学的ヒューマニズムの精神の素晴らしいと感想を本誌から読み取っていただきたいと思う。知る人ぞ知る早川先生のいまだ知られざる面が少しでも浮き彫りにされたとすれば、編集者としてこれにまさる喜びはない。

▼ 前回から開始した「現場からの発信」に加えて本号から新たに連載「権利を創る」を始める。この新連載の企画は、人間の発達と権利を担う運動がこの日本でどのように育っているかを多少とも紹介しようとするものである。働きつつ学ぶという基礎研の伝統的精神は、同時に学びつつ働くことであり、研究者は社会のなかのさ

まざまな実践から学びながら自らの仕事や課題にとりくんでいかなければならない。その意味で権利を創る運動の実践例を数多く編集局まで知らせていただければ幸いである。

▼ 前号の編集作業から編集責任者が名編集局長重森暁から二宮にバトンタッチされた。新編集責任者として第一に心がけていることは、個人的な好みやくせを極力殺し、できるだけニュートラルに所員・読者の声を誌面に反映すること。読者の方にはたとえ一行でもよいから、読者の感想をハガキでお寄せいただきたい。読者の反応がない編集、これほど面白くない仕事はありません。

(二宮)

経済科学通信 (季刊) 第69号 1992年3月20日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
(〒602京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)
振替京都 8-1972 TELおよびFAX (075)255-2450

編集責任者 編集局

二宮 厚美 芦田 亘 江尻 彰 角田 修一
高橋 信一 高山 新 小西 豊
西田 達昭 二宮 厚美 松野 周治
森岡 真史

印刷所

新日本プロセス株式会社
(〒601京都市南区吉祥院石原上川原町21)
TEL (075)661-5688
領価 1部1,000円
定期購買費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)

川瀬光義○著

●￥4200

台灣の土地政策

平均地権の研究

国父・孫文が提唱した“平均地権”にもとづくユニークな土地政策をすすめる台湾。NIESの旗手として経済成長と都市化のすすむ過程で、それはどのように遂行されたか。

D・ハーヴェイ○著 水岡不二雄○監訳

●￥7500

都市の資本論

都市空間形成の歴史と理論

都市をはじめとする社会・経済空間の編成原理とその地理的不均等発展にかんする新しい理論体系を提示した、英國オックスフォード大学D・ハーヴェイ教授の代表作の全訳。

R・D・ウルフ&S・A・レズニツク○著 平井・滝田○訳 ●￥5500

二つの経済学

マルクス主義対新古典派

経済学の二大潮流——新古典派VSマルクス経済——を一貫した認識論と方法論とともにとづいて対比した、アメリカのエコノミストのこころみた興味深い知的冒険！

ペレストロイカ、東欧革命、ソ連共産党解体と続く世界史の転換期に、新しい視座からコミュニケーションを問い合わせた労作！

三輪芳郎○編

●￥3800

現代日本の産業構造

80年代の後半以降、日本経済はどのように変容したか。急激な円高・経済摩擦など厳しい国際環境に対峙した構造調整のなかで、日本における主要産業の実態・労働問題などを広い視野からつぶさに検証し、解明する。

平野喜一郎○著

●￥2200

現代社会の経済学

「社会主义国」の崩壊と「バブル経済」の破裂を直視して、いま経済学を学び・教え・研究する意味と視点と方法を多角的に提示する。——読者とともに考える入門書！

加藤哲郎○著

●￥9500

コミュニケーションの世界像

世界政党の政治学的研究

青木書店

〒162 東京都新宿区早稲田鶴巣町538 電話:03-3202-3999 FAX:03-3204-1187 [価格税別]